

新旧対照表

○千葉県立自然公園条例施行規則

改正後		改正前	
千葉県立自然公園条例施行規則		千葉県立自然公園条例施行規則	
昭和三十三年四月三十日 規則第十五号		昭和三十三年四月三十日 規則第十五号	
改正 昭和三十九年 八月 一日規則第 五二号	昭和三十九年 四月三〇日規則第 二八号	改正 昭和三十九年 八月 一日規則第 五二号	昭和三十九年 四月三〇日規則第 二八号
昭和三十五年 四月 一日規則第 一八号	昭和三十八年 一月 四日規則第 一号	昭和三十五年 四月 一日規則第 一八号	昭和三十八年 一月 四日規則第 一号
平成 元年 一月二四日規則第 六号	平成 四年 四月 三日規則第 六二号	平成 元年 一月二四日規則第 六号	平成 四年 四月 三日規則第 六二号
平成 八年 三月 五日規則第 七号	平成一〇年 八月一八日規則第 七四号	平成 八年 三月 五日規則第 七号	平成一〇年 八月一八日規則第 七四号
平成一一年 七月三〇日規則第 七〇号	平成一一年一二月二八日規則第 八九号	平成一一年 七月三〇日規則第 七〇号	平成一一年一二月二八日規則第 八九号
平成一二年 三月三十一日規則第 八八号	平成一三年 一月 五日規則第 三号	平成一二年 三月三十一日規則第 八八号	平成一三年 一月 五日規則第 三号
平成一三年 三月三〇日規則第 三三号	平成一五年 三月二五日規則第 三四号	平成一三年 三月三〇日規則第 三三号	平成一五年 三月二五日規則第 三四号
平成一六年 四月 一日規則第 七九号	平成一七年 三月 七日規則第 二五号	平成一六年 四月 一日規則第 七九号	平成一七年 三月 七日規則第 二五号
平成一七年 三月一日規則第 二八号	平成一七年 七月 一日規則第 一三四号	平成一七年 三月一日規則第 二八号	平成一七年 七月 一日規則第 一三四号
平成一七年一二月 二日規則第 一八九号	平成一八年 三月一七日規則第 一七号	平成一七年一二月 二日規則第 一八九号	平成一八年 三月一七日規則第 一七号
平成一八年 三月三十一日規則第 五九号	平成一八年 七月 四日規則第 九八号	平成一八年 三月三十一日規則第 五九号	平成一八年 七月 四日規則第 九八号
平成一九年 三月三〇日規則第 四〇号	平成二〇年 三月三十一日規則第 三八号	平成一九年 三月三〇日規則第 四〇号	平成二〇年 三月三十一日規則第 三八号
平成二三年 三月三十一日規則第 四〇号	平成二四年 三月二三日規則第 一六号	平成二三年 三月三十一日規則第 四〇号	平成二四年 三月二三日規則第 一六号

改正後	改正前
<p>平成二七年 五月二八日規則第 平成二七年一〇月 二日規則第 四五号 五七号 平成三〇年 九月 七日規則第 平成三一年 三月二九日規則第 五六号 二一号 千葉県立自然公園条例施行規則 (趣旨)</p>	<p>平成二七年 五月二八日規則第 平成二七年一〇月 二日規則第 四五号 五七号 平成三〇年 九月 七日規則第 平成三一年 三月二九日規則第 五六号 二一号 千葉県立自然公園条例施行規則 (趣旨)</p>
<p>第一条 この規則は、千葉県立自然公園条例（昭和三十五年千葉県条例第十五号。以下「条例」という。）に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。 (公園事業となる施設の種類の)</p>	<p>第一条 この規則は、千葉県立自然公園条例（昭和三十五年千葉県条例第十五号。以下「条例」という。）に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。 (公園事業となる施設の種類の)</p>
<p>第二条 条例第二条第三号に規定する知事が定める施設は、次の各号に掲げるものとする。 一 道路及び橋 二 広場及び園地 三 宿舍及び避難小屋 四 休憩所、展望施設及び案内所 五 野営場、運動場、水泳場、舟遊場、スキー場、スケート場及び乗馬施設 六 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設<u>その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設及び昇降機</u> 七 運輸施設（主として千葉県立自然公園（以下「自然公園」という。）の<u>区域内</u>において路線又は航路を定めて旅客を運送する自動車、船舶、水上飛行機、鉄道又は索道による運送施設、主として自然公園の区域内において路線を定めて設けられる道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第八項の一般自動車道及び主として旅客船の用に供する保留施設をいう。以下同じ。） 八 給水施設、排水施設、医療救急施設、公衆浴場、公衆便所及び汚物処理施設 九 博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設及び野外劇場 十 植生復元施設及び動物繁殖施設 十一 砂防施設及び防火施設 十二 自然再生施設（損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう。）</p>	<p>第二条 条例第二条第三号に規定する知事が定める施設は、次の各号に掲げるものとする。 一 道路及び橋 二 広場及び園地 三 宿舍及び避難小屋 四 休憩所、展望施設及び案内所 五 野営場、運動場、水泳場、舟遊場、スキー場、スケート場及び乗馬施設 六 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設<u>及び昇降機</u> 七 運輸施設（主として千葉県立自然公園（以下「自然公園」という。）の<u>区域</u>において路線又は航路を定めて旅客を運送する自動車、船舶、水上飛行機、鉄道又は索道による運送施設、主として自然公園の区域内において路線を定めて設けられる道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第八項の一般自動車道及び主として旅客船の用に供する保留施設をいう。以下同じ。） 八 給水施設、排水施設、医療救急施設、公衆浴場、公衆便所及び汚物処理施設 九 博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設及び野外劇場 十 植生復元施設及び動物繁殖施設 十一 砂防施設及び防火施設 十二 自然再生施設（損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう。）</p>

改正後	改正前
<p>一部改正〔昭和四九年規則二八号・平成四年六二号・一八年五九号・二三年四〇号〕</p> <p><u>(公園計画の変更の提案に係る添付書類)</u></p> <p><u>第二条の二 条例第七条の二第一項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる事項を記載した書面とする。</u></p> <p><u>一 条例第七条の二第一項の規定による提案（以下この条において「提案」という。）を行う協議会（条例第十四条の二第一項又は第二十八条の二第一項に規定する協議会をいう。以下この条において同じ。）を組織した市町村</u></p> <p><u>二 提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名又は名称</u></p> <p><u>三 提案の理由</u></p> <p><u>2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園計画の変更に</u> <u>関し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該提案に係る自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求め</u> <u>ることができる。</u></p> <p><u>(公園事業の決定等の提案に係る添付書類)</u></p> <p><u>第二条の三 条例第八条の二第一項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p><u>一 次に掲げる事項を記載した書面</u></p> <p><u>イ 条例第八条の二第一項の規定による提案（以下この条において「提案」という。）を行う協議会を組織した市町村</u></p> <p><u>ロ 提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名又は名称</u></p> <p><u>ハ 提案の理由</u></p> <p><u>二 当該公園事業の概要を記載した書面</u></p> <p><u>2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園事業の決定又は</u> <u>変更に関し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は</u> <u>当該提案に係る自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の</u> <u>提出を求めることができる。</u></p> <p>(公園事業の執行の協議又は認可)</p> <p>第三条 条例第九条第二項の協議又は同条第三項の認可は、公園施設ごとに協議し、又は認可を受けるものとする。</p>	<p>一部改正〔昭和四九年規則二八号・平成四年六二号・一八年五九号・二三年四〇号〕</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(公園事業の執行の協議又は認可)</p> <p>第三条 条例第九条第二項の協議又は同条第三項の認可は、公園施設ごとに協議し、又は認可を受けるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>全部改正〔平成二三年規則四〇号〕、一部改正〔平成二四年規則一六号〕</p> <p>(公園事業の執行の協議又は認可の申請)</p> <p>第四条 条例第九条第四項の規定による執行の協議又は認可の申請は、公園事業執行協議(認可申請)書(別記第一号様式)を知事に提出して行うものとする。</p> <p>2 条例第九条第四項第六号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 公園施設の構造(運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)</p> <p>二 第二条第一号から第九号までに掲げる公園施設にあつては、その施設の供用開始の予定年月日</p> <p>三 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間</p> <p>3 条例第九条第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては第七号から第十号まで及び第十二号に掲げる書類を、他の地方公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつては第一号、第二号、第六号から第十号まで、<u>第十二号及び第十三号</u>に掲げる書類を除外するとともに、行為の規模が大きい場合、<u>第三号から第五号まで及び第十一号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。</u></p> <p>一 個人にあつては、住民票の写し</p> <p>二 法人にあつては、登記事項証明書</p> <p>三 公園施設の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一<u>程度</u>の地形図</p> <p>四 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一<u>程度</u>の概況図及び天然色写真</p> <p>五 公園施設の規模及び構造(運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)を明らかにした縮尺千分の一<u>程度の各階平面図</u>、二面以上の立面図、二面以上の断面図<u>及び意匠配色図</u>並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺千分の一<u>程度の配置図</u></p> <p>六 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約</p> <p>七 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入<u>及び</u>支出の総額及び</p>	<p>全部改正〔平成二三年規則四〇号〕、一部改正〔平成二四年規則一六号〕</p> <p>(公園事業の執行の協議又は認可の申請)</p> <p>第四条 条例第九条第四項の規定による執行の協議又は認可の申請は、公園事業執行協議(認可申請)書(別記第一号様式)を知事に提出して行うものとする。</p> <p>2 条例第九条第四項第六号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 公園施設の構造(運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)</p> <p>二 第二条第一号から第九号までに掲げる公園施設にあつては、その施設の供用開始の予定年月日</p> <p>三 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間</p> <p>3 条例第九条第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては第七号から第十号まで及び第十二号に掲げる書類を、他の地方公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつては第一号、第二号、第六号から第十号まで<u>及び第十三号</u>に掲げる書類を除外。</p> <p>一 個人にあつては、住民票の写し</p> <p>二 法人にあつては、登記事項証明書</p> <p>三 公園施設の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一<u>以上</u>の地形図</p> <p>四 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一<u>以上</u>の概況図及び天然色写真</p> <p>五 公園施設の規模及び構造(運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)を明らかにした縮尺千分の一<u>以上の各階平面図</u>、二面以上の立面図、二面以上の断面図、<u>構造図、意匠配色図及び給排水計画図</u>並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺千分の一<u>以上の配置図</u></p> <p>六 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約</p> <p>七 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入<u>並びに</u>支出の総額及び</p>

改正後	改正前
<p>その内訳を記載した書類</p> <p>八 法人にあつては、申請の日の属する事業年度前三年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（設立後三年を経過していない法人にあつては、設立後の各事業年度に係るもの）</p> <p>九 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書</p> <p>十 <u>工事の施行を要する場合にあつては、事業資金を調達することができることを証する書類</u></p> <p><u>十の二 第二条第三号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類</u></p> <p>十一 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類（工事の施行によつて発生する廃材又は残土の処理の方法を説明した書類を含む。）及び縮尺千分の一<u>程度</u>の図面</p> <p>十二 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書</p> <p>十三 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類</p> <p>十四 公園事業の執行に関し土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書</p> <p><u>4 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第九条第二項の協議又は同条第三項の認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。</u></p> <p>全部改正〔平成二三年規則四〇号〕、一部改正〔平成二四年規則一六号〕</p> <p>（変更の協議又は認可を要しない軽微な変更）</p> <p>第五条 条例第九条第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 条例第九条第四項第一号<u>又は第五号</u>に掲げる事項<u>の変更（同号に掲げる</u></p>	<p>びその内訳を記載した書類</p> <p>八 法人にあつては、申請の日の属する事業年度前三年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（設立後三年を経過していない法人にあつては、設立後の各事業年度に係るもの）</p> <p>九 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書</p> <p>十 <u>事業資金</u>を調達することができることを証する書類</p> <p>（新設）</p> <p>十一 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類（工事の施行によつて発生する廃材又は残土の処理の方法を説明した書類を含む。）及び縮尺千分の一<u>以上</u>の図面</p> <p>十二 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書</p> <p>十三 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類</p> <p>十四 公園事業の執行に関し土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書</p> <p>（新設）</p> <p>全部改正〔平成二三年規則四〇号〕、一部改正〔平成二四年規則一六号〕</p> <p>（変更の協議又は認可を要しない軽微な変更）</p> <p>第五条 条例第九条第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 条例第九条第四項第一号に掲げる事項</p>

改正後	改正前
<p><u>事項の変更にあつては、第二条第三号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けようとするものを除く。)</u></p> <p>二 <u>前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項の変更（第一号に掲げる事項の変更にあつては公園施設の規模、色彩又は形態の変更を伴わないものに限る。)</u></p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>全部改正〔平成二三年規則四〇号〕、一部改正〔平成二四年規則一六号〕</p> <p>(公園事業の内容の変更の協議又は認可の申請)</p> <p>第六条 条例第九条第七項の規定による変更の協議又は認可の申請は、公園事業内容の変更協議（認可申請）書（別記第五号様式）を知事に提出して行うものとする。</p> <p>2 条例第九条第八項において準用する同条第五項に規定する規則で定める書類は、第四条第三項第三号及び第四号に掲げる書類のほか、変更に係る同項各号に掲げる書類（同項第三号及び第四号に掲げるものを除く。）とする。</p> <p><u>3 知事は、前項に定めるもののほか、条例第九条第六項の協議又は認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。</u></p> <p>全部改正〔平成二三年規則四〇号〕、一部改正〔平成二四年規則一六号〕</p> <p>(変更の協議又は認可を要しない軽微な変更の届出)</p> <p>第七条 条例第九条第九項の規定による届出は、公園事業内容の軽微変更届（別記第六号様式）を知事に提出して行うものとする。</p> <p>全部改正〔平成二三年規則四〇号〕、一部改正〔平成二四年規則一六号〕</p> <p>(承継の協議又は承認の申請)</p> <p>第八条 <u>条例第十一条第一項の承認を受けようとする者は、譲渡承継による公園事業承継承認申請書（別記第六号様式の二）を知事に提出するものとする。</u></p>	<p>二 <u>公園施設の管理又は経営を委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</u></p> <p>三 <u>公園施設の供用期間が通年でない場合にあつては、その供用期間</u></p> <p>四 <u>公園施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額</u></p> <p>五 <u>第四条第二項第二号及び第三号に掲げる事項</u></p> <p>全部改正〔平成二三年規則四〇号〕、一部改正〔平成二四年規則一六号〕</p> <p>(公園事業の内容の変更の協議又は認可の申請)</p> <p>第六条 条例第九条第七項の規定による変更の協議又は認可の申請は、公園事業内容の変更協議（認可申請）書（別記第五号様式）を知事に提出して行うものとする。</p> <p>2 条例第九条第八項において準用する同条第五項に規定する規則で定める書類は、第四条第三項第三号及び第四号に掲げる書類のほか、変更に係る同項各号に掲げる書類（同項第三号及び第四号に掲げるものを除く。）とする。</p> <p>(新設)</p> <p>全部改正〔平成二三年規則四〇号〕、一部改正〔平成二四年規則一六号〕</p> <p>(変更の協議又は認可を要しない軽微な変更の届出)</p> <p>第七条 条例第九条第九項の規定による届出は、公園事業内容の軽微変更届（別記第六号様式）を知事に提出して行うものとする。</p> <p>全部改正〔平成二三年規則四〇号〕、一部改正〔平成二四年規則一六号〕</p> <p>(承継の協議又は承認の申請)</p> <p>第八条 (新設)</p>

改正後	改正前
<p>る。</p> <p><u>2 前項の譲渡承継による公園事業承継承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</u></p> <p><u>一 譲受人が個人の場合にあつては、譲受人の住民票の写し</u></p> <p><u>二 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書</u></p> <p><u>三 第四条第三項第三号、第四号及び第十三号に掲げる書類</u></p> <p><u>四 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他譲受人が公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類</u></p> <p><u>五 第二条第三号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、譲受人が譲り受けた後に特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類</u></p> <p><u>六 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類</u></p> <p><u>3 条例第十一条第二項の規定による承継の協議をしようとする者又は承認を受けようとする者は、法人合併（分割）による公園事業承継協議（承認申請）書（別記第七号様式）を知事に提出するものとする。</u></p> <p><u>4 前項の法人合併（分割）による公園事業承継協議（承認申請）書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</u></p> <p>一 合併法人等の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書</p> <p>二 第四条第三項第三号、第四号、第七号、第九号及び第十三号に掲げる書類</p> <p>三 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書</p> <p><u>5 条例第十一条第三項の規定による相続の承認の申請は、相続による公園事業承継申請書（別記第八号様式）を知事に提出して行うものとする。</u></p> <p><u>6 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</u></p> <p>一 第四条第三項第一号、第三号、第四号及び第十三号に掲げる書類</p> <p>二 被相続人との続柄を証する書類</p> <p>三 相続人が二人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類</p> <p>全部改正〔平成二三年規則四〇号〕、一部改正〔平成二四年規則一</p>	<p>(新設)</p> <p>条例<u>第十一条第一項</u>の規定による承継の協議をしようとする者又は承認を受けようとする者は、法人合併（分割）による公園事業承継協議（承認申請）書（別記第七号様式）を知事に提出するものとする。</p> <p><u>2 前項の法人合併（分割）による公園事業承継協議（承認申請）書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</u></p> <p>一 合併法人等の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書</p> <p>二 第四条第三項第三号、第四号、第七号、第九号及び第十三号に掲げる書類</p> <p>三 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書</p> <p><u>3 条例第十一条第二項</u>の規定による相続の承認の申請は、相続による公園事業承継申請書（別記第八号様式）を知事に提出して行うものとする。</p> <p><u>4 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</u></p> <p>一 第四条第三項第一号、第三号、第四号及び第十三号に掲げる書類</p> <p>二 被相続人との続柄を証する書類</p> <p>三 相続人が二人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類</p> <p>全部改正〔平成二三年規則四〇号〕、一部改正〔平成二四年規則一</p>

改正後	改正前
<p>六号] (公園事業の休廃止の届出)</p> <p>第九条 条例第十二条の規定による届出は、公園事業を休止し、又は廃止しようとする日の一月前までに、公園事業休止(廃止)届(別記第九号様式)を知事に提出して行うものとする。</p> <p>2 前項の届出書には、第四条第三項第三号及び第四号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>全部改正〔平成二三年規則四〇号〕</p> <p>(認可の失効の届出)</p> <p>第十条 条例第十三条第二項の規定による届出は、公園事業執行認可失効届(別記第九号様式の二)を知事に提出して行うものとする。</p> <p>2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一 第四条第三項第三号及び第四号に掲げる書類</p> <p>二 他の法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたことその他その効力が失われたことを証する書類</p> <p>全部改正〔平成二三年規則四〇号〕、一部改正〔平成二四年規則一六号〕</p> <p><u>(利用拠点の質の向上のための協議会の公表)</u></p> <p><u>第十条の二 条例第十四条の二第四項の規定による公表は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。</u></p> <p>一 <u>協議会(条例第十四条の二第一項に規定する協議会をいう。第十条の四及び第十条の六において同じ。)の名称及び構成員の氏名又は名称</u></p> <p>二 <u>協議の対象となる利用拠点区域</u></p> <p><u>2 条例第十四条の二第四項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</u></p> <p><u>(利用拠点整備改善計画の認定の申請)</u></p> <p><u>第十条の三 条例第十四条の三第一項の規定による認定の申請(以下この条において「認定の申請」という。)をしようとする者は、申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きいため、第一号及び第二号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることがで</u></p>	<p>六号] (公園事業の休廃止の届出)</p> <p>第九条 条例第十二条の規定による届出は、公園事業を休止し、又は廃止しようとする日の一月前までに、公園事業休止(廃止)届(別記第九号様式)を知事に提出して行うものとする。</p> <p>2 前項の届出書には、第四条第三項第三号及び第四号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>全部改正〔平成二三年規則四〇号〕</p> <p>(認可の失効の届出)</p> <p>第十条 条例第十三条第二項の規定による届出は、公園事業執行認可失効届(別記第九号様式の二)を知事に提出して行うものとする。</p> <p>2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一 第四条第三項第三号及び第四号に掲げる書類</p> <p>二 他の法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたことその他その効力が失われたことを証する書類</p> <p>全部改正〔平成二三年規則四〇号〕、一部改正〔平成二四年規則一六号〕</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>きる。</p> <p><u>二 計画区域の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図</u></p> <p><u>二 計画区域及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一程度の概況図及び天然色写真</u></p> <p><u>三 条例第九条第二項の協議又は同条第三項の認可を要する条例第十四条の三第二項第四号に規定する利用拠点整備改善事業（以下この条及び次条において「利用拠点整備改善事業」という。）に関する次に掲げる書類（運輸施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはイに掲げる書類、他の地方公共団体が執行する公園施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはイに掲げる書類のうち第四条第三項第三号及び第四号に掲げる書類に限る。）</u></p> <p><u>イ 第四条第三項第一号から第四号まで、第六号、第十三号及び第十四号に掲げる書類</u></p> <p><u>ロ 公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類</u></p> <p><u>四 条例第九条第六項の協議又は認可を要する利用拠点整備改善事業に関する第四条第三項第三号及び第四号に掲げる書類並びに公園事業の変更に係る前号イ及びロに掲げる書類（同項第三号及び第四号に掲げる書類を除く。）</u></p> <p><u>五 条例第十九条第一項の許可を要する利用拠点整備改善事業に関する第十二条第二項第一号及び第二号に掲げる図面</u></p> <p><u>六 条例第二十条第一項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業に関する第十二条第二項第一号及び第二号に掲げる図面</u></p> <p><u>3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第十四条の三第四項の規定による認定に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が同項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>（利用拠点整備改善計画の記載事項）</u></p> <p><u>第十条の四 利用拠点整備改善事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。</u></p> <p><u>2 条例第十四条の三第二項第八号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p><u>一 利用拠点整備改善計画の名称</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>二 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称</u></p> <p><u>三 利用拠点整備改善計画に係る事務の実施体制</u></p> <p><u>四 条例第十九条第一項の許可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該許可を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法</u></p> <p><u>五 条例第二十条第一項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法</u></p> <p><u>六 その他参考となるべき事項</u> (認定を受けた利用拠点整備改善計画の公表)</p> <p><u>第十条の五 条例第十四条の三第六項（条例第十四条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</u> (利用拠点整備改善計画の軽微な変更)</p> <p><u>第十条の六 条例第十四条の四第一項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p><u>一 利用拠点整備改善事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更</u></p> <p><u>二 利用拠点整備改善事業の実施時期の変更</u></p> <p><u>三 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更</u></p> <p><u>四 第五条各号に掲げる変更</u></p> <p><u>五 計画期間の変更</u></p> <p><u>六 前各号に掲げるもののほか、変更後の利用拠点整備改善計画が条例第十四条の三第四項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更</u> (特別地域の区分)</p> <p>第十一条 公園計画のうち、保護のための規制に関する計画を定めるに当たつては、特別地域を次の各号のいずれかに掲げる地域に区分するものとする。</p> <p>一 第一種特別地域（特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であつて、現在の景観を極力保護することが必要な地域をいう。）</p> <p>二 第二種特別地域（第一種特別地域及び第三種特別地域以外の地域であつて、特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域をいう。）</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(特別地域の区分)</p> <p>第十一条 公園計画のうち、保護のための規制に関する計画を定めるに当たつては、特別地域を次の各号のいずれかに掲げる地域に区分するものとする。</p> <p>一 第一種特別地域（特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であつて、現在の景観を極力保護することが必要な地域をいう。）</p> <p>二 第二種特別地域（第一種特別地域及び第三種特別地域以外の地域であつて、特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域をいう。）</p>

改正後	改正前
<p>三 第三種特別地域（特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であつて、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域をいう。） 追加〔昭和五八年規則一号〕、一部改正〔平成二三年規則四〇号〕 （特別地域内における行為の許可申請）</p>	<p>三 第三種特別地域（特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であつて、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域をいう。） 追加〔昭和五八年規則一号〕、一部改正〔平成二三年規則四〇号〕 （特別地域内における行為の許可申請）</p>
<p>第十二条 条例第十九条第一項の規定による許可を受けようとする者は、特別地域内行為許可申請書（別記第十号様式）を知事に提出しなければならない。</p>	<p>第十二条 条例第十九条第一項の規定による許可を受けようとする者は、特別地域内行為許可申請書（別記第十号様式）を知事に提出しなければならない。</p>
<p>2 前項の申請書には次の各号に掲げる図面を添えなければならない。<u>ただし、行為の規模が大きい場合、次の各号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。</u></p> <p>一 行為の場所を明らかにした縮尺二万五千分の一<u>程度</u>の地形図 二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一<u>程度</u>の概況図及び天然色写真 三 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一<u>程度</u>の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図 四 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一<u>程度</u>の図面</p>	<p>2 前項の申請書には次の各号に掲げる図面を添えなければならない。</p> <p>一 行為の場所を明らかにした縮尺二万五千分の一<u>以上</u>の地形図 二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一<u>以上</u>の概況図及び天然色写真 三 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一<u>以上</u>の平面図、立面図、断面図、<u>構造図</u>及び意匠配色図 四 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一<u>以上</u>の図面</p>
<p>3 <u>知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第十九条第一項の許可に関し必要があると認めるときは、当該許可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図その他の必要な書類の提出を求めることができる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>4 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が一ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が二キロメートル以上若しくはその幅員が十メートル以上となる計画になつている道路の新築（条例の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあつては、第一項の申請書には、<u>第二項各号</u>に掲げる図面のほか、<u>次の各号</u>に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。</p> <p>一 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びに特質 二 当該行為により得られる自然的及び社会経済的な効用 三 当該行為が風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するた</p>	<p>3 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が一ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が二キロメートル以上若しくはその幅員が十メートル以上となる計画になつている道路の新築（条例の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあつては、第一項の申請書には、<u>前項各号</u>に掲げる図面のほか、<u>次に</u>掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。</p> <p>一 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びに特質 二 当該行為により得られる自然的及び社会経済的な効用 三 当該行為が風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するた</p>

改正後	改正前
<p>めの措置</p> <p>四 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあつては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致又は景観の保護の観点から比較した結果</p> <p><u>5</u> 知事は、第一項に規定する申請書の提出があつた場合において、申請に係る行為が当該行為の場所又はその周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認めるときは、申請者に対し、前項各号に掲げる事項を記載した書類の提出を求めることができる。</p> <p>一部改正〔昭和四九年規則二八号・平成一二年八八号・二三年四〇号〕</p> <p><u>(特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為)</u></p> <p><u>第十二条の二 条例第十九条第一項第十六号の規則で定める行為は、知事が指定する道路（主として歩行者の通行の用に供するものであつて、舗装がされていないものに限る。）において車馬を使用することとする。</u></p> <p>(特別地域内の行為の許可基準)</p> <p>第十三条 条例第十九条第一項第一号に掲げる行為（仮設の建築物（土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備（当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。）を含む。以下同じ。）の新築、改築又は増築に限る。）に係る条例第十九条第二項で定める基準（以下この条において「許可基準」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築（以下「既存建築物の改築等」という。）であつて、第一号、第五号及び第六号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>一 設置期間が三年を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。</p> <p>二 次に掲げる地域（以下「第一種特別地域等」という。）内において行わ</p>	<p>めの措置</p> <p>四 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあつては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致又は景観の保護の観点から比較した結果</p> <p><u>4</u> 知事は、第一項に規定する申請書の提出があつた場合において、申請に係る行為が当該行為の場所又はその周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認めるときは、申請者に対し、前項各号に掲げる事項を記載した書類の提出を求めることができる。</p> <p>一部改正〔昭和四九年規則二八号・平成一二年八八号・二三年四〇号〕</p> <p>(特別地域内の行為の許可基準)</p> <p>第十三条 条例第十九条第一項第一号に掲げる行為（仮設の建築物（土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備（当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。）を含む。以下同じ。）の新築、改築又は増築に限る。）に係る条例第十九条第二項で定める基準（以下この条において「許可基準」という。）は、次のとおりとする。ただし、既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築（以下「既存建築物の改築等」という。）であつて、第一号、第五号及び第六号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>一 設置期間が三年を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。</p> <p>二 次に掲げる地域（以下「第一種特別地域等」という。）内において行わ</p>

改正後	改正前
<p>れるものでないこと。</p> <p>イ 第一種特別地域</p> <p>ロ 第二種特別地域又は第三種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第一百条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定（以下「史跡名勝天然記念物の指定等」という。）がされていること又は学術調査の結果等により、第一種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。以下同じ。）であるもの</p> <p>（イ） 風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域</p> <p>（ロ） 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域</p> <p>（ハ） 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域</p> <p>（ニ） 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域</p> <p>三 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。</p> <p>四 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>五 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p> <p>六 当該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該建築物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。</p> <p>2 条例第十九条第一項第一号に掲げる行為（申請に係る自然公園区域内において公園事業若しくは農林漁業に従事する者その他の者であつて、申請に係る場所に居住することが必要と認められるものの住宅及び昭和五十二年四月一日（同日後に申請に係る場所が特別地域に指定された場合にあつては、当該指定の日。以下「基準日」という。）において申請に係る場所に現に居住していた者の住宅若しくは住宅部分を含む建築物（基準日以後にその造成に係る行為について条例第十九条第一項による許可の申請をした分譲地等（第四項に規定する分譲地等をいう。）内に設けられるものを除く。）の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）に</p>	<p>れるものでないこと。</p> <p>イ 第一種特別地域</p> <p>ロ 第二種特別地域又は第三種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第一百条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定（以下「史跡名勝天然記念物の指定等」という。）がされていること又は学術調査の結果等により、第一種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。以下同じ。）であるもの</p> <p>（イ） 風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域</p> <p>（ロ） 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域</p> <p>（ハ） 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域</p> <p>（ニ） 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域</p> <p>三 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。</p> <p>四 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>五 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p> <p>六 当該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該建築物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。</p> <p>2 条例第十九条第一項第一号に掲げる行為（申請に係る自然公園区域内において公園事業若しくは農林漁業に従事する者その他の者であつて、申請に係る場所に居住することが必要と認められるものの住宅及び昭和五十二年四月一日（同日後に申請に係る場所が特別地域に指定された場合にあつては、当該指定の日。以下「基準日」という。）において申請に係る場所に現に居住していた者の住宅若しくは住宅部分を含む建築物（基準日以後にその造成に係る行為について条例第十九条第一項による許可の申請をした分譲地等（第四項に規定する分譲地等をいう。）内に設けられるものを除く。）の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）に</p>

改正後	改正前
<p>係る許可基準は、前項第二号から第五号までの規定の例によるほか、当該建築物の高さ（避雷針及び煙突（寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。）を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下この項、第四項、第六項及び第七項において同じ。）が十三メートル（その高さが現に十三メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであることとする。ただし、既存建築物の改築等であつて、前項第五号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>3 条例第十九条第一項第一号に掲げる行為（農林漁業を営むために必要な建築物の新築、改築又は増築（前二項の規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）に係る許可基準は、第一項第二号から第五号までの規定の例による。ただし、前項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。</p> <p>4 条例第十九条第一項第一号に掲げる行為（集合別荘（同一棟内に独立して別荘（分譲ホテルを含む。）の用に供せられる部分が五以上ある建築物をいう。以下同じ。）、集合住宅（同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が五以上ある建築物をいう。以下同じ。）若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が二棟以上設けられる予定である一連の土地（以下「分譲地等」という。）内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前三項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）に係る許可基準は、第一項第二号から第五号までの規定の例によるほか、<u>次の各号に掲げるとおり</u>とする。ただし、第二項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。</p> <p>一 保存緑地（第十項第四号及び第五号に規定する保存緑地をいう。以下この項において同じ。）において行われるものでないこと。</p> <p>二 分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が二階建以下であり、かつ、その高さが十メートル（その高さが現に十メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。</p> <p>三 分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物の高さが十三メートル（その高さが現</p>	<p>係る許可基準は、前項第二号から第五号までの規定の例によるほか、当該建築物の高さ（避雷針及び煙突（寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。）を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下この項、第四項、第六項及び第七項において同じ。）が十三メートル（その高さが現に十三メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであることとする。ただし、既存建築物の改築等であつて、前項第五号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>3 条例第十九条第一項第一号に掲げる行為（農林漁業を営むために必要な建築物の新築、改築又は増築（前二項の規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）に係る許可基準は、第一項第二号から第五号までの規定の例による。ただし、前項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。</p> <p>4 条例第十九条第一項第一号に掲げる行為（集合別荘（同一棟内に独立して別荘（分譲ホテルを含む。）の用に供せられる部分が五以上ある建築物をいう。以下同じ。）、集合住宅（同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が五以上ある建築物をいう。以下同じ。）若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が二棟以上設けられる予定である一連の土地（以下「分譲地等」という。）内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前三項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）に係る許可基準は、第一項第二号から第五号までの規定の例によるほか、<u>次のとおり</u>とする。ただし、第二項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。</p> <p>一 保存緑地（第十項第四号及び第五号に規定する保存緑地をいう。以下この項において同じ。）において行われるものでないこと。</p> <p>二 分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が二階建以下であり、かつ、その高さが十メートル（その高さが現に十メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。</p> <p>三 分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物の高さが十三メートル（その高さが現</p>

改正後	改正前												
<p>に十三メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。</p> <p>四 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、その敷地面積（当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積。以下同じ。）が千平方メートル以上であること。</p> <p>五 集合別荘又は集合住宅の新築、改築又は増築にあつては、敷地面積を戸数で除した面積が二百五十平方メートル以上であること。</p> <p>六 総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項及び第六項において同じ。）の和をいう。第七項において同じ。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積（同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に掲げる延べ面積をいう。<u>第十八条第一号</u>において同じ。）の和をいう。以下同じ。）の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。</p>	<p>に十三メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。</p> <p>四 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、その敷地面積（当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積。以下同じ。）が千平方メートル以上であること。</p> <p>五 集合別荘又は集合住宅の新築、改築又は増築にあつては、敷地面積を戸数で除した面積が二百五十平方メートル以上であること。</p> <p>六 総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項及び第六項において同じ。）の和をいう。第七項において同じ。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積（同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に掲げる延べ面積をいう。）の和をいう。以下同じ。）の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。</p>												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="188 743 689 818">第二種特別地域</td> <td data-bbox="689 743 875 818">二十パーセント以下</td> <td data-bbox="875 743 1066 818">四十パーセント以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 818 689 893">第三種特別地域</td> <td data-bbox="689 818 875 893">二十パーセント以下</td> <td data-bbox="875 818 1066 893">六十パーセント以下</td> </tr> </table>	第二種特別地域	二十パーセント以下	四十パーセント以下	第三種特別地域	二十パーセント以下	六十パーセント以下	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1173 743 1675 818">第二種特別地域</td> <td data-bbox="1675 743 1861 818">二十パーセント以下</td> <td data-bbox="1861 743 2051 818">四十パーセント以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 818 1675 893">第三種特別地域</td> <td data-bbox="1675 818 1861 893">二十パーセント以下</td> <td data-bbox="1861 818 2051 893">六十パーセント以下</td> </tr> </table>	第二種特別地域	二十パーセント以下	四十パーセント以下	第三種特別地域	二十パーセント以下	六十パーセント以下
第二種特別地域	二十パーセント以下	四十パーセント以下											
第三種特別地域	二十パーセント以下	六十パーセント以下											
第二種特別地域	二十パーセント以下	四十パーセント以下											
第三種特別地域	二十パーセント以下	六十パーセント以下											
<p>七 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が三十パーセントを超えないものであること。</p> <p>八 前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地又は高木の生育が困難な地域（以下「自然草地等」という。）でないこと。</p> <p>九 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路（以下「公園事業道路等」という。）の路肩から二十メートル以上、それ以外の道路の路肩から五メートル以上離れていること。</p> <p>十 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、敷地境界線から五メートル以上離れていること。</p> <p>十一 当該建築物の建築面積が二千平方メートル以下であること。</p> <p>5 条例第十九条第一項第一号に掲げる行為（基準日前にその造成に係る行為について条例第十九条第一項の規定による許可の申請をし、若しくは基準日</p>	<p>七 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が三十パーセントを超えないものであること。</p> <p>八 前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地又は高木の生育が困難な地域（以下「自然草地等」という。）でないこと。</p> <p>九 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路（以下「公園事業道路等」という。）の路肩から二十メートル以上、それ以外の道路の路肩から五メートル以上離れていること。</p> <p>十 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、敷地境界線から五メートル以上離れていること。</p> <p>十一 当該建築物の建築面積が二千平方メートル以下であること。</p> <p>5 条例第十九条第一項第一号に掲げる行為（基準日前にその造成に係る行為について条例第十九条第一項の規定による許可の申請をし、若しくは基準日</p>												

改正後	改正前																								
<p>前にその造成に係る行為を完了し、若しくは基準日以後にその造成に係る行為について条例第十九条第三項による届出をした分譲地等内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（第一項から第三項までの規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）に係る許可基準は、第一項第二号から第五号まで並びに前項第一号及び第二号の規定の例によるほか、<u>次の各号に掲げるとおり</u>とする。ただし、第二項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。</p> <p>一 当該建築物の建築面積（建築基準法施行令第二条第一項第二号に掲げる建築面積をいう。以下この項において同じ。）が二千平方メートル以下であること。</p> <p>二 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりであること。</p> <table border="1" data-bbox="190 774 1064 1125"> <tr> <td>第二種特別地域内における敷地面積が五百平方メートル未満</td> <td>十パーセント以下</td> <td>二十パーセント以下</td> </tr> <tr> <td>第二種特別地域内における敷地面積が五百平方メートル以上千平方メートル未満</td> <td>十五パーセント以下</td> <td>三十パーセント以下</td> </tr> <tr> <td>第二種特別地域内における敷地面積が千平方メートル以上</td> <td>二十パーセント以下</td> <td>四十パーセント以下</td> </tr> <tr> <td>第三種特別地域</td> <td>二十パーセント以下</td> <td>六十パーセント以下</td> </tr> </table>	第二種特別地域内における敷地面積が五百平方メートル未満	十パーセント以下	二十パーセント以下	第二種特別地域内における敷地面積が五百平方メートル以上千平方メートル未満	十五パーセント以下	三十パーセント以下	第二種特別地域内における敷地面積が千平方メートル以上	二十パーセント以下	四十パーセント以下	第三種特別地域	二十パーセント以下	六十パーセント以下	<p>前にその造成に係る行為を完了し、若しくは基準日以後にその造成に係る行為について条例第十九条第三項による届出をした分譲地等内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（第一項から第三項までの規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）に係る許可基準は、第一項第二号から第五号まで並びに前項第一号及び第二号の規定の例によるほか、<u>次のとおり</u>とする。ただし、第二項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。</p> <p>一 当該建築物の建築面積（建築基準法施行令第二条第一項第二号に掲げる建築面積をいう。以下この項において同じ。）が二千平方メートル以下であること。</p> <p>二 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりであること。</p> <table border="1" data-bbox="1176 774 2049 1125"> <tr> <td>第二種特別地域内における敷地面積が五百平方メートル未満</td> <td>十パーセント以下</td> <td>二十パーセント以下</td> </tr> <tr> <td>第二種特別地域内における敷地面積が五百平方メートル以上千平方メートル未満</td> <td>十五パーセント以下</td> <td>三十パーセント以下</td> </tr> <tr> <td>第二種特別地域内における敷地面積が千平方メートル以上</td> <td>二十パーセント以下</td> <td>四十パーセント以下</td> </tr> <tr> <td>第三種特別地域</td> <td>二十パーセント以下</td> <td>六十パーセント以下</td> </tr> </table>	第二種特別地域内における敷地面積が五百平方メートル未満	十パーセント以下	二十パーセント以下	第二種特別地域内における敷地面積が五百平方メートル以上千平方メートル未満	十五パーセント以下	三十パーセント以下	第二種特別地域内における敷地面積が千平方メートル以上	二十パーセント以下	四十パーセント以下	第三種特別地域	二十パーセント以下	六十パーセント以下
第二種特別地域内における敷地面積が五百平方メートル未満	十パーセント以下	二十パーセント以下																							
第二種特別地域内における敷地面積が五百平方メートル以上千平方メートル未満	十五パーセント以下	三十パーセント以下																							
第二種特別地域内における敷地面積が千平方メートル以上	二十パーセント以下	四十パーセント以下																							
第三種特別地域	二十パーセント以下	六十パーセント以下																							
第二種特別地域内における敷地面積が五百平方メートル未満	十パーセント以下	二十パーセント以下																							
第二種特別地域内における敷地面積が五百平方メートル以上千平方メートル未満	十五パーセント以下	三十パーセント以下																							
第二種特別地域内における敷地面積が千平方メートル以上	二十パーセント以下	四十パーセント以下																							
第三種特別地域	二十パーセント以下	六十パーセント以下																							
<p>6 条例第十九条第一項第一号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物のうち個人住宅（別荘を除く。）若しくは住宅部分を含む建築物（住宅部分の延べ面積が当該建築物の延べ面積の二分の一未満のものを除く。）又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第一項第二号から第五号まで並びに第四項第七号の規定の例によるほか、<u>次の各号に掲げるとおり</u>とする。ただし、第二項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。</p>	<p>6 条例第十九条第一項第一号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物のうち個人住宅（別荘を除く。）若しくは住宅部分を含む建築物（住宅部分の延べ面積が当該建築物の延べ面積の二分の一未満のものを除く。）又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第一項第二号から第五号まで並びに第四項第七号の規定の例によるほか、<u>次のとおり</u>とする。ただし、第二項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。</p>																								

改正後	改正前
<p>一 当該建築物の高さが十三メートル（その高さが現に十三メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。</p> <p>二 当該建築物の建築面積が五百平方メートル以下であること。</p> <p>7 条例第十九条第一項第一号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第一項第二号から第五号まで並びに第四項第七号及び第九号から第十一号までの規定の例によるほか、<u>次の各号に掲げるとおり</u>とする。ただし、第二項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。</p> <p>一 当該建築物の高さが十三メートル（その高さが現に十三メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。</p> <p>二 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、第五項第二号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。</p> <p>8 条例第十九条第一項第一号に掲げる行為（車道（分譲地等の造成を目的としたものを除く。）の新築に限る。）に係る許可基準は、<u>次の各号に掲げるとおり</u>とする。</p> <p>一 第一項第二号ロ（イ）から（ニ）までに掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされているもの内において行われるものでないこと。ただし、次に掲げる基準に適合するもの又は砂防工事等地形若しくは植生の保全に資すると認められる事業を行うために行われるものであつてロ及びハ並びに次号ロからホまでに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>イ 地表に影響を及ぼさない方法で行われるものであること。</p> <p>ロ 当該車道が次のいずれかに該当すること。</p> <p>（イ） 農林漁業、鉱業又は採石業の用に供される車道であつて、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの</p> <p>（ロ） 地域住民の日常生活の用に供される車道</p> <p>（ハ） 公益上必要であり、かつ、当該車道を設けること以外にその目的</p>	<p>一 当該建築物の高さが十三メートル（その高さが現に十三メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。</p> <p>二 当該建築物の建築面積が五百平方メートル以下であること。</p> <p>7 条例第十九条第一項第一号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第一項第二号から第五号まで並びに第四項第七号及び第九号から第十一号までの規定の例によるほか、<u>次のとおり</u>とする。ただし、第二項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。</p> <p>一 当該建築物の高さが十三メートル（その高さが現に十三メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。</p> <p>二 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、第五項第二号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。</p> <p>8 条例第十九条第一項第一号に掲げる行為（車道（分譲地等の造成を目的としたものを除く。）の新築に限る。）に係る許可基準は、<u>次のとおり</u>とする。</p> <p>一 第一項第二号ロ（イ）から（ニ）までに掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされているもの内において行われるものでないこと。ただし、次に掲げる基準に適合するもの又は砂防工事等地形若しくは植生の保全に資すると認められる事業を行うために行われるものであつてロ及びハ並びに次号ロからホまでに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>イ 地表に影響を及ぼさない方法で行われるものであること。</p> <p>ロ 当該車道が次のいずれかに該当すること。</p> <p>（イ） 農林漁業、鉱業又は採石業の用に供される車道であつて、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの</p> <p>（ロ） 地域住民の日常生活の用に供される車道</p> <p>（ハ） 公益上必要であり、かつ、当該車道を設けること以外にその目的</p>

改正後	改正前
<p>を達成することが困難であると認められる車道</p> <p>(二) 法の規定に適合する行為の行われる場所に到達するために設けられる車道であつて、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの</p> <p>(ホ) 法の規定に適合する行為により設けられた工作物又は造成された土地を利用するために必要と認められる車道</p> <p>ハ 当該行為により生じた残土を特別地域内において処理するものでないこと。ただし、特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第二種特別地域又は第三種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあっては、この限りでない。</p> <p>二 前号本文に規定する地域以外の地域内において行われるものにあつては、前号ハの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 前号ロの規定の例によること。ただし、専ら自転車の通行の用に供される道路の新築にあつては、この限りでない。</p> <p>ロ 盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講じられるものであること。</p> <p>ハ 法面が、交通安全上又は防災上必要やむを得ない場合を除き、緑化されることになつているものであつて、その緑化の方法が郷土種を用いる等行為の場所及びその周辺の状況に照らして妥当であると認められるものであること。ただし、法面が硬岩である場合その他の緑化が困難であると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>ニ 線形を地形に順応させること又は橋りよう、栈道、ずい道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。</p> <p>ホ 擁壁その他付帯工作物の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p> <p>9 条例第十九条第一項第一号に掲げる行為（車道（分譲地等の造成を目的としたものを除く。）の改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、前項第一号ハ及び第二号ロからホまでの規定の例によるほか、当該車道が新たに同項第一号本文に規定する地域を通過することとなるものでないこととする。</p> <p>10 条例第十九条第一項第一号に掲げる行為（分譲地等の造成を目的とした道</p>	<p>を達成することが困難であると認められる車道</p> <p>(二) 法の規定に適合する行為の行われる場所に到達するために設けられる車道であつて、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの</p> <p>(ホ) 法の規定に適合する行為により設けられた工作物又は造成された土地を利用するために必要と認められる車道</p> <p>ハ 当該行為により生じた残土を特別地域内において処理するものでないこと。ただし、特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第二種特別地域又は第三種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあっては、この限りでない。</p> <p>二 前号本文に規定する地域以外の地域内において行われるものにあつては、前号ハの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 前号ロの規定の例によること。ただし、専ら自転車の通行の用に供される道路の新築にあつては、この限りでない。</p> <p>ロ 盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講じられるものであること。</p> <p>ハ 法面が、交通安全上又は防災上必要やむを得ない場合を除き、緑化されることになつているものであつて、その緑化の方法が郷土種を用いる等行為の場所及びその周辺の状況に照らして妥当であると認められるものであること。ただし、法面が硬岩である場合その他の緑化が困難であると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>ニ 線形を地形に順応させること又は橋りよう、栈道、ずい道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。</p> <p>ホ 擁壁その他付帯工作物の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p> <p>9 条例第十九条第一項第一号に掲げる行為（車道（分譲地等の造成を目的としたものを除く。）の改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、前項第一号ハ及び第二号ロからホまでの規定の例によるほか、当該車道が新たに同項第一号本文に規定する地域を通過することとなるものでないこととする。</p> <p>10 条例第十九条第一項第一号に掲げる行為（分譲地等の造成を目的とした道</p>

改正後	改正前
<p>路又は上下水道施設の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可基準は、第八項第一号ハ及び第二号ロからホまでの規定の例によるほか、<u>次の各号に掲げるとおり</u>とする。</p> <p>一 第一種特別地域等又は自然草地等内において行われるものでないこと。</p> <p>二 道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築に関連する分譲地等（以下「関連分譲地等」という。）の造成が第一種特別地域等又は自然草地等内において行われるものでないこと。</p> <p>三 関連分譲地等の造成の計画において、一分譲区画の面積（当該分譲区画内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積）がすべて千平方メートル以上とされていること。</p> <p>四 前号に規定する計画において、勾配が三十パーセントを超える土地及び公園事業道路等の路肩から二十メートル以内の土地をすべて保存緑地とすることとされていること。</p> <p>五 第三号に規定する計画において、前号に規定する保存緑地以外に関連分譲地等の全面積の十パーセント以上の面積の土地を保存緑地とすることとされていること。</p> <p>六 第三号に規定する計画において保存緑地とされた土地において新築を行うものでないこと。</p> <p>七 関連分譲地等が次に掲げる基準に適合する方法で売買されるものであること。</p> <p>イ 分譲区画とされるべき土地及び保存緑地とされるべき土地の区分を購入者に図面をもつて明示すること。</p> <p>ロ 購入後において一分譲区画を保存緑地となる部分を除いた面積が千平方メートル未満になるように分割してはならない旨及びそのように分割した場合には当該分割後の土地における建築物の新築、改築又は増築については条例第十九条第一項の規定による許可を受けられる見込みのない旨を分譲区画の購入者に書面をもつて通知すること。</p> <p>八 第三号に規定する計画において、下水処理施設、ごみ処理施設等環境衛生施設が整備される等分譲地等の造成がその周辺の風致又は景観の維持に支障を及ぼすことがないよう十分配慮されていること。</p> <p>九 関連分譲地等の全面積が二十ヘクタール以下であること。</p> <p>11 条例第十九条第一項第一号に掲げる行為（屋外運動施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第一項第三号及び第四号並びに前項第一</p>	<p>路又は上下水道施設の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可基準は、第八項第一号ハ及び第二号ロからホまでの規定の例によるほか、<u>次のとおり</u>とする。</p> <p>一 第一種特別地域等又は自然草地等内において行われるものでないこと。</p> <p>二 道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築に関連する分譲地等（以下「関連分譲地等」という。）の造成が第一種特別地域等又は自然草地等内において行われるものでないこと。</p> <p>三 関連分譲地等の造成の計画において、一分譲区画の面積（当該分譲区画内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積）がすべて千平方メートル以上とされていること。</p> <p>四 前号に規定する計画において、勾配が三十パーセントを超える土地及び公園事業道路等の路肩から二十メートル以内の土地をすべて保存緑地とすることとされていること。</p> <p>五 第三号に規定する計画において、前号に規定する保存緑地以外に関連分譲地等の全面積の十パーセント以上の面積の土地を保存緑地とすることとされていること。</p> <p>六 第三号に規定する計画において保存緑地とされた土地において新築を行うものでないこと。</p> <p>七 関連分譲地等が次に掲げる基準に適合する方法で売買されるものであること。</p> <p>イ 分譲区画とされるべき土地及び保存緑地とされるべき土地の区分を購入者に図面をもつて明示すること。</p> <p>ロ 購入後において一分譲区画を保存緑地となる部分を除いた面積が千平方メートル未満になるように分割してはならない旨及びそのように分割した場合には当該分割後の土地における建築物の新築、改築又は増築については条例第十九条第一項の規定による許可を受けられる見込みのない旨を分譲区画の購入者に書面をもつて通知すること。</p> <p>八 第三号に規定する計画において、下水処理施設、ごみ処理施設等環境衛生施設が整備される等分譲地等の造成がその周辺の風致又は景観の維持に支障を及ぼすことがないよう十分配慮されていること。</p> <p>九 関連分譲地等の全面積が二十ヘクタール以下であること。</p> <p>11 条例第十九条第一項第一号に掲げる行為（屋外運動施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第一項第三号及び第四号並びに前項第一</p>

改正後	改正前
<p>号の規定の例によるほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。</p> <p><u>一の二 申請に係る場所が、条例第十九条第一項の許可を受けて木竹の伐採が行われた後、五年を経過していない場所でないこと。ただし、木竹の伐採が僅少である場合は、この限りでない。</u></p> <p>二 総施設面積（同一敷地内にあるすべての工作物（屋外運動施設のほか、建築物、駐車場、道路等を含む。）の地上部分の水平投影面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合が、第二種特別地域に係るものにあつては四十パーセント以下、第三種特別地域に係るものにあつては六十パーセント以下であること。</p> <p>三 当該屋外運動施設の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が十パーセントを超えないものであること。</p> <p>四 当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から二十メートル以上、それ以外の道路の路肩から五メートル以上離れていること。</p> <p>五 当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が、敷地境界線から五メートル以上離れていること。</p> <p>六 同一敷地内の屋外運動施設の地上部分の水平投影面積の和が二千平方メートル以下であること。</p> <p>七 当該屋外運動施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。</p> <p>八 当該行為による土砂の流出のおそれがないこと。</p> <p>九 支障木の伐採が僅少であること。</p> <p>十 当該屋外運動施設の色采及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p> <p>12 条例第十九条第一項第一号に掲げる行為（風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第一項第五号及び第六号並びに<u>前項第一号の二、第七号</u>及び第九号の規定の例によるほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 第一項第二号から第四号までの規定の例によること。ただし、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる風力発電施設の新築、改築</p>	<p>号の規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。</p> <p>(新設)</p> <p>二 総施設面積（同一敷地内にあるすべての工作物（屋外運動施設のほか、建築物、駐車場、道路等を含む。）の地上部分の水平投影面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合が、第二種特別地域に係るものにあつては四十パーセント以下、第三種特別地域に係るものにあつては六十パーセント以下であること。</p> <p>三 当該屋外運動施設の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が十パーセントを超えないものであること。</p> <p>四 当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から二十メートル以上、それ以外の道路の路肩から五メートル以上離れていること。</p> <p>五 当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が、敷地境界線から五メートル以上離れていること。</p> <p>六 同一敷地内の屋外運動施設の地上部分の水平投影面積の和が二千平方メートル以下であること。</p> <p>七 当該屋外運動施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。</p> <p>八 当該行為による土砂の流出のおそれがないこと。</p> <p>九 支障木の伐採が僅少であること。</p> <p>十 当該屋外運動施設の色采及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p> <p>12 条例第十九条第一項第一号に掲げる行為（風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第一項第五号及び第六号並びに<u>前項第七号</u>及び第九号の規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>一 第一項第二号から第四号までの規定の例によること。ただし、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる風力発電施設の新築、改築</p>

改正後	改正前
<p>又は増築にあつては、この限りでない。</p> <p>二 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>13 条例第十九条第一項第一号に掲げる行為（太陽光発電施設の新築、改築又は増築であつて、土地に定着させるものに限る。）に係る許可基準は、第一項第五号及び第六号、<u>第十一項第一号の二及び第七号</u>並びに前項第二号の規定の例によるほか、次の<u>各号に掲げる</u>とおりとする。</p> <p>一 第一項第二号から第四号までの規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が二千平方メートル以下であつて、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。</p> <p>二 第四項第七号、第九号及び第十号並びに第十一項第九号の規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が二千平方メートル以下であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。</p> <p>イ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。</p> <p>ロ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。</p> <p>ハ 農林漁業に付随して行われるものであること。</p> <p>三 自然草地等内において行われるものでないこと。ただし、前号ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。</p> <p>四 当該行為による土砂及び汚濁水の流出のおそれがないこと。</p> <p>14 条例第十九条第一項第一号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第一項第一号及び第六号の規定の例によるほか、次の<u>各号に掲げる</u>とおりとする。</p> <p>一 第一項第二号から第四号までの規定の例によること。ただし、次に掲げる行為のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p> <p>イ 地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築</p> <p>ロ 既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持す</p>	<p>又は増築にあつては、この限りでない。</p> <p>二 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>13 条例第十九条第一項第一号に掲げる行為（太陽光発電施設の新築、改築又は増築であつて、土地に定着させるものに限る。）に係る許可基準は、第一項第五号及び第六号、<u>第十一項第七号</u>並びに前項第二号の規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>一 第一項第二号から第四号までの規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が二千平方メートル以下であつて、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。</p> <p>二 第四項第七号、第九号及び第十号並びに第十一項第九号の規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が二千平方メートル以下であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。</p> <p>イ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。</p> <p>ロ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。</p> <p>ハ 農林漁業に付随して行われるものであること。</p> <p>三 自然草地等内において行われるものでないこと。ただし、前号ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。</p> <p>四 当該行為による土砂及び汚濁水の流出のおそれがないこと。</p> <p>14 条例第十九条第一項第一号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第一項第一号及び第六号の規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>一 第一項第二号から第四号までの規定の例によること。ただし、次に掲げる行為のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p> <p>イ 地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築</p> <p>ロ 既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持す</p>

改正後	改正前
<p>るためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)</p> <p>ハ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築又は増築</p> <p>二 当該工作物の外部の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。ただし、特殊な用途の工作物については、この限りでない。</p> <p><u>三 照明装置を用いて特別地域内の森林又は河川その他の自然物について照明を行うものについては、次に掲げる基準に適合すること。ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの又は病虫害の防除のために行われるものは、この限りでない。</u></p> <p><u>イ 色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</u></p> <p><u>ロ 期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。</u></p> <p><u>ハ 当該照明を行う範囲が必要最小限と認められるものであること。</u></p> <p><u>ニ 動光又は点滅を伴うものでないこと。</u></p> <p><u>ホ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。</u></p> <p>15 条例第十九条第一項第一号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の工作物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、前項各号の規定の例によるほか、次の<u>各号に掲げる</u>とおりとする。</p> <p>一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場を設置するものでないこと。</p> <p>二 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。</p> <p>イ 当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から二十メートル以上離れていること。</p> <p>ロ 学術研究その他公益上必要と認められること。</p> <p>ハ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。</p> <p>ニ 農林漁業に付随して行われるものであること。</p> <p>ホ 既に建築物の設けられている敷地内において行われるものであること。</p> <p>ヘ 前項第一号イ又はロに掲げる行為のいずれかに該当するものであること。</p>	<p>るためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)</p> <p>ハ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築又は増築</p> <p>二 当該工作物の外部の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。ただし、特殊な用途の工作物については、この限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p>15 条例第十九条第一項第一号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の工作物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、前項各号の規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場を設置するものでないこと。</p> <p>二 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。</p> <p>イ 当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から二十メートル以上離れていること。</p> <p>ロ 学術研究その他公益上必要と認められること。</p> <p>ハ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。</p> <p>ニ 農林漁業に付随して行われるものであること。</p> <p>ホ 既に建築物の設けられている敷地内において行われるものであること。</p> <p>ヘ 前項第一号イ又はロに掲げる行為のいずれかに該当するものであること。</p>

改正後	改正前
<p>と。</p> <p>16 条例第十九条第一項第二号に掲げる行為に係る許可基準は、次の各号に掲げるいずれかとする。</p> <p>一 第一種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 単木択伐法によるものであること。</p> <p>ロ 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が当該区分の現在蓄積の十パーセント以下であること。</p> <p>ハ 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢に十年を加えたもの以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。</p> <p>二 第二種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。</p> <p>イ 択伐法によるものにあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(イ) 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあつては当該区分の現在蓄積の三十パーセント以下、薪炭林にあつては当該区分の現在蓄積の六十パーセント以下であること。</p> <p>(ロ) 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。</p> <p>(ハ) 公園事業に係る施設（第二条第七号、第十号及び第十一号に掲げるものを除く。）及び集団施設地区（以下「利用施設等」という。）の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われる場合にあつては、単木択伐法によるものであること。</p> <p>ロ 皆伐法によるものにあつては、イ(ロ)の規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(イ) 一伐区の面積が二ヘクタール以内であること。ただし、当該伐採後に当該伐区内に残される立木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐区の面積で除した値が十分の三を超える場合又は当該伐区が利用施設等その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りでない。</p> <p>(ロ) 当該伐区が、皆伐法による伐採が行われた後、更新して五年を経過していない伐区に隣接していないこと。</p>	<p>と。</p> <p>16 条例第十九条第一項第二号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。</p> <p>一 第一種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 単木択伐法によるものであること。</p> <p>ロ 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が当該区分の現在蓄積の十パーセント以下であること。</p> <p>ハ 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢に十年を加えたもの以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。</p> <p>二 第二種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。</p> <p>イ 択伐法によるものにあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(イ) 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあつては当該区分の現在蓄積の三十パーセント以下、薪炭林にあつては当該区分の現在蓄積の六十パーセント以下であること。</p> <p>(ロ) 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。</p> <p>(ハ) 公園事業に係る施設（第二条第七号、第十号及び第十一号に掲げるものを除く。）及び集団施設地区（以下「利用施設等」という。）の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われる場合にあつては、単木択伐法によるものであること。</p> <p>ロ 皆伐法によるものにあつては、イ(ロ)の規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(イ) 一伐区の面積が二ヘクタール以内であること。ただし、当該伐採後に当該伐区内に残される立木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐区の面積で除した値が十分の三を超える場合又は当該伐区が利用施設等その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りでない。</p> <p>(ロ) 当該伐区が、皆伐法による伐採が行われた後、更新して五年を経過していない伐区に隣接していないこと。</p>

改正後	改正前
<p>(ハ) 利用施設等の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われるものでないこと。</p> <p>三 第三種特別地域内において行われるものであること。</p> <p>四 学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理のために行われるもの又は測量のために行われるものであること。</p> <p>17 条例第十九条第一項第三号に掲げる行為に係る許可基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。</p> <p>二 当該損傷の対象となる木竹の生育に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>18 条例第十九条第一項第四号に掲げる行為（露天掘りでない方法によるものに限る。）に係る許可基準は、坑口又は掘削口が第一種特別地域又は第二種特別地域若しくは第三種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等内に設けられるものでないこと。ただし、次に掲げる基準のいずれかに適合するものについては、この限りでない。</p> <p>イ 既存の泉源、水源等の掘替えのために行われるものであること。</p> <p>ロ 農林漁業の用に供するために慣行的に行われるものであること。</p> <p>ハ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。</p> <p>19 条例第十九条第一項第四号に掲げる行為（露天掘りによるものに限る。）に係る許可基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 条例第十九条第一項の規定による許可を受け、又は同条第三項の規定による届出をして現に露天掘りによる鉱物の掘採又は土石の採取を行つている者がその掘採又は採取を行つている土地に隣接した土地において生業の維持のために行うもの（次号又は第四号の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 第一種特別地域等内において行われるものでないこと。</p> <p>ロ 自然的、社会経済的条件に鑑み、掘採又は採取の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。</p>	<p>(ハ) 利用施設等の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われるものでないこと。</p> <p>三 第三種特別地域内において行われるものであること。</p> <p>四 学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理のために行われるもの又は測量のために行われるものであること。</p> <p>17 条例第十九条第一項第三号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。</p> <p>二 当該損傷の対象となる木竹の生育に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>18 条例第十九条第一項第四号に掲げる行為（露天掘りでない方法によるものに限る。）に係る許可基準は、坑口又は掘削口が第一種特別地域又は第二種特別地域若しくは第三種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等内に設けられるものでないこと。ただし、次に掲げる基準のいずれかに適合するものについては、この限りでない。</p> <p>イ 既存の泉源、水源等の掘替えのために行われるものであること。</p> <p>ロ 農林漁業の用に供するために慣行的に行われるものであること。</p> <p>ハ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。</p> <p>19 条例第十九条第一項第四号に掲げる行為（露天掘りによるものに限る。）に係る許可基準は、次のいずれかとする。</p> <p>一 条例第十九条第一項の規定による許可を受け、又は同条第三項の規定による届出をして現に露天掘りによる鉱物の掘採又は土石の採取を行つている者がその掘採又は採取を行つている土地に隣接した土地において生業の維持のために行うもの（次号又は第四号の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 第一種特別地域等内において行われるものでないこと。</p> <p>ロ 自然的、社会経済的条件に鑑み、掘採又は採取の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。</p>

改正後	改正前
<p>ハ 当該掘採又は採取の方法が著しい自然の改変を伴うものでないこと。</p> <p>ニ 当該掘採又は採取に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。</p> <p>二 河川に堆積した砂利を採取するものであつて採取の場所が採取前の状態に復することが確実であると認められるものにあつては、前号イの規定の例によるほか、当該採取が河川の水を汚濁する方法で行われるものでないこと。</p> <p>三 第三種特別地域（植生の復元が困難な地域等を除く。）内において行われるもの（第一号、前号又は次号の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、現在の地形を大幅に改変するものでないこと。</p> <p>四 既に鉱業権が設定されている区域内における鉱物の掘採にあつては、第一号イの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 露天掘りでない方法によることが著しく困難であると認められるものであること。</p> <p>ロ 平成十八年四月一日以後に鉱業権が設定された区域内において行われるものにあつては、主要な利用施設等の周辺で行われるものでないこと。</p> <p>五 前各号の規定の適用を受ける行為以外の行為にあつては、特別地域内において行われるものであつて、前項第一号イからハまでに掲げる基準のいずれかに適合するものであること。</p> <p>20 条例第十九条第一項第五号に掲げる行為に係る許可基準は、第十二項第二号の規定の例によるほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。</p> <p>イ 学術研究その他公益上必要と認められること。</p> <p>ロ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。</p> <p>ハ 農業又は漁業に付随して行われるものであること。</p> <p>二 水位の変動についての計画が明らかなものであること。</p> <p>三 次に掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされているものに支障を及ぼすおそれがないものであること。ただし、基準日においてこれらの地域において条例第十九条第一項の規定による許可を受け、又は同条第三項の規定による届出をして現に行われているものであり、かつ、従来^{（一）}の行為の規模を超えない程度で行われ</p>	<p>ハ 当該掘採又は採取の方法が著しい自然の改変を伴うものでないこと。</p> <p>ニ 当該掘採又は採取に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。</p> <p>二 河川に堆積した砂利を採取するものであつて採取の場所が採取前の状態に復することが確実であると認められるものにあつては、前号イの規定の例によるほか、当該採取が河川の水を汚濁する方法で行われるものでないこと。</p> <p>三 第三種特別地域（植生の復元が困難な地域等を除く。）内において行われるもの（第一号、前号又は次号の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、現在の地形を大幅に改変するものでないこと。</p> <p>四 既に鉱業権が設定されている区域内における鉱物の掘採にあつては、第一号イの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 露天掘りでない方法によることが著しく困難であると認められるものであること。</p> <p>ロ 平成十八年四月一日以後に鉱業権が設定された区域内において行われるものにあつては、主要な利用施設等の周辺で行われるものでないこと。</p> <p>五 前各号の規定の適用を受ける行為以外の行為にあつては、特別地域内において行われるものであつて、前項第一号イからハまでに掲げる基準のいずれかに適合するものであること。</p> <p>20 条例第十九条第一項第五号に掲げる行為に係る許可基準は、第十二項第二号の規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。</p> <p>イ 学術研究その他公益上必要と認められること。</p> <p>ロ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。</p> <p>ハ 農業又は漁業に付随して行われるものであること。</p> <p>二 水位の変動についての計画が明らかなものであること。</p> <p>三 次に掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされているものに支障を及ぼすおそれがないものであること。ただし、基準日においてこれらの地域において条例第十九条第一項の規定による許可を受け、又は同条第三項の規定による届出をして現に行われているものであり、かつ、従来^{（一）}の行為の規模を超えない程度で行われ</p>

改正後	改正前
<p>るものにあつては、この限りでない。</p> <p>イ 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域</p> <p>ロ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域</p> <p>ハ 優れた風致又は景観を有する河川又は湖沼等</p> <p>21 条例第十九条第一項第六号に掲げる行為に係る許可基準は、<u>次の各号に掲げるいずれか</u>とする。</p> <p>一 所在地、名称、商標、営業内容その他の事業のために必要である事項を明らかにするために行われるもの又は土地、立木等の権利関係を明らかにするために行われるものにあつては、当該広告物等（広告物その他これに類する物又は広告その他これに類する物をいう。以下同じ。）が次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 店舗、事務所、営業所その他の事業所の敷地内若しくは事業を行つている場所において掲出され、若しくは設置され、又は表示されるものであること。</p> <p>ロ 表示面の面積が五平方メートル以下であり、かつ、同一敷地内又は同一場所内における表示面の面積の合計が十平方メートル以下のものであること。</p> <p>ハ 広告物等を設置する場合にあつてはその高さが五メートル、広告物等を掲出し又は表示する場合にあつてはその表示面の高さが五メートル（工作物に掲出し又は表示するものにあつては、当該工作物の高さ）以下のものであること。</p> <p><u>三 光源を用いる広告物等にあつては、次に掲げる基準に適合すること。</u></p> <p><u>（イ）照明の範囲が必要最小限であると認められるものであること。</u></p> <p><u>（ロ）期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。</u></p> <p><u>（ハ）動光又は点滅を伴うものでないこと。</u></p> <p>（削る。）</p> <p><u>ホ 色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</u></p> <p>二 店舗、事務所、営業所、住宅、別荘、保養所その他の建築物又は事業を行つている場所へ誘導するために行われるものにあつては、前号ニ<u>及びホ</u>の規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 設置の目的及び地理的条件に照らして必要と認められること。</p> <p>ロ 広告物等の個々の表示面の面積が一平方メートル以下であること。</p>	<p>るものにあつては、この限りでない。</p> <p>イ 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域</p> <p>ロ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域</p> <p>ハ 優れた風致又は景観を有する河川又は湖沼等</p> <p>21 条例第十九条第一項第六号に掲げる行為に係る許可基準は、<u>次のいずれか</u>とする。</p> <p>一 所在地、名称、商標、営業内容その他の事業のために必要である事項を明らかにするために行われるもの又は土地、立木等の権利関係を明らかにするために行われるものにあつては、当該広告物等（広告物その他これに類する物又は広告その他これに類する物をいう。以下同じ。）が次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 店舗、事務所、営業所その他の事業所の敷地内若しくは事業を行つている場所において掲出され、若しくは設置され、又は表示されるものであること。</p> <p>ロ 表示面の面積が五平方メートル以下であり、かつ、同一敷地内又は同一場所内における表示面の面積の合計が十平方メートル以下のものであること。</p> <p>ハ 広告物等を設置する場合にあつてはその高さが五メートル、広告物等を掲出し又は表示する場合にあつてはその表示面の高さが五メートル（工作物に掲出し又は表示するものにあつては、当該工作物の高さ）以下のものであること。</p> <p><u>三 光源を用いる広告物等にあつては、光源（光源を内蔵するものにあつては表示面）が白色系のものであること。</u></p> <p><u>ホ 動光又は光の点滅を伴うものでないこと。</u></p> <p><u>ハ 色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</u></p> <p>二 店舗、事務所、営業所、住宅、別荘、保養所その他の建築物又は事業を行つている場所へ誘導するために行われるものにあつては、前号ニ<u>からハ</u>までの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 設置の目的及び地理的条件に照らして必要と認められること。</p> <p>ロ 広告物等の個々の表示面の面積が一平方メートル以下であること。</p>

改正後	改正前
<p>ハ 複数の内容を表示する広告物等にあつては、その表示面の面積の合計が十平方メートル以下であること。</p> <p>ニ 広告物等を設置する場合にあつてはその高さが五メートル、広告物等を掲出し又は表示する場合にあつてはその表示面の高さが五メートル以下のものであること。</p> <p>ホ 既に複数の広告物等が掲出され、若しくは設置され、又は表示されている地域において行われるものにあつては、当該行為に伴う広告物等の集中により周辺の風致又は景観との調和を著しく乱すものでないこと。</p> <p>三 指導標、案内板その他の当該地の地理若しくは自然を案内し若しくは解説するもの又は当該地と密接な関係を持つ歴史上の事件若しくは文学作品等について当該地とのかかわりを紹介するために行われるものにあつては、第一号ニ及びホ並びに前号ニの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。</p> <p>イ 表示面の面積が五平方メートル（複数の内容を表示する広告物等にあつては、十平方メートル）以下であること。</p> <p>ロ 設置者名の表示面積が三百平方センチメートル以下であること。</p> <p>ハ 一の広告物等に設置者名が重複して表示されるものでないこと。</p> <p>四 広告物等としての機能を有するベンチ、くず箱等の簡易な物を設置するものにあつては、<u>第一号ホ</u>及び前号ハの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。</p> <p>イ 表示面積が三百平方センチメートル以下であること。</p> <p>ロ 商品名の表示がないものであること。</p> <p>ハ 設置者の営業内容の宣伝の文言を用いるものでないこと。</p> <p>五 前各号の規定の適用を受ける行為以外の行為にあつては、救急病院、警察等特殊な用途の施設を示すために行われるもの、地域の年中行事等として一時的に行われるもの、地域住民に一定事項を知らしめるためのものであつて地方公共団体その他の公共的団体により行われるもの、社寺境内地等において祭典、法要その他の臨時の行事に関して行われるもの又は保安の目的で行われるものであること。</p> <p>22 条例第十九条第一項第七号に掲げる行為に係る許可基準は、次の<u>各号に掲げる</u>とおりとする。ただし、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの若しくは農林漁業に付随して行われるものであつて第五号から第九号までに掲げる基準に適合するもの又は公益上必要であつて第三号及び第</p>	<p>ハ 複数の内容を表示する広告物等にあつては、その表示面の面積の合計が十平方メートル以下であること。</p> <p>ニ 広告物等を設置する場合にあつてはその高さが五メートル、広告物等を掲出し又は表示する場合にあつてはその表示面の高さが五メートル以下のものであること。</p> <p>ホ 既に複数の広告物等が掲出され、若しくは設置され、又は表示されている地域において行われるものにあつては、当該行為に伴う広告物等の集中により周辺の風致又は景観との調和を著しく乱すものでないこと。</p> <p>三 指導標、案内板その他の当該地の地理若しくは自然を案内し若しくは解説するもの又は当該地と密接な関係を持つ歴史上の事件若しくは文学作品等について当該地とのかかわりを紹介するために行われるものにあつては、第一号ニ<u>からへまで及び</u>前号ニの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。</p> <p>イ 表示面の面積が五平方メートル（複数の内容を表示する広告物等にあつては、十平方メートル）以下であること。</p> <p>ロ 設置者名の表示面積が三百平方センチメートル以下であること。</p> <p>ハ 一の広告物等に設置者名が重複して表示されるものでないこと。</p> <p>四 広告物等としての機能を有するベンチ、くず箱等の簡易な物を設置するものにあつては、<u>第一号へ</u>及び前号ハの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。</p> <p>イ 表示面積が三百平方センチメートル以下であること。</p> <p>ロ 商品名の表示がないものであること。</p> <p>ハ 設置者の営業内容の宣伝の文言を用いるものでないこと。</p> <p>五 前各号の規定の適用を受ける行為以外の行為にあつては、救急病院、警察等特殊な用途の施設を示すために行われるもの、地域の年中行事等として一時的に行われるもの、地域住民に一定事項を知らしめるためのものであつて地方公共団体その他の公共的団体により行われるもの、社寺境内地等において祭典、法要その他の臨時の行事に関して行われるもの又は保安の目的で行われるものであること。</p> <p>22 条例第十九条第一項第七号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。ただし、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの若しくは農林漁業に付随して行われるものであつて第五号から第九号までに掲げる基準に適合するもの又は公益上必要であつて第三号及び第五号から第九</p>

改正後	改正前
<p>五号から第九号までに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>一 第一種特別地域又は第二種特別地域若しくは第三種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等若しくは自然草地等内において行われるものでないこと。</p> <p>二 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）を集積し、又は貯蔵するものでないこと。</p> <p>三 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。</p> <p>四 自然的、社会経済的条件に鑑み、集積又は貯蔵の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。</p> <p>五 集積し、又は貯蔵する物が樹木その他の遮蔽物により利用施設等その他の主要な公園利用地点から明瞭に望見されるものでないこと。</p> <p>六 集積し、又は貯蔵する高さが十メートルを超えないものであること。</p> <p>七 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が、公園事業道路等の路肩から二十メートル以上、それ以外の道路の路肩から五メートル以上離れていること。</p> <p>八 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が、敷地境界線から五メートル以上離れていること。</p> <p>九 集積し、又は貯蔵する物が、崩壊し、飛散し、及び流出するおそれがないこと。</p> <p>十 支障木の伐採が僅少であること。</p> <p>十一 集積又は貯蔵に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。</p> <p>23 条例第十九条第一項第八号に掲げる行為に係る許可基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる地域内において行われるものでないこと。ただし、当該行為が学術研究上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものについては、この限りでない。</p> <p>イ 第一種特別地域又はこれらの地先水面</p> <p>ロ 次に掲げる地域であつて、その全部又は一部について史跡名勝天然記</p>	<p>号までに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>一 第一種特別地域又は第二種特別地域若しくは第三種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等若しくは自然草地等内において行われるものでないこと。</p> <p>二 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）を集積し、又は貯蔵するものでないこと。</p> <p>三 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。</p> <p>四 自然的、社会経済的条件に鑑み、集積又は貯蔵の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。</p> <p>五 集積し、又は貯蔵する物が樹木その他の遮蔽物により利用施設等その他の主要な公園利用地点から明瞭に望見されるものでないこと。</p> <p>六 集積し、又は貯蔵する高さが十メートルを超えないものであること。</p> <p>七 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が、公園事業道路等の路肩から二十メートル以上、それ以外の道路の路肩から五メートル以上離れていること。</p> <p>八 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が、敷地境界線から五メートル以上離れていること。</p> <p>九 集積し、又は貯蔵する物が、崩壊し、飛散し、及び流出するおそれがないこと。</p> <p>十 支障木の伐採が僅少であること。</p> <p>十一 集積又は貯蔵に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。</p> <p>23 条例第十九条第一項第八号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる地域内において行われるものでないこと。ただし、当該行為が学術研究上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものについては、この限りでない。</p> <p>イ 第一種特別地域又はこれらの地先水面</p> <p>ロ 次に掲げる地域であつて、その全部又は一部について史跡名勝天然記</p>

改正後	改正前
<p>念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により、第一種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるもの</p> <p>(イ) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な水辺地又は水面</p> <p>(ロ) 優れた風致若しくは景観を有する自然海岸、自然湖岸その他の水辺地又はこれらの地先水面</p> <p>二 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。</p> <p>イ 学術研究その他公益上必要と認められること。</p> <p>ロ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。</p> <p>ハ 農業又は漁業に付随して行われるものであること。</p> <p>ニ 既存の埋立地又は干拓地の地先において行われるものであること。</p> <p>三 当該行為又はこれに関連する行為が当該行為の場所に隣接する水辺地又は水面の風致又は景観の維持に及ぼす支障の程度が軽微であること。ただし、前号ニに掲げる基準に適合するものにあつては、この限りでない。</p> <p>四 廃棄物の埋立てによるものでないこと。</p> <p>24 条例第十九条第一項第九号に係る許可基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 第一種特別地域又は第二種特別地域若しくは第三種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等内において行われるものでないこと。ただし、当該行為が学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるもの又は現に農業の用に供されている農地内において行われる客土その他の農地改良のための行為については、この限りでない。</p> <p>二 集団的に建築物その他の工作物を設置する敷地を造成するために行われるものでないこと。</p> <p>三 土地を階段状に造成するものでないこと（農林漁業を営むために必要と認められるものは除く。）。</p> <p>四 ゴルフ場の造成のために行われるものでないこと。ただし、既存のゴルフコースの改築のために行われるものについては、この限りでない。</p> <p>五 廃棄物の埋立てによるものでないこと。ただし、既に土石の採取等によりその形状が変更された土地において廃棄物を埋め立てる場合であつて、埋立て及びこれに関連する行為により風致の維持に新たに支障を及ぼすことがなく、埋立て及びこれに際して行われる修景等の措置により従前より</p>	<p>念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により、第一種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるもの</p> <p>(イ) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な水辺地又は水面</p> <p>(ロ) 優れた風致若しくは景観を有する自然海岸、自然湖岸その他の水辺地又はこれらの地先水面</p> <p>二 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。</p> <p>イ 学術研究その他公益上必要と認められること。</p> <p>ロ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。</p> <p>ハ 農業又は漁業に付随して行われるものであること。</p> <p>ニ 既存の埋立地又は干拓地の地先において行われるものであること。</p> <p>三 当該行為又はこれに関連する行為が当該行為の場所に隣接する水辺地又は水面の風致又は景観の維持に及ぼす支障の程度が軽微であること。ただし、前号ニに掲げる基準に適合するものにあつては、この限りでない。</p> <p>四 廃棄物の埋立てによるものでないこと。</p> <p>24 条例第十九条第一項第九号に係る許可基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 第一種特別地域又は第二種特別地域若しくは第三種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等内において行われるものでないこと。ただし、当該行為が学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるもの又は現に農業の用に供されている農地内において行われる客土その他の農地改良のための行為については、この限りでない。</p> <p>二 集団的に建築物その他の工作物を設置する敷地を造成するために行われるものでないこと。</p> <p>三 土地を階段状に造成するものでないこと（農林漁業を営むために必要と認められるものは除く。）。</p> <p>四 ゴルフ場の造成のために行われるものでないこと。ただし、既存のゴルフコースの改築のために行われるものについては、この限りでない。</p> <p>五 廃棄物の埋立てによるものでないこと。ただし、既に土石の採取等によりその形状が変更された土地において廃棄物を埋め立てる場合であつて、埋立て及びこれに関連する行為により風致の維持に新たに支障を及ぼすことがなく、埋立て及びこれに際して行われる修景等の措置により従前より</p>

改正後	改正前
<p>好ましい風致を形成することとなるときは、この限りでない。</p> <p>六 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。ただし、農林漁業を営むために必要と認められるものについては、この限りでない。</p> <p>七 開墾し、又は形状を変更する土地の範囲が必要最小限と認められるものであること。</p> <p>八 当該行為による土砂の流出のおそれがないものであること。</p> <p>25 条例第十九条第一項第十号及び第十二号に掲げる行為に係る許可基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。</p> <p>二 採取し若しくは損傷しようとする植物、捕獲し若しくは殺傷しようとする動物又は採取し若しくは損傷しようとする卵に係る動物が申請に係る特別地域において絶滅のおそれがないものであること。ただし、当該動植物の保護増殖を目的とし、かつ、当該特別地域における当該動植物の保存に資する場合は、この限りでない。</p> <p>26 条例第十九条第一項第十一号に掲げる行為に係る許可基準は、次の各号に掲げるいずれかとする。</p> <p>一 前項第一号に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>二 災害復旧のために行われるものであること。</p> <p>27 条例第十九条第一項第十三号に掲げる行為に係る許可基準は、第二十五項第一号の規定の例によるほか、同条第一項第十三号の規定により知事が指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧にあつては、当該放牧が反復継続して行われるものでないこととする。</p> <p>28 条例第十九条第一項第十四号に掲げる行為に係る許可基準は、その周辺の風致又は景観と著しく不調和である色彩に変更するものでないこととする。ただし、特殊な用途の物の色彩の変更については、この限りでない。</p> <p>29 条例第十九条第一項第十五号に掲げる行為に係る許可基準は、次の各号に掲げるいずれかとする。</p> <p>一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。</p>	<p>好ましい風致を形成することとなるときは、この限りでない。</p> <p>六 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。ただし、農林漁業を営むために必要と認められるものについては、この限りでない。</p> <p>七 開墾し、又は形状を変更する土地の範囲が必要最小限と認められるものであること。</p> <p>八 当該行為による土砂の流出のおそれがないものであること。</p> <p>25 条例第十九条第一項第十号及び第十二号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。</p> <p>二 採取し若しくは損傷しようとする植物、捕獲し若しくは殺傷しようとする動物又は採取し若しくは損傷しようとする卵に係る動物が申請に係る特別地域において絶滅のおそれがないものであること。ただし、当該動植物の保護増殖を目的とし、かつ、当該特別地域における当該動植物の保存に資する場合は、この限りでない。</p> <p>26 条例第十九条第一項第十一号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。</p> <p>一 前項第一号に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>二 災害復旧のために行われるものであること。</p> <p>27 条例第十九条第一項第十三号に掲げる行為に係る許可基準は、第二十五項第一号の規定の例によるほか、同条第一項第十三号の規定により知事が指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧にあつては、当該放牧が反復継続して行われるものでないこととする。</p> <p>28 条例第十九条第一項第十四号に掲げる行為に係る許可基準は、その周辺の風致又は景観と著しく不調和である色彩に変更するものでないこととする。ただし、特殊な用途の物の色彩の変更については、この限りでない。</p> <p>29 条例第十九条第一項第十五号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。</p> <p>一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。</p>

改正後	改正前
<p>イ 学術研究その他公益上必要と認められるものであること。</p> <p>ロ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>二 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。</p> <p><u>30 前条に規定する行為に係る許可基準は、次の各号に掲げるいずれかとする。</u></p> <p><u>一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。</u></p> <p><u>イ 学術研究その他公益上必要と認められるものであること。</u></p> <p><u>ロ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。</u></p> <p><u>二 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。</u></p> <p><u>31 条例第十九条第一項各号に掲げる行為に係る許可基準は、前各項に規定する基準のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>一 申請に係る地域の自然的、社会経済的条件から判断して、当該行為による風致又は景観の維持上の支障を軽減するため必要な措置が講じられていると認められるものであること。</p> <p>二 申請に係る場所又はその周辺の風致又は景観の維持に著しい支障を及ぼす特別な事由があると認められるものでないこと。</p> <p>三 申請に係る行為の当然の帰結として予測され、かつ、その行為と密接不可分な関係にあることが明らかな行為について条例第十九条第一項の規定による許可の申請があつた場合に、当該申請に対して不許可の処分がされることとなることが確実と認められるものでないこと。</p> <p>追加〔平成一八年規則五九号〕、一部改正〔平成二〇年規則三八号・二三年四〇号・二七年五七号〕</p> <p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第十四条 条例<u>第十九条第六項第四号</u>に規定する知事が定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 溝、井せき、とい、水車、風車、農業用又は林業用水槽等を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>二 門、生垣、その高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三十平方メートル以下であるきん舎等を新築し、改築し、又は増築する</p>	<p>イ 学術研究その他公益上必要と認められるものであること。</p> <p>ロ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>二 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。</p> <p>(新設)</p> <p>30 条例第十九条第一項各号に掲げる行為に係る許可基準は、前各項に規定する基準のほか、次のとおりとする。</p> <p>一 申請に係る地域の自然的、社会経済的条件から判断して、当該行為による風致又は景観の維持上の支障を軽減するため必要な措置が講じられていると認められるものであること。</p> <p>二 申請に係る場所又はその周辺の風致又は景観の維持に著しい支障を及ぼす特別な事由があると認められるものでないこと。</p> <p>三 申請に係る行為の当然の帰結として予測され、かつ、その行為と密接不可分な関係にあることが明らかな行為について条例第十九条第一項の規定による許可の申請があつた場合に、当該申請に対して不許可の処分がされることとなることが確実と認められるものでないこと。</p> <p>追加〔平成一八年規則五九号〕、一部改正〔平成二〇年規則三八号・二三年四〇号・二七年五七号〕</p> <p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第十四条 条例<u>第十九条第六項第三号</u>に規定する知事が定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 溝、井せき、とい、水車、風車、農業用又は林業用水槽等を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>二 門、生垣、その高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三十平方メートル以下であるきん舎等を新築し、改築し、又は増築する</p>

改正後	改正前
<p>こと。</p> <p>三 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯籠、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>四 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にあつて、かつ、その水平投影面積が千平方メートル以下である炭窯、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築にあつては、改築又は増築後に於いて、その水平投影面積が千平方メートル以下であるものに限る。）。</p> <p>五 ひび、えりやな類、漁具干場、漁舎等を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>六 条例第十九条第一項の許可を受けた行為又は本条の各号に掲げる行為を行うために必要な工事用仮工作物（宿舎を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>七 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第二項に規定する河川管理施設（樹林帯を除く。）、砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和三十五年法律第百三十七号）第三条第一号又は第二号イ、ロ若しくはハに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設（堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。）、地すべり等防止法（昭和三十二年法律第三十号）第二条第三項に規定する地すべり防止施設、森林法（昭和三十二年法律第百四十九号）第四十一条第一項又は第三項の規定により行う保安施設事業に係る施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和三十四年法律第五十七号）第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>七の二 下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道若しくは同条第五号に規定する都市下水路を改築し、又は増築すること。</p> <p>八 港湾法（昭和三十五年法律第百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設、同条第三項及び第四項に規定する港湾区域若しくは臨港地区以外の場所に設置する航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設、廃油処理施設、航空保安施設、自記雨量計、積算雪量計その他気</p>	<p>こと。</p> <p>三 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯籠、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>四 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にある炭窯、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>五 ひび、えりやな類、漁具干場、漁舎等を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>六 条例第十九条第一項の許可を受けた行為又は本条の各号に掲げる行為を行うために必要な工事用仮工作物（宿舎を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>七 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第二項に規定する河川管理施設（樹林帯を除く。）、砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備、<u>漁港漁場整備法</u>（昭和三十五年法律第百三十七号）第三条第一号又は第二号イ、ロ若しくはハに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設（堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。）、地すべり等防止法（昭和三十二年法律第三十号）第二条第三項に規定する地すべり防止施設、森林法（昭和三十二年法律第百四十九号）第四十一条第一項又は第三項の規定により行う保安施設事業に係る施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和三十四年法律第五十七号）第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>七の二 下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道若しくは同条第五号に規定する都市下水路を改築し、又は増築すること。</p> <p>八 港湾法（昭和三十五年法律第百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設、同条第三項及び第四項に規定する港湾区域若しくは臨港地区以外の場所に設置する航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設、廃油処理施設、航空保安施設、自記雨量計、積算雪量計その他気</p>

改正後	改正前
<p>象、地象若しくは水象の観測に必要な施設又は鉄道若しくは軌道のプラットフォーム（上家を含む。）又は沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第二条第一項に規定する沿岸漁業（総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>九 信号機、防護柵、土留擁壁その他鉄道、軌道又は自動車道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、又は増築すること（信号機にあつては、新築することを含む。）。</p> <p>十 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）第百十五条第一項の規定により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>十一 道路の舗装及び道路の勾配緩和、線形改良その他道路の改築で、その現状に著しく、変更を及ぼさないもの。</p> <p>十一の二 宅地又は道路に送水管、ガス管、電線等を埋設すること。</p> <p>十一の三 <u>野生鳥獣の保護増殖のための巣箱</u>、給餌台、給水台等を設置すること。</p> <p>十一の四 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十条第一項に規定する測量標又は水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第五条第一項に規定する水路測量標を設置すること。</p> <p>十一の五 境界標（不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第七十七条第一項第九号に規定する境界標をいう。）を設置すること。</p> <p>十一の六 受信用アンテナ（テレビジョン放送の用に供するものに限る。）を設置すること。</p> <p>十一の七 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二条第四号に規定する無線設備を改築し、又は増築（新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限り、かつ、増築部分の最高部と最低部の高さの差が二メートル以下であるものに限る。）すること。</p> <p>十一の八 <u>既存の電線、電話線又は通信ケーブル（以下「電線等」という。）を改築すること又は既存の電線等に沿つて電線等を新築若しくは増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）。</u></p>	<p>象、地象若しくは水象の観測に必要な施設又は鉄道若しくは軌道のプラットフォーム（上家を含む。）又は沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第二条第一項に規定する沿岸漁業（総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>九 信号機、防護柵、土留擁壁その他鉄道、軌道又は自動車道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、又は増築すること（信号機にあつては、新築することを含む。）。</p> <p>十 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）第百十五条第一項の規定により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>十一 道路の舗装及び道路の勾配緩和、線形改良その他道路の改築で、その現状に著しく、変更を及ぼさないもの。</p> <p>十一の二 宅地又は道路に送水管、ガス管、電線等を埋設すること。</p> <p>十一の三 <u>巣箱</u>、給餌台、給水台等を設置すること。</p> <p>十一の四 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十条第一項に規定する測量標又は水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第五条第一項に規定する水路測量標を設置すること。</p> <p>十一の五 境界標（不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第七十七条第一項第九号に規定する境界標をいう。）を設置すること。</p> <p>十一の六 受信用アンテナ（テレビジョン放送の用に供するものに限る。）を設置すること。</p> <p>十一の七 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二条第四号に規定する無線設備を改築し、又は増築（新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。）すること。</p> <p>十一の八 <u>既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲（径の変更を除く。）で張り替えること（色彩の変更を伴わないものに限る。）。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>十一の九 既存の電線等に付帯する工作物を新築、改築又は増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）。</u></p> <p><u>十一の十 変圧器その他の電柱に付帯する設備を改築又は増築すること（当該電柱の高さを超えないものに限る。）。</u></p> <p><u>十一の十一 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線等及び引込みに要する設備を設置すること。</u></p> <p>十一の十二 野生鳥獣による人、家畜、<u>農作物、森林又は生態系</u>に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが三メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。</p> <p>十一の十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する特定外来生物（以下この条において「特定外来生物」という。）の防除 <u>又は保安</u>の目的で、カメラを設置すること。</p> <p><u>十一の十四 知事が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設（当該施設の色彩及び形態が、公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が指定する色彩及び形態であるものに限る。）を設置すること。</u></p> <p><u>十一の十五 県が、公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。</u></p> <p>十二 宅地の木竹を伐採すること。</p> <p>十三 自家用のために木竹 <u>（条例第十九条第一項第十号の知事が指定する植物（以下「採取等規制植物」という。）であるものを除く。）</u>を択伐（塊状択伐を除く。）すること。</p> <p><u>十三の二 生業の維持のため、必要な範囲内で竹（高さが五十センチメートル以内のものに限る。）を伐採すること。</u></p> <p><u>十三の三 施設又は設備の維持管理を行うため必要な範囲内で竹（高さが三</u></p>	<p><u>十一の九 電柱に付帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。</u></p> <p><u>十一の十 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。</u></p> <p><u>十一の十一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等（以下この条において「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために必要な工作物を設置すること。</u></p> <p>十一の十二 野生鳥獣による人、家畜 <u>又は農作物</u>に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが三メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。</p> <p>十一の十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する特定外来生物（以下この条において「特定外来生物」という。）の防除の目的で、カメラを設置すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>十二 宅地の木竹を伐採すること。</p> <p>十三 自家用のために木竹を択伐（塊状択伐を除く。）すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>メートル以内のものに限る。)</u>を伐採すること。</p> <p>十四 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培した木竹を伐採すること。</p> <p>十五 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。</p> <p>十六 森林の保育のために下刈し、つる切し、又は間伐すること。</p> <p><u>十六の二 電線路の維持に必要な範囲内で木竹を伐採すること。</u></p> <p><u>十六の三 道路（主として歩行者の通行の用に供するものを除く。）、鉄道又は軌道の交通の障害となる木竹を伐採すること。</u></p> <p>十七 牧野改良のために茨、かん木等を除去すること。</p> <p>十七の二 <u>牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。</u></p> <p><u>十七の三 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。</u></p> <p>十七の四 宅地の木竹を損傷すること（条例第十九条第一項第三号の知事が指定する区域内において損傷するものに限る。以下この条において同じ。）。</p> <p>十七の五 自家用のために木竹（<u>採取等規制植物であるものを除く。次号において同じ。</u>）を損傷すること。</p> <p>十七の六 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>十七の七 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>十七の八 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>十七の九 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。</p> <p>十七の十 病虫害の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>十七の十一 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>十七の十二 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>十七の十三 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p><u>十七の十四 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲で木竹を損傷すること。</u></p>	<p>十四 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培した木竹を伐採すること。</p> <p>十五 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。</p> <p>十六 森林の保育<u>又は電線路の維持</u>のために下刈し、つる切し、又は間伐すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>十七 牧野改良のために茨、かん木等を除去すること。</p> <p>十七の二 <u>認定保護増殖事業等の実施のために木竹</u>を伐採すること。</p> <p><u>十七の三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。</u></p> <p>十七の四 宅地の木竹を損傷すること（条例第十九条第一項第三号の知事が指定する区域内において損傷するものに限る。以下この条において同じ。）。</p> <p>十七の五 自家用のために木竹を損傷すること。</p> <p>十七の六 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>十七の七 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>十七の八 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>十七の九 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。</p> <p>十七の十 病虫害の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>十七の十一 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>十七の十二 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>十七の十三 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p><u>十七の十四 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により知事が指定する鳥獣保護区（以下「指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知</u></p>

改正後	改正前
<p><u>十七の十五 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</u></p> <p><u>十七の十六</u> 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。 (削る。)</p> <p>十七の十七 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>十七の十八 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。</p> <p>十七の十九 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>十八 宅地内の土石を採取すること。</p> <p>十九 土地の形状を変更するおそれのない範囲内で、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。</p> <p>二十 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にある地域で、鉱物の掘採のため試すいを行うこと。</p> <p>二十一 宅地又は田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。</p> <p>二十二 特別地域が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することによつて、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。</p> <p>二十三 地表から二・五メートル以下の高さで、広告物等を建築物の壁面に掲出し、又は工作物等に表示すること。</p> <p>二十四 法令の規定により、又は保安の目的で、広告物に類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告に類するものを工作物等に表示すること。</p>	<p><u>事に協議しその同意を得、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。</u> (新設)</p> <p><u>十七の十五</u> 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p><u>十七の十六 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。</u></p> <p>十七の十七 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>十七の十八 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。</p> <p>十七の十九 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>十八 宅地内の土石を採取すること。</p> <p>十九 土地の形状を変更するおそれのない範囲内で、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。</p> <p>二十 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にある地域で、鉱物の掘採のため試すいを行うこと。</p> <p>二十一 宅地又は田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。</p> <p>二十二 特別地域が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することによつて、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。</p> <p>二十三 地表から二・五メートル以下の高さで、広告物等を建築物の壁面に掲出し、又は工作物等に表示すること。</p> <p>二十四 法令の規定により、又は保安の目的で、広告物に類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告に類するものを工作物等に表示すること。</p>

改正後	改正前
<p>二十五 鉄道若しくは軌道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識、料金表又は運送約款若しくはこれに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。</p>	<p>二十五 鉄道若しくは軌道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識、料金表又は運送約款若しくはこれに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。</p>
<p>二十六 森林<u>又は野生動植物の保護管理</u>のための標識を掲出し、又は設置すること。</p>	<p>二十六 森林の<u>保護管理又は野生鳥獣の保護増殖</u>のための標識を掲出し、又は設置すること。</p>
<p>二十六の二 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第三十四条第一項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。</p>	<p>二十六の二 <u>漁港漁場整備法</u>第三十四条第一項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。</p>
<p><u>二十六の二の二 削除</u></p>	<p><u>二十六の二の二 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。</u></p>
<p>二十六の二の三 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。</p>	<p>二十六の二の三 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。</p>
<p>二十六の二の四 一・五メートル以下の高さで、かつ、十平方メートル以下の面積で物を集積し、又は貯蔵すること。</p>	<p>二十六の二の四 一・五メートル以下の高さで、かつ、十平方メートル以下の面積で物を集積し、又は貯蔵すること。</p>
<p>二十六の三 耕作の事業に伴う物の集積又は貯蔵で明らかに風致の維持に支障のないもの</p>	<p>二十六の三 耕作の事業に伴う物の集積又は貯蔵で明らかに風致の維持に支障のないもの</p>
<p>二十六の四 森林の整備又は木材の生産に伴い発生する根株、伐採木又は枝条を森林内に集積し、又は貯蔵すること。</p>	<p>二十六の四 森林の整備又は木材の生産に伴い発生する根株、伐採木又は枝条を森林内に集積し、又は貯蔵すること。</p>
<p>二十六の五 木材の加工又は流通の事業に伴い発生する木くずを集積し、又は貯蔵すること。</p>	<p>二十六の五 木材の加工又は流通の事業に伴い発生する木くずを集積し、又は貯蔵すること。</p>
<p>二十六の六 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。</p>	<p>二十六の六 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。</p>
<p>二十六の七 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理又は維持のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。</p>	<p>二十六の七 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理又は維持のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。</p>
<p>二十六の八 海岸法第二条第二項に規定する一般公共海岸区域若しくは同法第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。</p>	<p>二十六の八 海岸法第二条第二項に規定する一般公共海岸区域若しくは同法第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。</p>
<p>二十六の九 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。</p>	<p>二十六の九 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。</p>
<p>二十六の十 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。</p>	<p>二十六の十 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。</p>

改正後	改正前
<p>蔵すること。</p> <p>二十六の十一 港湾法第二条第五項に規定する港湾施設において荷役の目的に必要な物を集積し、又は貯蔵すること。</p> <p>二十六の十二 宅地内に<u>おいて採取等規制植物</u>を採取し、又は損傷すること。</p> <p><u>二十六の十二の二 農業を営むために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。</u></p> <p><u>二十六の十二の三 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。</u></p> <p><u>二十六の十二の四 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で当該採取等規制植物を損傷すること。</u></p> <p><u>二十六の十二の五 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である植物（木竹を除く。）を採取し、又は損傷すること。</u></p> <p><u>二十六の十二の六 農業を営むために条例第十九条第一項第十一号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと（同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。次号において同じ。）。</u></p> <p><u>二十六の十二の七 森林の整備及び保全を図るために条例第十九条第一項第十一号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。</u></p> <p><u>二十六の十二の八 知事が指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること（条例第十九条第一項第十一号に掲げる行為に該当するものを除く。以下この条において同じ。）。</u></p> <p><u>二十六の十二の九 宅地内に木竹を植栽すること。</u></p> <p><u>二十六の十二の十 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。</u></p> <p>二十六の十三 有害なねずみ族、昆虫等を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。 (削る。)</p>	<p>蔵すること。</p> <p>二十六の十一 港湾法第二条第五項に規定する港湾施設において荷役の目的に必要な物を集積し、又は貯蔵すること。</p> <p>二十六の十二 宅地内に<u>ある植物で、条例第十九条第一項第十号の規定により知事が指定するもの</u>を採取し、又は損傷すること。</p> <p><u>二十六の十二の二 認定保護増殖事業等の実施のために条例第十九条第一項第十号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>二十六の十二の三 農業を営むために条例第十九条第一項第十一号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと（同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。次号において同じ。）。</u></p> <p><u>二十六の十二の四 森林の整備及び保全を図るために条例第十九条第一項第十一号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。</u></p> <p><u>二十六の十二の五 知事が指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること（条例第十九条第一項第十一号に掲げる行為に該当するものを除く。以下この条において同じ。）。</u></p> <p><u>二十六の十二の六 宅地内に木竹を植栽すること。</u></p> <p><u>二十六の十二の七 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。</u></p> <p>二十六の十三 有害なねずみ族、昆虫等を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。</p> <p><u>二十六の十三の二 認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>二十六の十四 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。</u> (削る。)</p> <p>(削る。)</p>	<p><u>二十六の十四 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定による知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。</u></p> <p><u>二十六の十四の二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定により県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。</u></p> <p><u>二十六の十四の三 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第五項の規定により国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により国の機関から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。</u></p>
<p><u>二十六の十五 削除</u></p> <p>(削る。)</p>	<p><u>二十六の十五 指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議しその同意を得、若しくは協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。</u></p> <p><u>二十六の十五の二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。</u></p>
<p>二十六の十六 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。</p> <p><u>二十六の十七 削除</u></p> <p>二十六の十八 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第十九条第一項第十三号の知事が指定するものに限る。以下この条において同じ。）を放つこと（同号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この条において同じ。）。 (削る。)</p> <p>二十六の十九 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の二第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。</p> <p><u>二十六の二十及び二十六の二十一 削除</u></p>	<p>二十六の十六 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。</p> <p><u>二十六の十七 魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。</u></p> <p>二十六の十八 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第十九条第一項第十三号の知事が指定するものに限る。以下この条において同じ。）を放つこと（同号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この条において同じ。）。 <u>二十六の十八の二 認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。</u></p> <p>二十六の十九 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の二第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。</p> <p><u>二十六の二十 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律</u></p>

改正後	改正前
<p>二十六の二十二 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。</p> <p>ロ 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。</p> <p>二十六の二十三 家畜を係留放牧すること（条例第十九条第一項第十三号に掲げる行為に該当するものを除く。）。</p> <p>二十七 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第五条第六項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び同法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超える工作物（園内移動用施設である索道等を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）。</p> <p>二十八から三十一まで 削除</p> <p>三十二 前各号に掲げるもののほか、工作物等を修繕するために必要な行為</p> <p>三十二の二 森林施業のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>三十二の三 漁業を営むために車馬又は動力船を使用すること。</p> <p>三十二の四 漁業取締のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を</p>	<p><u>第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。</u></p> <p><u>二十六の二十一 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。</u></p> <p>二十六の二十二 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。</p> <p>ロ 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。</p> <p>二十六の二十三 家畜を係留放牧すること（条例第十九条第一項第十三号に掲げる行為に該当するものを除く。）。</p> <p>二十七 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第五条第六項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び同法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超える工作物（園内移動用施設である索道等を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）。</p> <p>二十八から三十一まで 削除</p> <p>三十二 前各号に掲げるもののほか、工作物等を修繕するために必要な行為</p> <p>三十二の二 森林施業のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>三十二の三 漁業を営むために車馬又は動力船を使用すること。</p> <p>三十二の四 漁業取締のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を</p>

改正後	改正前
<p>着陸させること。</p> <p>三十二の五 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>三十二の六 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>三十二の七 海岸法第三条に規定する海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>三十二の八 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>三十二の九 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>三十二の十 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項第一号に規定する土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>三十二の十一 港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第二条に規定する港の区域内において動力船を使用すること。</p> <p>三十二の十二 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十一条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。</p> <p>三十二の十三 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これら</p>	<p>着陸させること。</p> <p>三十二の五 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>三十二の六 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>三十二の七 海岸法第三条に規定する海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>三十二の八 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>三十二の九 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>三十二の十 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項第一号に規定する土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>三十二の十一 港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第二条に規定する港の区域内において動力船を使用すること。</p> <p>三十二の十二 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十一条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。</p> <p>三十二の十三 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これら</p>

改正後	改正前
<p>に類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p><u>三十二の十四 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等の実施のために必要な行為として、条例第十九条第一項各号に掲げるものを行うこと。</u></p> <p><u>三十二の十五 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除の実施のために必要な行為として、条例第十九条第一項各号に掲げるものを行うこと。</u></p> <p><u>三十二の十六 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項から第五項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、条例第十九条第一項各号に掲げるものを行うこと。</u></p> <p><u>三十二の十七 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定により、知事の許可に係る行為として、条例第十九条第一項各号に掲げるものを行うこと。</u></p> <p><u>三十二の十八 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第十九条第一項各号に掲げるものを行うこと。</u></p> <p>三十三 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の三十日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。</p> <p>イ 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間</p> <p>ロ 風致の維持のために行われる措置の内容</p> <p>ハ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限</p>	<p>に類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>三十三 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の三十日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。</p> <p>イ 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間</p> <p>ロ 風致の維持のために行われる措置の内容</p> <p>ハ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限</p>

改正後	改正前
<p>ニ 工作物の新築等に着手する十五日前までに、その概要を、知事に通知する旨</p>	<p>ニ 工作物の新築等に着手する十五日前までに、その概要を、知事に通知する旨</p>
<p>三十四 前各号に掲げる行為に附帯する行為 一部改正〔昭和四九年規則二八号・五八年一号・平成元年六号・四年六二号・一二年八八号・一三年三号・一五年三四号・一七年二八号・一八年五九号・九八号・一九年四〇号・二〇年三八号・二三年四〇号・二四年一六号・二七年四五号・五七号・三〇年五六号〕 (特別地域及び普通地域内における行為に関する届出)</p>	<p>三十四 前各号に掲げる行為に附帯する行為 一部改正〔昭和四九年規則二八号・五八年一号・平成元年六号・四年六二号・一二年八八号・一三年三号・一五年三四号・一七年二八号・一八年五九号・九八号・一九年四〇号・二〇年三八号・二三年四〇号・二四年一六号・二七年四五号・五七号・三〇年五六号〕 (特別地域及び普通地域内における行為に関する届出)</p>
<p>第十五条 自然公園区域内における行為に関する次の各号に掲げる届出の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第十五条 自然公園区域内における行為に関する次の各号に掲げる届出の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>
<p>一 条例第十九条第三項の規定による届出 特別地域内着手済行為届(別記第十一号様式)</p>	<p>一 条例第十九条第三項の規定による届出 特別地域内着手済行為届(別記第十一号様式)</p>
<p>二 条例第十九条第四項の規定による届出 特別地域内非常災害応急措置届(別記第十二号様式)</p>	<p>二 条例第十九条第四項の規定による届出 特別地域内非常災害応急措置届(別記第十二号様式)</p>
<p>三 条例第十九条第五項の規定による届出 特別地域内行為届(別記第十二号様式の二)</p>	<p>三 条例第十九条第五項の規定による届出 特別地域内行為届(別記第十二号様式の二)</p>
<p>四 条例第二十条第一項の規定による届出 普通地域内行為届(別記第十三号様式)</p>	<p>四 条例第二十条第一項の規定による届出 普通地域内行為届(別記第十三号様式)</p>
<p>五 前条第三十三号又は第十九条第十六号の規定による届出 特別地域(普通地域)内で行う自然を活用した催しの計画書(別記第十三号様式の二) 一部改正〔平成一八年規則五九号・二三年四〇号・二七年四五号〕 (普通地域内における行為の届出)</p>	<p>五 前条第三十三号又は第十九条第十六号の規定による届出 特別地域(普通地域)内で行う自然を活用した催しの計画書(別記第十三号様式の二) 一部改正〔平成一八年規則五九号・二三年四〇号・二七年四五号〕 (普通地域内における行為の届出)</p>
<p>第十六条 条例第二十条第一項各号列記以外の部分の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p>	<p>第十六条 条例第二十条第一項各号列記以外の部分の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p>
<p>一 行為の目的 二 行為地の付近の状況 三 行為の完了予定日</p>	<p>一 行為の目的 二 行為地の付近の状況 三 行為の完了予定日</p>
<p>2 前項の届出書には、第十二条第二項の規定を準用する。 追加〔昭和四九年規則二八号〕、一部改正〔平成二三年規則四〇号〕 (許可の申請書又は届出書の添付図面等の省略等)</p>	<p>2 前項の届出書には、第十二条第二項の規定を準用する。 追加〔昭和四九年規則二八号〕、一部改正〔平成二三年規則四〇号〕 (許可の申請書又は届出書の添付図面等の省略等)</p>
<p>第十七条 条例第十九条第一項の規定による許可を受けた行為又は条例第二十条第一項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出に</p>	<p>第十七条 条例第十九条第一項の規定による許可を受けた行為又は条例第二十条第一項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出に</p>

改正後	改正前
<p>あつては第十二条第二項及び第三項又は前条第二項において準用する第十二条第二項の規定により、申請書又は届出書に添えなければならない図面又は書類（以下この条において「添付図面等」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りる。</p> <p>2 前項の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添えなければならない。</p> <p>3 第一項に該当するもののほか、条例第十九条第一項の規定による許可の申請又は条例第二十条第一項の規定による届出に係る行為が軽易なものであること、その他の理由により添付図面等の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図面等の一部を省略することができる。</p> <p style="padding-left: 40px;">追加〔昭和四九年規則二八号〕、一部改正〔平成一二年規則八八号・二三年四〇号〕</p> <p>（工作物の基準）</p> <p>第十八条 条例第二十条第一項第一号に規定する知事が定める基準は、次の各号に掲げる工作物につき、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 建築物 高さ十三メートル又は<u>延べ面積</u>千平方メートル</p> <p>二 送水管 長さ七十メートル</p> <p>三 鉄塔 高さ三十メートル</p> <p>四 船舶係留施設 長さ五十メートル</p> <p>五 ダム 高さ二十メートル</p> <p>六 鋼索鉄道 延長七十メートル</p> <p>七 <u>索道 傾斜亘長六百メートル</u>又は起点と終点の高低差二百メートル</p> <p>八 別荘地の用に供する道路 幅員二メートル</p> <p>九 遊戯施設（建築物を除く。） 高さ十三メートル又は水平投影面積千平方メートル</p> <p>十 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和千平方メートル</p> <p style="padding-left: 40px;">一部改正〔昭和四九年規則二八号・平成元年六号・二三年四〇号・二七年五七号〕</p> <p>（普通地域内における届出を要しない行為）</p> <p>第十九条 条例<u>第二十条第七項第四号</u>に規定する知事が定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 第十四条第一項第一号から<u>第十一号の十五</u>まで、第十九号から第二十六</p>	<p>あつては第十二条第二項及び第三項又は前条第二項において準用する第十二条第二項の規定により、申請書又は届出書に添えなければならない図面又は書類（以下この条において「添付図面等」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りる。</p> <p>2 前項の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添えなければならない。</p> <p>3 第一項に該当するもののほか、条例第十九条第一項の規定による許可の申請又は条例第二十条第一項の規定による届出に係る行為が軽易なものであること、その他の理由により添付図面等の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図面等の一部を省略することができる。</p> <p style="padding-left: 40px;">追加〔昭和四九年規則二八号〕、一部改正〔平成一二年規則八八号・二三年四〇号〕</p> <p>（工作物の基準）</p> <p>第十八条 条例第二十条第一項第一号に規定する知事が定める基準は、次の各号に掲げる工作物につき、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 建築物 高さ十三メートル又は<u>延面積</u>千平方メートル</p> <p>二 送水管 長さ七十メートル</p> <p>三 鉄塔 高さ三十メートル</p> <p>四 船舶係留施設 長さ五十メートル</p> <p>五 ダム 高さ二十メートル</p> <p>六 鋼索鉄道 延長七十メートル</p> <p>七 <u>索道傾斜亘長 六百メートル</u>又は起点と終点の高低差二百メートル</p> <p>八 別荘地の用に供する道路 幅員二メートル</p> <p>九 遊戯施設（建築物を除く。） 高さ十三メートル又は水平投影面積千平方メートル</p> <p>十 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和千平方メートル</p> <p style="padding-left: 40px;">一部改正〔昭和四九年規則二八号・平成元年六号・二三年四〇号・二七年五七号〕</p> <p>（普通地域内における届出を要しない行為）</p> <p>第十九条 条例<u>第二十条第七項第三号</u>に規定する知事が定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 第十四条第一項第一号から<u>第十一号の十三</u>まで、第十九号から第二十六</p>

改正後	改正前
<p>号の二の三まで、第二十七号、<u>第三十二号及び第三十二号の十四から第三十二号の十八まで</u>に掲げる行為</p> <p>二 農業、林業、漁業若しくは鉱業の用に供する索道又は鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第四十七条第二号に規定する特殊索道のうち滑走式のを新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p><u>二の二 地表から一メートル以下の高さで、広告物等（表示面の面積が一平方メートル以下であるものに限る。）を設置すること（同一敷地内又は同一場所内における広告物等の表示面の面積の合計が五平方メートル以下の場合に限る。）</u></p> <p>三 宅地内の池沼等を埋め立てること。</p> <p>四 土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業（同項第四号に規定するものを除く。）として池沼等を埋め立てること。</p> <p>五 宅地内の鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。</p> <p>六 露天掘りでない方法により、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。</p> <p>七 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであつて、当該掘採又は採取に係る面積が二百平方メートルを超えず、かつ、高さが五メートルを超える法面を生ずる切土又は盛土を伴わないもの</p> <p>八 宅地内の土地の形状を変更すること。</p> <p>九 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形状を変更すること。</p> <p>十 文化財保護法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で土地の発掘のために土地の形状を変更すること。</p> <p>十一 土地の開墾その他農業又は林業を営むために土地の形状を変更すること。</p> <p>十二 養浜のための土地の形状を変更すること。</p> <p>十三 土地又は海底の形状を変更することであつて、変更に係る面積が二百平方メートルを超えず、かつ、高さが五メートルを超える法面を生ずる切土又は盛土を伴わないもの</p> <p><u>十四 削除</u></p>	<p>号の二の三まで、第二十七号<u>及び第三十二号</u>に掲げる行為</p> <p>二 農業、林業、漁業若しくは鉱業の用に供する索道又は鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第四十七条第二号に規定する特殊索道のうち滑走式のを新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>(新設)</p> <p>三 宅地内の池沼等を埋め立てること。</p> <p>四 土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業（同項第四号に規定するものを除く。）として池沼等を埋め立てること。</p> <p>五 宅地内の鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。</p> <p>六 露天掘りでない方法により、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。</p> <p>七 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであつて、当該掘採又は採取に係る面積が二百平方メートルを超えず、かつ、高さが五メートルを超える法面を生ずる切土又は盛土を伴わないもの</p> <p>八 宅地内の土地の形状を変更すること。</p> <p>九 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形状を変更すること。</p> <p>十 文化財保護法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で土地の発掘のために土地の形状を変更すること。</p> <p>十一 土地の開墾その他農業又は林業を営むために土地の形状を変更すること。</p> <p>十二 養浜のための土地の形状を変更すること。</p> <p>十三 土地又は海底の形状を変更することであつて、変更に係る面積が二百平方メートルを超えず、かつ、高さが五メートルを超える法面を生ずる切土又は盛土を伴わないもの</p> <p><u>十四 前条各号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築を行うために当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形状を変更すること。</u></p>

改正後	改正前
<p>十五 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のための行為</p> <p>十六 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の三十日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。</p> <p>イ 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間</p> <p>ロ 風景の維持のために行われる措置の内容</p> <p>ハ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限</p> <p>ニ 工作物の新築等に着手する十五日前までに、その概要を、知事に通知する旨</p> <p>十七 前各号に掲げる行為に附帯する行為</p> <p><u>十八 前条第一号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築に付帯する行為</u></p> <p>全部改正〔昭和四九年規則二八号〕、一部改正〔平成元年規則六号・四年六二号・一二年八八号・一五年三四号・一七年二八号・一八年九八号・二三年四〇号・二七年四五号・三〇年五六号〕</p> <p><u>（野生動物の生態に影響を及ぼす行為）</u></p> <p><u>第十九条の二 条例第二十四条第一項第三号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p><u>一 野生動物（条例第二十四条第一項第三号に規定する野生動物をいう。次号において同じ。）に餌を与えること。</u></p> <p><u>二 野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと。</u></p> <p>（生態系維持回復事業の確認）</p> <p><u>第十九条の二の二 国及び他の地方公共団体が、条例第二十六条第二項の確認を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の確認を受けるものとする。</u></p>	<p>十五 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のための行為</p> <p>十六 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の三十日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。</p> <p>イ 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間</p> <p>ロ 風景の維持のために行われる措置の内容</p> <p>ハ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限</p> <p>ニ 工作物の新築等に着手する十五日前までに、その概要を、知事に通知する旨</p> <p>十七 前各号に掲げる行為に附帯する行為</p> <p>（新設）</p> <p>全部改正〔昭和四九年規則二八号〕、一部改正〔平成元年規則六号・四年六二号・一二年八八号・一五年三四号・一七年二八号・一八年九八号・二三年四〇号・二七年四五号・三〇年五六号〕</p> <p>（新設）</p> <p>（生態系維持回復事業の確認）</p> <p><u>第十九条の二 国及び他の地方公共団体が、条例第二十六条第二項の確認を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の確認を受けるものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p>一 その行う生態系維持回復事業が自然公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。</p> <p>二 その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 生態系の状況の把握及び監視</p> <p>ロ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除</p> <p>ハ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善</p> <p>ニ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖</p> <p>ホ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発</p> <p>ヘ イからホまでに掲げる事業に必要な調査等 追加〔平成二三年規則四〇号〕</p> <p>(生態系維持回復事業の認定)</p>	<p>一 その行う生態系維持回復事業が自然公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。</p> <p>二 その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 生態系の状況の把握及び監視</p> <p>ロ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除</p> <p>ハ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善</p> <p>ニ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖</p> <p>ホ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発</p> <p>ヘ イからホまでに掲げる事業に必要な調査等 追加〔平成二三年規則四〇号〕</p> <p>(生態系維持回復事業の認定)</p>
<p>第十九条の三 国及び地方公共団体以外の者が、条例第二十六条第三項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。</p>	<p>第十九条の三 国及び地方公共団体以外の者が、条例第二十六条第三項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。</p>
<p>一 その者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p><u>イ 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p>ロ 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）又は条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>二 その行う生態系維持回復事業が自然公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。</p> <p>三 その行う生態系維持回復事業の内容が前条第二号イからへまでのいずれかに該当すること。 追加〔平成二三年規則四〇号〕</p> <p>(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)</p>	<p>一 その者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p><u>イ 成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>ロ 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）又は条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>二 その行う生態系維持回復事業が自然公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。</p> <p>三 その行う生態系維持回復事業の内容が前条第二号イからへまでのいずれかに該当すること。 追加〔平成二三年規則四〇号〕</p> <p>(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)</p>
<p>第十九条の四 条例第二十六条第四項に規定する確認又は認定の申請は、生態系維持回復事業確認（認定）申請書（別記第十三号様式の三）を知事に提出して行うものとする。</p> <p>2 条例第二十六条第四項第四号に規定する規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。</p> <p>3 条例第二十六条第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる</p>	<p>第十九条の四 条例第二十六条第四項に規定する確認又は認定の申請は、生態系維持回復事業確認（認定）申請書（別記第十三号様式の三）を知事に提出して行うものとする。</p> <p>2 条例第二十六条第四項第四号に規定する規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。</p> <p>3 条例第二十六条第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる</p>

改正後	改正前
<p>ものとする。</p> <p>一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図</p> <p>二 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書</p> <p><u>三 国及び地方公共団体以外の者が条例第二十六条第三項の認定を受ける場合は、前条第一号イ及びロの規定に該当しないことを説明した書類</u></p> <p>追加〔平成二三年規則四〇号〕 (変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)</p> <p>第十九条の五 条例第二十六条第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、同条第四項第一号に掲げる事項に係る変更とする。</p> <p>追加〔平成二三年規則四〇号〕 (生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)</p> <p>第十九条の六 条例第二十六条第七項の規定による変更の確認又は認定に係る申請は、生態系維持回復事業変更確認(認定)申請書(別記第十三号様式の四)を知事に提出して行うものとする。</p> <p>追加〔平成二三年規則四〇号〕 (変更の確認又は認定を要しない軽微な変更の届出)</p> <p>第十九条の七 条例第二十六条第九項に規定する軽微な変更の届出は、生態系維持回復事業軽微変更届(別記第十三号様式の五)を知事に提出して行うものとする。</p> <p>追加〔平成二三年規則四〇号〕 <u>(質の高い自然体験活動の促進のための協議会の公表)</u></p> <p><u>第十九条の八 第十条の二の規定は、条例第二十八条の二第三項において準用する条例第十四条の二第四項の規定による公表について準用する。この場合において、第十条の二第一項第一号中「条例第十四条の二第一項に規定する協議会をいう。第十条の四及び第十条の六において同じ」とあるのは「条例第二十八条の二第一項に規定する協議会をいう。第十九条の十及び第十九条の十二において同じ」と、第十条の二第一項第二号中「利用拠点区域」とあるのは「自然公園の区域」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(自然体験活動促進計画の認定の申請)</u></p> <p><u>第十九条の九 条例第二十八条の三第一項の規定による認定の申請(以下この条において「認定の申請」という。)をしようとする者は、申請書を知事に</u></p>	<p>ものとする。</p> <p>一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図</p> <p>二 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書</p> <p>(新設)</p> <p>追加〔平成二三年規則四〇号〕 (変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)</p> <p>第十九条の五 条例第二十六条第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、同条第四項第一号に掲げる事項に係る変更とする。</p> <p>追加〔平成二三年規則四〇号〕 (生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)</p> <p>第十九条の六 条例第二十六条第七項の規定による変更の確認又は認定に係る申請は、生態系維持回復事業変更確認(認定)申請書(別記第十三号様式の四)を知事に提出して行うものとする。</p> <p>追加〔平成二三年規則四〇号〕 (変更の確認又は認定を要しない軽微な変更の届出)</p> <p>第十九条の七 条例第二十六条第九項に規定する軽微な変更の届出は、生態系維持回復事業軽微変更届(別記第十三号様式の五)を知事に提出して行うものとする。</p> <p>追加〔平成二三年規則四〇号〕</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きいため、第一号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。</u></p> <p><u>一 計画区域の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図</u></p> <p><u>二 条例第十九条第一項の許可を要する自然体験活動促進事業に関する第十二条第二項第一号及び第二号に掲げる図面</u></p> <p><u>三 条例第二十条第一項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業に関する第十二条第二項第一号及び第二号に掲げる図面</u></p> <p><u>3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第二十八の三第三項の規定による認定に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る自然体験活動促進計画が条同項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>(自然体験活動促進計画の記載事項)</u></p> <p><u>第十九条の十 自然体験活動促進事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。</u></p> <p><u>2 条例第二十八条の三第二項第六号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p><u>一 自然体験活動促進計画の名称</u></p> <p><u>二 自然体験活動促進計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称</u></p> <p><u>三 自然体験活動促進計画に係る事務の実施体制</u></p> <p><u>四 条例第十九条第一項の許可を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該許可を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法</u></p> <p><u>五 条例第二十条第一項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法</u></p> <p><u>六 計画区域における適正な利用に係る啓発に関する事項</u></p> <p><u>七 その他参考となるべき事項</u></p> <p><u>(認定を受けた自然体験活動促進計画の公表)</u></p> <p><u>第十九条の十一 条例第二十八条の三第五項(条例第二十八条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用そ</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>その他の適切な方法により行うものとする。</u> <u>(自然体験活動促進計画の軽微な変更)</u> 第十九条の十二 <u>条例第二十八条の四第一項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。</u> 一 <u>自然体験活動促進事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更</u> 二 <u>自然体験活動促進事業の実施時期の変更</u> 三 <u>自然体験活動促進計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更</u> 四 <u>計画期間の変更</u> 五 <u>前各号に掲げるもののほか、変更後の自然体験活動促進計画が条例第二十八条の三第三項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更</u> (身分証明書) 第二十条 <u>条例第十五条第三項、</u>条例第二十二條第三項（条例第二十四條第三項及び条例第二十九條第四項において準用する場合を含む。）<u>及び条例第二十八條の六第二項</u>により当該職員の携帯する身分証明書の様式は、別記第十三号様式の六、第十四号様式、第十五号様式、<u>第十五号様式の二</u>又は第十六号様式による。 一部改正〔平成二三年規則四〇号〕 (補償請求書) 第二十一条 条例第三十条の規定により損失の補償を請求しようとする者は、補償請求書（別記第十八号様式）を知事に提出しなければならない。 一部改正〔平成二三年規則四〇号〕 (書類の経由) 第二十二条 条例又はこの規則の規定により、知事に提出する申請書その他の書類は、正副二通を、行為地又は公園事業施設所在地を管轄する土木事務所の長を経由して、知事に提出するものとする。この場合において、行為地又は公園事業施設所在地が二つ以上の土木事務所の管轄区域にまたがる事項については、その事項が主として関係する土地を管轄する土木事務所の長を経由するものとする。 一部改正〔昭和三九年規則五二号・平成一六年七九号・一七年二八号・一三四号・一八九号・一八年一七号・五九号・二〇年三八号・</p>	<p>(新設) (身分証明書) 第二十条 条例<u>第十五条第二項及び</u>条例第二十二條第三項（条例第二十四條第三項及び条例第二十九條第四項において準用する場合を含む。）により当該職員の携帯する身分証明書の様式は、別記第十三号様式の六、第十四号様式、第十五号様式又は第十六号様式による。 一部改正〔平成二三年規則四〇号〕 (補償請求書) 第二十一条 条例第三十条の規定により損失の補償を請求しようとする者は、補償請求書（別記第十八号様式）を知事に提出しなければならない。 一部改正〔平成二三年規則四〇号〕 (書類の経由) 第二十二条 条例又はこの規則の規定により、知事に提出する申請書その他の書類は、正副二通を、行為地又は公園事業施設所在地を管轄する土木事務所の長を経由して、知事に提出するものとする。この場合において、行為地又は公園事業施設所在地が二つ以上の土木事務所の管轄区域にまたがる事項については、その事項が主として関係する土地を管轄する土木事務所の長を経由するものとする。 一部改正〔昭和三九年規則五二号・平成一六年七九号・一七年二八号・一三四号・一八九号・一八年一七号・五九号・二〇年三八号・</p>

改正後	改正前
<p>二三年四〇号]</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 千葉県立公園条例施行規則（昭和二十六年千葉県規則第二十号）は、廃止する。</p> <p>附 則（昭和三十九年八月一日規則第五十二号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和四十九年四月三十日規則第二十八号） この規則は、昭和四十九年五月一日から施行する。</p> <p>附 則（昭和五十三年四月一日規則第十八号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和五十八年一月四日規則第一号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成元年一月二十四日規則第六号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成四年四月三日規則第六十二号） この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第十四号様式（裏）の改正規定（「五千円」を「二十万円」に改める部分に限る。）、別記第十五号様式（裏）の改正規定（「五千円」を「二十万円」に改める部分に限る。）及び第十六号様式（裏）の改正規定（「五千円」を「二十万円」に改める部分に限る。）は、平成四年五月六日から施行する。</p> <p>附 則（平成八年三月五日規則第七号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成八年四月一日から施行する。 （千葉県聴聞規則の廃止）</p> <p>2 千葉県聴聞規則（昭和三十三年千葉県規則第四十三号）は、廃止する。 （経過措置）</p> <p>3 この規則の施行の際現に前項の規定による廃止前の千葉県聴聞規則の規定により通知された聴聞の手続に関しては、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成十年八月十八日規則第七十四号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成十一年七月三十日規則第七十号）</p>	<p>二三年四〇号]</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 千葉県立公園条例施行規則（昭和二十六年千葉県規則第二十号）は、廃止する。</p> <p>附 則（昭和三十九年八月一日規則第五十二号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和四十九年四月三十日規則第二十八号） この規則は、昭和四十九年五月一日から施行する。</p> <p>附 則（昭和五十三年四月一日規則第十八号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和五十八年一月四日規則第一号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成元年一月二十四日規則第六号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成四年四月三日規則第六十二号） この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第十四号様式（裏）の改正規定（「五千円」を「二十万円」に改める部分に限る。）、別記第十五号様式（裏）の改正規定（「五千円」を「二十万円」に改める部分に限る。）及び第十六号様式（裏）の改正規定（「五千円」を「二十万円」に改める部分に限る。）は、平成四年五月六日から施行する。</p> <p>附 則（平成八年三月五日規則第七号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成八年四月一日から施行する。 （千葉県聴聞規則の廃止）</p> <p>2 千葉県聴聞規則（昭和三十三年千葉県規則第四十三号）は、廃止する。 （経過措置）</p> <p>3 この規則の施行の際現に前項の規定による廃止前の千葉県聴聞規則の規定により通知された聴聞の手続に関しては、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成十年八月十八日規則第七十四号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成十一年七月三十日規則第七十号）</p>

改正後	改正前
<p>この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成十一年十二月二十八日規則第八十九号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則（平成十二年三月三十一日規則第八十八号） この規則は、平成十二年四月一日から施行する。 附 則（平成十三年一月五日規則第三号抄） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成十三年一月六日から施行する。 附 則（平成十三年三月三十日規則第三十三号） この規則は、平成十三年四月一日から施行する。 附 則（平成十五年三月二十五日規則第三十四号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 改正後の千葉県立自然公園条例施行規則第十七条第二十六号の十四の規定の適用については、平成十五年四月一日から同月十五日までの間、同号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第九条第一項」とあるのは、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十二条第一項」とする。</p> <p>3 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>4 この規則の施行の際現に改正前の千葉県立自然公園条例施行規則第二十一条の規定により発行されている証明書は、改正後の千葉県立自然公園条例施行規則第二十一条の規定により発行されたものとみなす。 附 則（平成十六年四月一日規則第七十九号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成十七年三月七日規則第二十五号）</p>	<p>この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成十一年十二月二十八日規則第八十九号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則（平成十二年三月三十一日規則第八十八号） この規則は、平成十二年四月一日から施行する。 附 則（平成十三年一月五日規則第三号抄） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成十三年一月六日から施行する。 附 則（平成十三年三月三十日規則第三十三号） この規則は、平成十三年四月一日から施行する。 附 則（平成十五年三月二十五日規則第三十四号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 改正後の千葉県立自然公園条例施行規則第十七条第二十六号の十四の規定の適用については、平成十五年四月一日から同月十五日までの間、同号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第九条第一項」とあるのは、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十二条第一項」とする。</p> <p>3 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>4 この規則の施行の際現に改正前の千葉県立自然公園条例施行規則第二十一条の規定により発行されている証明書は、改正後の千葉県立自然公園条例施行規則第二十一条の規定により発行されたものとみなす。 附 則（平成十六年四月一日規則第七十九号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成十七年三月七日規則第二十五号）</p>

改正後	改正前
<p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則 (平成十七年三月十一日規則第二十八号)</p> <p>この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第十七条第二十七号の改正規定及び第二十三条の表の改正規定(東葛飾地域整備センター柏整備事務所の項管轄する区域の欄中「並びに東葛飾郡」を削る部分を除く。)は公布の日から、同表の改正規定(東葛飾地域整備センター柏整備事務所の項管轄する区域の欄中「並びに東葛飾郡」を削る部分に限る。)は同年三月二十八日から施行する。</p> <p>附 則 (平成十七年七月一日規則第百三十四号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成十七年十二月二日規則第百八十九号)</p> <p>この規則は、平成十七年十二月五日から施行する。ただし、第二十三条の表海匝地域整備センターの項の改正規定は、平成十八年一月二十三日から施行する。</p> <p>附 則 (平成十八年三月十七日規則第十七号)</p> <p>この規則は、平成十八年三月二十七日から施行する。ただし、第二十三条の表安房地域整備センターの項及び安房地域整備センター鴨川整備事務所の項の改正規定は、同月二十日から施行する。</p> <p>附 則 (平成十八年三月三十一日規則第五十九号)</p> <p>この規則は、平成十八年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成十八年七月四日規則第九十八号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成十九年三月三十日規則第四十号)</p> <p>この規則は、平成十九年四月十六日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二十年三月三十一日規則第三十八号)</p> <p>この規則は、平成二十年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二十三年三月三十一日規則第四十号)</p> <p>(施行期日)</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則 (平成十七年三月十一日規則第二十八号)</p> <p>この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第十七条第二十七号の改正規定及び第二十三条の表の改正規定(東葛飾地域整備センター柏整備事務所の項管轄する区域の欄中「並びに東葛飾郡」を削る部分を除く。)は公布の日から、同表の改正規定(東葛飾地域整備センター柏整備事務所の項管轄する区域の欄中「並びに東葛飾郡」を削る部分に限る。)は同年三月二十八日から施行する。</p> <p>附 則 (平成十七年七月一日規則第百三十四号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成十七年十二月二日規則第百八十九号)</p> <p>この規則は、平成十七年十二月五日から施行する。ただし、第二十三条の表海匝地域整備センターの項の改正規定は、平成十八年一月二十三日から施行する。</p> <p>附 則 (平成十八年三月十七日規則第十七号)</p> <p>この規則は、平成十八年三月二十七日から施行する。ただし、第二十三条の表安房地域整備センターの項及び安房地域整備センター鴨川整備事務所の項の改正規定は、同月二十日から施行する。</p> <p>附 則 (平成十八年三月三十一日規則第五十九号)</p> <p>この規則は、平成十八年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成十八年七月四日規則第九十八号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成十九年三月三十日規則第四十号)</p> <p>この規則は、平成十九年四月十六日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二十年三月三十一日規則第三十八号)</p> <p>この規則は、平成二十年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二十三年三月三十一日規則第四十号)</p> <p>(施行期日)</p>

改正後	改正前
<p>1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。 (経過措置)</p>	<p>1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。 (経過措置)</p>
<p>2 この規則の施行前に第一条の規定による改正前の千葉県立自然公園条例施行規則（以下「旧規則」という。）第六条第一項の規定により承認の申請がされた場合における承認及び当該承認に係る施設の供用開始については、なお従前の例による。</p>	<p>2 この規則の施行前に第一条の規定による改正前の千葉県立自然公園条例施行規則（以下「旧規則」という。）第六条第一項の規定により承認の申請がされた場合における承認及び当該承認に係る施設の供用開始については、なお従前の例による。</p>
<p>3 この規則の施行前に旧規則第六条第一項の規定によりされた承認（この規則の施行後に前項の規定によりなお従前の例によりされた承認を含む。）は、千葉県立自然公園条例及び千葉県自然環境保全条例の一部を改正する条例（平成二十二年千葉県条例第五十六号。以下「改正条例」という。）第一条の規定による改正後の千葉県立自然公園条例（以下「新条例」という。）第九条第六項の規定によりされた認可又は同意とみなす。</p>	<p>3 この規則の施行前に旧規則第六条第一項の規定によりされた承認（この規則の施行後に前項の規定によりなお従前の例によりされた承認を含む。）は、千葉県立自然公園条例及び千葉県自然環境保全条例の一部を改正する条例（平成二十二年千葉県条例第五十六号。以下「改正条例」という。）第一条の規定による改正後の千葉県立自然公園条例（以下「新条例」という。）第九条第六項の規定によりされた認可又は同意とみなす。</p>
<p>4 この規則の施行前に旧規則第七条の規定によりされた承認の申請又は届出は、新条例第十二条の規定によりされた届出とみなす。</p>	<p>4 この規則の施行前に旧規則第七条の規定によりされた承認の申請又は届出は、新条例第十二条の規定によりされた届出とみなす。</p>
<p>5 この規則の施行前に旧規則第八条第一項の規定により承認の申請若しくは届出がされた場合又は事業の譲渡につき他の法令の規定により行政庁の認可その他の処分の申請がされた場合における地位の承継については、なお従前の例による。</p>	<p>5 この規則の施行前に旧規則第八条第一項の規定により承認の申請若しくは届出がされた場合又は事業の譲渡につき他の法令の規定により行政庁の認可その他の処分の申請がされた場合における地位の承継については、なお従前の例による。</p>
<p>6 この規則の施行前に発生した事項につき旧規則第十条第一項の規定により届け出なければならないこととされている事項の届出については、なお従前の例による。</p>	<p>6 この規則の施行前に発生した事項につき旧規則第十条第一項の規定により届け出なければならないこととされている事項の届出については、なお従前の例による。</p>
<p>7 この規則の施行前に旧規則第四条第一項（旧規則第六条第四項において準用する場合を含む。）、第六条第一項、第七条若しくは第十一条第三項の規定又は旧規則第十一条第一項若しくは第十二条の規定による命令に違反した行為（附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為を含む。）を理由とする認可の取消しについては、なお従前の例による。</p>	<p>7 この規則の施行前に旧規則第四条第一項（旧規則第六条第四項において準用する場合を含む。）、第六条第一項、第七条若しくは第十一条第三項の規定又は旧規則第十一条第一項若しくは第十二条の規定による命令に違反した行為（附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為を含む。）を理由とする認可の取消しについては、なお従前の例による。</p>
<p>8 この規則の施行前に改正条例第一条の規定による改正前の千葉県立自然公園条例第八条第三項の認可を受けた者についての新条例第十三条第三項の規定の適用については、旧規則第九条の規定により付された条件（この規則の施行後に附則第二項又は第五項の規定によりなお従前の例により付された条件を含む。）は、新条例第九条第十項の規定により付された条件とみなす。</p>	<p>8 この規則の施行前に改正条例第一条の規定による改正前の千葉県立自然公園条例第八条第三項の認可を受けた者についての新条例第十三条第三項の規定の適用については、旧規則第九条の規定により付された条件（この規則の施行後に附則第二項又は第五項の規定によりなお従前の例により付された条件を含む。）は、新条例第九条第十項の規定により付された条件とみなす。</p>
<p>9 公園事業の執行の認可を受けた者（以下この項において「公園事業者」と</p>	<p>9 公園事業の執行の認可を受けた者（以下この項において「公園事業者」と</p>

改正後	改正前
<p>いう。)がこの規則の施行前に公園事業者でなくなった場合(譲渡、合併又は分割により公園事業者でなくなった場合を除く。)における公園事業者であった者に対する原状回復命令等については、なお従前の例による。</p>	<p>いう。)がこの規則の施行前に公園事業者でなくなった場合(譲渡、合併又は分割により公園事業者でなくなった場合を除く。)における公園事業者であった者に対する原状回復命令等については、なお従前の例による。</p>
<p>10 この規則の施行の際現に旧規則の規定により提出されている承認又は認可の申請書又は届出書並びにその添付書類及び図面は、この附則に特段の定めのあるものを除き、この規則の施行後は、この規則による改正後の千葉県立自然公園条例施行規則(以下「新規則」という。)の相当規定に基づいて、新規則の規定により提出されている同意又は認可の申請書又は届出書並びにこれらの添付書類及び図面とみなす。</p>	<p>10 この規則の施行の際現に旧規則の規定により提出されている承認又は認可の申請書又は届出書並びにその添付書類及び図面は、この附則に特段の定めのあるものを除き、この規則の施行後は、この規則による改正後の千葉県立自然公園条例施行規則(以下「新規則」という。)の相当規定に基づいて、新規則の規定により提出されている同意又は認可の申請書又は届出書並びにこれらの添付書類及び図面とみなす。</p>
<p>11 この規則の施行前に発生した事項につき旧規則第十条の規定により届け出なければならないこととされている届出書の記載事項又は添付書類については、なお従前の例による。</p>	<p>11 この規則の施行前に発生した事項につき旧規則第十条の規定により届け出なければならないこととされている届出書の記載事項又は添付書類については、なお従前の例による。</p>
<p>12 新規則第十三条及び第二条の規定による改正後の千葉県自然環境保全条例施行規則第十二条の規定は、この規則の施行後にされる新条例第十九条第一項及び改正条例第二条の規定による改正後の千葉県自然環境保全条例第九条第四項の規定による許可の申請について適用し、この規則の施行前にされたこれらの規定による許可の申請については、なお従前の例による。</p>	<p>12 新規則第十三条及び第二条の規定による改正後の千葉県自然環境保全条例施行規則第十二条の規定は、この規則の施行後にされる新条例第十九条第一項及び改正条例第二条の規定による改正後の千葉県自然環境保全条例第九条第四項の規定による許可の申請について適用し、この規則の施行前にされたこれらの規定による許可の申請については、なお従前の例による。</p>
<p>13 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p>	<p>13 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p>
<p>附 則(平成二十四年三月二十三日規則第十六号) (施行期日)</p>	<p>附 則(平成二十四年三月二十三日規則第十六号) (施行期日)</p>
<p>1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第十四条の改正規定は、公布の日から施行する。</p>	<p>1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第十四条の改正規定は、公布の日から施行する。</p>
<p>(経過措置)</p>	<p>(経過措置)</p>
<p>2 この規則の施行前に、改正前の千葉県立自然公園条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p>	<p>2 この規則の施行前に、改正前の千葉県立自然公園条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p>
<p>附 則(平成二十七年五月二十八日規則第四十五号) (施行期日)</p>	<p>附 則(平成二十七年五月二十八日規則第四十五号) (施行期日)</p>
<p>1 この規則は、平成二十七年五月二十九日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>	<p>1 この規則は、平成二十七年五月二十九日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p>一 第一条中千葉県立自然公園条例施行規則第十四条第七号、第十五条第五</p>	<p>一 第一条中千葉県立自然公園条例施行規則第十四条第七号、第十五条第五</p>

改正後	改正前
<p>号及び第十九条第十四号並びに別記第十三号様式の二及び第十四号様式（裏）の改正規定並びに第二条中千葉県自然環境保全条例施行規則第十二条第一号ハの改正規定 公布の日</p> <p>二 第一条中千葉県立自然公園条例施行規則第十九条第一号の改正規定 公布の日から起算して三十日を経過した日 （経過措置）</p> <p>2 第一条の規定（前項第二号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正前の千葉県立自然公園条例施行規則第十四条第二十六号の二の二から第二十六号の二十一までに掲げる行為であって、第一条の規定の施行の際現に着手しているものについては、同条の規定による改正後の千葉県立自然公園条例施行規則第十九条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>3 第一条の規定（千葉県立自然公園条例施行規則別記第十三号様式の二の改正規定に限る。以下この項において同じ。）の施行前に、同条の規定による改正前の千葉県立自然公園条例施行規則の規定により調製した用紙は、同条の規定の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則（平成二十七年十月二日規則第五十七号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成二十七年十月二十日から施行する。ただし、第十四条の改正規定は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 改正後の千葉県立自然公園条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第十三条の規定は、この規則の施行の日以後にされる千葉県立自然公園条例（昭和三十五年千葉県条例第十五号）第十九条第一項の規定による許可の申請について適用し、同日前にされた同項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。</p> <p>3 平成二十七年十一月三十日までの間に新築、改築又は増築に着手される太陽光発電施設については、改正後の規則第十八条第十号の規定は、適用しない。</p> <p>附 則（平成三十年九月七日規則第五十六号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成三十一年三月二十九日規則第二十一号）</p>	<p>号及び第十九条第十四号並びに別記第十三号様式の二及び第十四号様式（裏）の改正規定並びに第二条中千葉県自然環境保全条例施行規則第十二条第一号ハの改正規定 公布の日</p> <p>二 第一条中千葉県立自然公園条例施行規則第十九条第一号の改正規定 公布の日から起算して三十日を経過した日 （経過措置）</p> <p>2 第一条の規定（前項第二号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正前の千葉県立自然公園条例施行規則第十四条第二十六号の二の二から第二十六号の二十一までに掲げる行為であって、第一条の規定の施行の際現に着手しているものについては、同条の規定による改正後の千葉県立自然公園条例施行規則第十九条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>3 第一条の規定（千葉県立自然公園条例施行規則別記第十三号様式の二の改正規定に限る。以下この項において同じ。）の施行前に、同条の規定による改正前の千葉県立自然公園条例施行規則の規定により調製した用紙は、同条の規定の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則（平成二十七年十月二日規則第五十七号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成二十七年十月二十日から施行する。ただし、第十四条の改正規定は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 改正後の千葉県立自然公園条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第十三条の規定は、この規則の施行の日以後にされる千葉県立自然公園条例（昭和三十五年千葉県条例第十五号）第十九条第一項の規定による許可の申請について適用し、同日前にされた同項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。</p> <p>3 平成二十七年十一月三十日までの間に新築、改築又は増築に着手される太陽光発電施設については、改正後の規則第十八条第十号の規定は、適用しない。</p> <p>附 則（平成三十年九月七日規則第五十六号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成三十一年三月二十九日規則第二十一号）</p>

改正後	改正前
<p>この規則は、平成三十一年七月一日から施行する。</p> <p>附 則（令和六年三月二十六日規則第十五号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 改正後の千葉県立自然公園条例施行規則（以下「新規則」という。）第十三条の規定は、この規則の施行の日以後にされる千葉県立自然公園条例（昭和三十五年千葉県条例第十五号）第十九条第一項の規定による許可の申請について適用し、同日前にされた同項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。</p> <p>3 この規則の施行の日前に交付された改正前の千葉県立自然公園条例施行規則（以下「旧規則」という。）別記第十三号様式の六から第十五号様式まで及び第十六号様式による証明書は、新規則の規定による証明書とみなす。</p> <p>4 この規則の施行前に、旧規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p>	<p>この規則は、平成三十一年七月一日から施行する。</p>
<p>別 記</p> <p>第一号様式 （第四条第一項） 全部改正〔平成23年規則40号〕、一部改正〔平成24年規則16号・31年21号〕</p> <p>第二号様式から第四号様式まで 削除 〔平成23年規則40号〕</p> <p>第五号様式 （第六条第一項） 全部改正〔平成23年規則40号〕、一部改正〔平成24年規則16号・31年21号〕</p> <p>第六号様式 （第七条） 全部改正〔平成23年規則40号〕、一部改正〔平成24年規則16号・31年21号〕</p> <p><u>第六号様式の二</u> （第八条第一項）</p>	<p>別 記</p> <p>第一号様式 （第四条第一項） 全部改正〔平成23年規則40号〕、一部改正〔平成24年規則16号・31年21号〕</p> <p>第二号様式から第四号様式まで 削除 〔平成23年規則40号〕</p> <p>第五号様式 （第六条第一項） 全部改正〔平成23年規則40号〕、一部改正〔平成24年規則16号・31年21号〕</p> <p>第六号様式 （第七条） 全部改正〔平成23年規則40号〕、一部改正〔平成24年規則16号・31年21号〕</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p>第七号様式 (第八条第三項) 全部改正〔平成23年規則40号〕、一部改正〔平成24年規則16号・31年21号〕</p>	<p>第七号様式 (第八条第一項) 全部改正〔平成23年規則40号〕、一部改正〔平成24年規則16号・31年21号〕</p>
<p>第八号様式 (第八条第五項) 全部改正〔平成23年規則40号〕、一部改正〔平成31年規則21号〕</p>	<p>第八号様式 (第八条第三項) 全部改正〔平成23年規則40号〕、一部改正〔平成31年規則21号〕</p>
<p>第九号様式 (第九条第一項) 全部改正〔平成23年規則40号〕、一部改正〔平成24年規則16号・31年21号〕</p>	<p>第九号様式 (第九条第一項) 全部改正〔平成23年規則40号〕、一部改正〔平成24年規則16号・31年21号〕</p>
<p>第九号様式之二 (第十条第一項) 追加〔平成23年規則40号〕、一部改正〔平成24年規則16号・31年21号〕</p>	<p>第九号様式之二 (第十条第一項) 追加〔平成23年規則40号〕、一部改正〔平成24年規則16号・31年21号〕</p>
<p>第十号様式 (第十二条第一項) 全部改正〔昭和49年規則28号〕、一部改正〔昭和53年規則18号・平成4年62号・11年89号・15年34号・23年40号・31年21号〕</p>	<p>第十号様式 (第十二条第一項) 全部改正〔昭和49年規則28号〕、一部改正〔昭和53年規則18号・平成4年62号・11年89号・15年34号・23年40号・31年21号〕</p>
<p>第十一号様式 (第十五条第一号) 一部改正〔昭和53年規則18号・平成4年62号・11年89号・15年34号・23年40号〕</p>	<p>第十一号様式 (第十五条第一号) 一部改正〔昭和53年規則18号・平成4年62号・11年89号・15年34号・23年40号〕</p>
<p>第十二号様式 (第十五条第二号) 一部改正〔昭和53年規則18号・平成4年62号・11年89号・23年40号〕</p>	<p>第十二号様式 (第十五条第二号) 一部改正〔昭和53年規則18号・平成4年62号・11年89号・23年40号〕</p>
<p>第十二号様式之二 (第十五条第三号) 追加〔平成23年規則40号〕</p>	<p>第十二号様式之二 (第十五条第三号) 追加〔平成23年規則40号〕</p>
<p>第十三号様式 (第十五条第四号) 一部改正〔昭和53年規則18号・平成4年62号・11年89号・23年40号〕</p>	<p>第十三号様式 (第十五条第四号) 一部改正〔昭和53年規則18号・平成4年62号・11年89号・23年40号〕</p>

改正後	改正前
<p>号] 第十三号様式の二 (第十五条第五号) 追加〔平成23年規則40号〕、一部改正〔平成27年規則45号・31年21号〕</p>	<p>号] 第十三号様式の二 (第十五条第五号) 追加〔平成23年規則40号〕、一部改正〔平成27年規則45号・31年21号〕</p>
<p>第十三号様式の三 (第十九条の四第一項) 追加〔平成23年規則40号〕、一部改正〔平成31年規則21号〕</p>	<p>第十三号様式の三 (第十九条の四第一項) 追加〔平成23年規則40号〕、一部改正〔平成31年規則21号〕</p>
<p>第十三号様式の四 (第十九条の六) 追加〔平成23年規則40号〕、一部改正〔平成31年規則21号〕</p>	<p>第十三号様式の四 (第十九条の六) 追加〔平成23年規則40号〕、一部改正〔平成31年規則21号〕</p>
<p>第十三号様式の五 (第十九条の七) 追加〔平成23年規則40号〕、一部改正〔平成31年規則21号〕</p>	<p>第十三号様式の五 (第十九条の七) 追加〔平成23年規則40号〕、一部改正〔平成31年規則21号〕</p>
<p>第十三号様式の六 (第二十条) 追加〔平成23年規則40号〕、一部改正〔平成30年規則56号〕</p>	<p>第十三号様式の六 (第二十条) 追加〔平成23年規則40号〕、一部改正〔平成30年規則56号〕</p>
<p>第十四号様式 (第二十条)</p>	<p>第十四号様式 (第二十条) 一部改正〔平成4年規則62号・15年34号・20年38号・23年40号・27年45号・30年56号〕</p>
<p>第十五号様式 (第二十条) 一部改正〔平成4年規則62号・15年34号・20年38号・23年40号・30年56号〕</p>	<p>第十五号様式 (第二十条) 一部改正〔平成4年規則62号・15年34号・20年38号・23年40号・30年56号〕</p>
<p><u>第十五号様式の二</u> (第二十条)</p>	<p>(新規)</p>
<p>第十六号様式 (第二十条) 一部改正〔平成4年規則62号・15年34号・20年38号・23年40号・30年56号〕</p>	<p>第十六号様式 (第二十条) 一部改正〔平成4年規則62号・15年34号・20年38号・23年40号・30年56号〕</p>
<p>第十七号様式 削除 〔平成23年規則40号〕</p>	<p>第十七号様式 削除 〔平成23年規則40号〕</p>

改正後	改正前
第十八号様式 (第二十一条) 全部改正〔平成23年規則40号〕	第十八号様式 (第二十一条) 全部改正〔平成23年規則40号〕

(改正後)

第一号様式 (第四条第一項)

公園事業執行協議 (認可申請) 書

_____自然公園内において _____ 事業を執行したいので、千葉県立自然公園条例第9条第2項 (第3項) の規定により、次のとおり協議 (申請) します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名及び住所

(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)

公園施設の種類		
公園施設の位置		
公園施設の規模・構造		
公園施設の管理又は経営の方法	経営方法	直営委託 (受託者 _____)
	料金徴収	有 _____ (標準的な額 _____) 無 _____
	供用期間	通年 _____ 季節 (供用期間 _____)
	分譲型等 ホテル等	有 _____ (種類・仕組み _____) 無 _____
公園施設の供用開始の予定年 月 日	年 月 日	
工事施行の予定期間	年 月 日着工 年 月 日完了	
備考		

(改正前)

第一号様式 (第四条第一項)

公園事業執行協議 (認可申請) 書

_____自然公園内において _____ 事業を執行したいので、千葉県立自然公園条例第9条第2項 (第3項) の規定により、次のとおり協議 (申請) します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名 (押印又は署名) 及び住所

(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名 (押印又は署名))

公園施設の種類		
公園施設の位置		
公園施設の規模・構造		
公園施設の管理又は経営の方法	経営方法	直営委託 (受託者 _____)
	料金徴収	有 _____ (標準的な額 _____) 無 _____
	供用期間	通年 _____ 季節 (供用期間 _____)
	公園施設の供用開始の予定年 月 日	年 月 日
工事施行の予定期間	年 月 日着工 年 月 日完了	
備考		

(改正後)

(注)

- 1 添付書類（ただし、協議にあつては（1）、（2）、（6）から（8）まで、（10）及び（11）を、運輸施設に関する公園事業にあつては（7）、（8）及び（10）を除く。）
 - （1） 個人にあつては、住民票の写し
 - （2） 法人にあつては、登記事項証明書
 - （3） 公園施設の位置を明らかにした縮尺 1：25,000程度の地形図
 - （4） 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺 1：5,000程度の概況図及び天然色写真
 - （5） 公園施設の規模及び構造を明らかにした縮尺 1：1,000程度の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図及び意匠配色図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺 1：1,000程度の配置図
 - （6） 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約
 - （7） 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設等を適切に管理又は経営することができることを証する書類
 - ア 法人にあつては、申請の日の属する事業年度前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（設立後3年を経過していない法人にあつては、設立後の各事業年度に係るもの）
 - イ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - （8） 工事の施行を要する場合にあつては、事業資金を調達することができることを証する書類
 - （9） 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類（工事の施行によつて発生する廃材又は残土の処理の方法を説明した書類を含む。）及び縮尺 1：1,000程度の図面
 - （10） 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
 - （11） 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類（当該施設の所有権を客室単位等で販売するものにあつては、公園施設の耐用年数に応じた借地借家法（平成3年法律第90号）に基づく定期借地権が設定されること又は公園施設の大規模修繕や建替えが円滑に実施されることが見込まれる措置が講じられることが明示された建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に基づく区分所有者等と公園事業者の契約内容を明らかにした書類を含める）
 - （12） 公園事業の執行に関し土地収用法の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書
 - （13） 分譲型ホテル等の場合にあつては、以下の書類（エ、オについてはそのいずれか）
 - ア 特定の者が優先的に宿泊する仕組みを明らかにした書類
 - イ 一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みを明らかにした書類
 - ウ 年間延べ宿泊可能客室数のうち一般の利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合を明らかにした書類
 - エ 公園施設が所在する地域の再活性化又は上質化に向けた取組内容を明らかにした書類
 - オ 改築、増築又は建替えを行う廃屋又は老朽化施設の敷地内の配置を明らかにした縮尺 1：1,000程度の配置図、天然色写真及び登記事項証明書

(改正前)

(注)

- 1 添付書類（ただし、協議にあつては（1）、（2）、（6）から（10）まで及び（13）を、運輸施設に関する公園事業にあつては（7）から（10）まで及び（12）を除く。）
 - （1） 個人にあつては、住民票の写し
 - （2） 法人にあつては、登記事項証明書
 - （3） 公園施設の位置を明らかにした縮尺 1：25,000以上の地形図
 - （4） 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺 1：5,000以上の概況図及び天然色写真
 - （5） 公園施設の規模及び構造を明らかにした縮尺 1：1,000以上の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺 1：1,000以上の配置図
 - （6） 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約
 - （7） 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類
 - （8） 法人にあつては、申請の日の属する事業年度前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（設立後3年を経過していない法人にあつては、設立後の各事業年度に係るもの）
 - （9） 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - （10） 事業資金を調達することができることを証する書類
 - （11） 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類（工事の施行によつて発生する廃材又は残土の処理の方法を説明した書類を含む。）及び縮尺 1：1,000以上の図面
 - （12） 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
 - （13） 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
 - （14） 公園事業の執行に関し土地収用法の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書

(改正後)

2 その他

- (1) 「公園施設の種類」欄には、○○線道路（車道）、○○宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
- (2) 「公園施設の位置」欄には、都道府県、郡、区、市町村、大字、字、小字、地番（地先）を記載すること。ただし、道路にあつては、起終点の位置を記載すること。
- (3) 「公園施設の規模・構造」欄については、以下の事項に留意し、別に定める記載事項を参照の上記載すること。
 - ア 添付書類と照合できるよう詳細かつ明確に記載すること。
 - イ 施設が複数にわたる場合は、個々の施設ごとの規模を記載すること。
- (4) 「公園施設の管理又は経営の方法」欄には、以下の事項を記載すること。ただし、運輸施設にあつては、イ、エ、カ、キ及びクを記載することを要しない。
 - ア 直営又は委託の別
 - イ 委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - ウ 通年供用又は季節供用の別
 - エ 季節供用の場合にあつては、その供用期間
 - オ 料金徴収の有無
 - カ 料金を徴収する場合にあつては、標準的な額
 - キ 分譲型ホテル等の該当の有無
 - ク 分譲型ホテル等にあつては、その種類（コンドホテル、会員制ホテル、企業保養所の別）並びに特定の者が優先的に宿泊する仕組みの概要、一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みの概要及び年間延べ宿泊可能客室数のうち一般利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合
- (5) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。
 - ア 公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
 - イ 当該事業の執行（工事の施行を含む。）が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合には、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
 - ウ 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は通称
 - エ 公園事業の執行に係る関連行為の概要
- (6) 添付書類のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び客室等の用途を記載すること。また、分譲型ホテル等にあつては、分譲販売又は会員販売等の対象となる客室を明らかにすること。
- (7) 不要の文字は、抹消すること。
- (8) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正前)

2 その他

- (1) 「公園施設の種類」欄には、○○線道路（車道）、○○宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
- (2) 「公園施設の位置」欄には、都道府県、郡、区、市町村、大字、字、小字、地番（地先）を記載すること。ただし、道路にあつては、起終点の位置を記載すること。
- (3) 「公園施設の規模・構造」欄については、以下の事項に留意し、別に定める記載事項を参照の上記載すること。
 - ア 添付書類と照合できるよう詳細かつ明確に記載すること。
 - イ 施設が複数にわたる場合は、個々の施設ごとの規模を記載すること。
 - ウ 運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。
- (4) 「公園施設の管理又は経営の方法」の各欄には、以下の事項を記載すること。ただし、運輸施設にあつては、イ、エ及びカを記載することを要しない。
 - ア 直営又は委託の別
 - イ 委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - ウ 通年供用又は季節供用の別
 - エ 季節供用の場合にあつては、その供用期間
 - オ 料金徴収の有無
 - カ 料金を徴収する場合にあつては、標準的な額
- (5) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。
 - ア 公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
 - イ 当該事業の執行（工事の施行を含む。）が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合には、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
 - ウ 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は通称
- (6) 添付書類のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び客室等の用途を記載すること。
- (7) 公園事業者を個人から同人が代表を務める法人に変更する場合は、公園事業者の人格の変更を伴うため、現公園事業者（個人）は廃止届出をした上で、千葉県立自然公園条例第9条第3項の規定により法人から公園事業者の執行認可申請をすること。
- (8) 不要の文字は、抹消すること。
- (9) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正後)

第五号様式 (第六条第一項)

公園事業内容の変更協議 (認可申請) 書

自然公園 事業の執行の協議をした (認可を受けた) 内容を変更したいので、千葉県立自然公園条例第9条第6項の規定により、次のとおり協議 (申請) します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名及び住所

法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名

執行の協議をした (認可を受けた) 年月日及び番号		年 月 日		第 号	
変更の内容	事項	変更前		変更後	
	公園施設の種別				
	公園施設の位置				
	公園施設の規模・構造				
	公園施設の管理又は経営の方法	経営方法			
料金徴収					
供用期間					
分譲型ホテル等					
変更しようとする年月日	年 月 日				
工事施行の予定期間	年 月 日着工 年 月 日完了				
供用予定年月日	年 月 日				
変更を必要とする理由					
備考					

(改正前)

第五号様式 (第六条第一項)

公園事業内容の変更協議 (認可申請) 書

自然公園 事業の執行の協議をした (認可を受けた) 内容を変更したいので、千葉県立自然公園条例第9条第6項の規定により、次のとおり協議 (申請) します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名 (押印又は署名) 及び住所

法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名 (押印又は署名)

執行の協議をした (認可を受けた) 年月日及び番号		年 月 日		第 号	
変更の内容	事項	変更前		変更後	
	公園施設の種別				
	公園施設の位置				
	公園施設の規模・構造				
	公園施設の管理又は経営の方法	経営方法			
料金徴収					
供用期間					
変更しようとする年月日	年 月 日				
工事施行の予定期間	年 月 日着工 年 月 日完了				
供用予定年月日	年 月 日				
変更を必要とする理由					
備考					

(改正後)

(注)

1 添付書類

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺1：25,000程度の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1：5,000程度の概況図及び天然色写真
- (3) 変更に係る第1号様式の添付書類(5)から(13)までに掲げる書類(ただし、協議にあつては、(6)から(8)まで、(10)及び(11)を、運輸施設に関する公園事業にあつては、(7)、(8)及び(10)を除く。)

2 その他

- (1) 「執行の協議をした(認可を受けた)年月日及び番号」欄には、当該事業の執行の協議回答書又は同意回答書(認可指令書)(認定を受けた利用拠点整備改善計画の利用拠点整備改善事業に係るものにあつては、みなし認可の同意書又は認可書)記載のものを記入すること。
- (2) 「公園施設の種類」欄には、○○線道路(車道)、○○宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
- (3) 「変更の内容」欄には、協議をした(認可を受けた)事項と今回変更する事項とを対比し、添付書類と照合できるよう明確に記載すること。
- (4) 「公園施設の管理又は経営の方法」欄には、以下の事項を記載すること。ただし、運輸施設にあつては、イ、エ、カ、キ及びクを記載することを要しない。
 - ア 直営又は委託の別
 - イ 委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - ウ 通年供用又は季節供用の別
 - エ 季節供用の場合にあつては、その供用期間
 - オ 料金徴収の有無
 - カ 料金を徴収する場合にあつては、標準的な額
 - キ 分譲型ホテル等の該当の有無
 - ク 分譲型ホテル等にあつては、その種類(コンドホテル、会員制ホテル、企業保養所の別)並びに特定の者が優先的に宿泊する仕組みの概要、一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みの概要及び年間延べ宿泊可能客室数のうち一般利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合
- (5) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。
 - ア 変更に係る公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
 - イ 当該公園施設の変更等(変更に伴う工事の施行を含む。)が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合は、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
 - ウ 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は通称
 - エ 公園事業の執行に係る関連行為の概要
- (6) 添付書類のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び客室等の用途を記載すること。また、分譲型ホテル等にあつては、分譲販売又は会員販売等の対象となる客室を明らかにすること。なお、申請内容において規模及び構造に変更がない場合においても、分譲販売又は会員販売等の対象となる客室を明らかにした縮尺1：1,000程度の各階平面図等の書類を提出すること。
- (7) 不要の文字は、抹消すること。
- (8) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正前)

(注)

1 添付書類

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺1：25,000以上の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1：5,000以上の概況図及び天然色写真
- (3) 第1号様式の添付書類(5)及び(11)から(14)までに掲げる書類のうち、変更の内容に係るもの(ただし、協議にあつては、(13)を除く。)

2 その他

- (1) 「執行の協議をした(認可を受けた)年月日及び番号」欄には、当該事業の執行の協議回答書又は同意回答書(認可指令書)記載のものを記入すること。
- (2) 「公園施設の種類」欄には、○○線道路(車道)、○○宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
- (3) 「変更の内容」欄には、協議をした(認可を受けた)事項と今回変更する事項とを対比し、添付書類と照合できるよう明確に記載すること。
- (4) 「公園施設の管理又は経営の方法」欄には、以下の事項を記載すること。ただし、運輸施設にあつては、イ、エ及びカを記載することを要しない。
 - ア 直営又は委託の別
 - イ 委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - ウ 通年供用又は季節供用の別
 - エ 季節供用の場合にあつては、その供用期間
 - オ 料金徴収の有無
 - カ 料金を徴収する場合にあつては、標準的な額
- (5) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。
 - ア 変更に係る公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
 - イ 当該公園施設の変更等(変更に伴う工事の施行を含む。)が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合は、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
 - ウ 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は通称
- (6) 添付書類のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び客室等の用途を記載すること。
- (7) 不要の文字は、抹消すること。
- (8) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正後)

第六号様式 (第七条)

公園事業内容の軽微変更届

自然公園 事業の内容に関し、軽微な変更をしたので、千葉県立自然公園条例第9条第9項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

千葉県知事 様

届出者の氏名及び住所

(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)

執行の協議をした(認可を受けた)年月日及び番号		年 月 日		第 号		
公園施設の種類の種類						
変更の内容	事項	変更前		変更後		
	氏名及び住所(名称、所在地及び代表者の氏名)					
	公園施設の構造					
	公園施設の管理又は経営の方法	経営方法				
		料金徴収				
		供用期間				
	供用予定日	年 月 日		年 月 日		
工事施行の予定期間	年 月 日着工日完了		年 月 日着工日完了			
変更した年月日	年 月 日					
変更を必要とする理由						
備考						

(改正前)

第六号様式 (第七条)

公園事業内容の軽微変更届

自然公園 事業の内容に関し、軽微な変更をしたので、千葉県立自然公園条例第9条第9項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

千葉県知事 様

届出者の氏名(押印又は署名)及び住所

(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名(押印又は署名))

執行の協議をした(認可を受けた)年月日及び番号		年 月 日		第 号		
公園施設の種類の種類						
変更の内容	事項	変更前		変更後		
	氏名及び住所(名称、所在地及び代表者の氏名)					
	公園施設の管理又は経営の方法	受託者				
		標準的な額				
		供用期間				
	供用予定日	年 月 日		年 月 日		
	工事施行の予定期間	年 月 日着工日完了		年 月 日着工日完了		
変更した年月日	年 月 日					
変更を必要とする理由						
備考						

(改正後)

(注)

1 添付書類

- (1) 個人の住所の変更にあつては、住民票の写し
(2) 法人の名称、代表者の氏名、所在地の変更にあつては、登記事項証明書

2 その他

- (1) 「執行の協議をした（認可を受けた）年月日及び番号」欄には、当該事業の執行の協議回答書又は同意回答書（認可指令書）、認定を受けた利用拠点整備改善計画の利用拠点整備改善事業に係るものにあつては、みなし認可の同意書又は認可書記載のものを記入すること。
(2) 「公園施設の種類」欄には、〇〇線道路（車道）、〇〇宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
(3) 「公園施設の管理又は経営の方法」欄には、以下の事項を記載すること。ただし、運輸施設にあつては、イ、エ及びカを記載することを要しない。
ア 直営又は委託の別
イ 委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
ウ 通年供用又は季節供用の別
エ 季節供用の場合にあつては、その供用期間
オ 料金徴収の有無
カ 料金を徴収する場合にあつては、標準的な額
(4) 不要の文字は、抹消すること。
(5) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正前)

(注)

1 添付書類

個人の住所の変更にあつては、住民票の写し。法人の名称、代表者の氏名、所在地の変更にあつては、登記事項証明書

2 その他

- (1) 「執行の協議をした（認可を受けた）年月日及び番号」欄には、当該事業の執行の協議回答書又は同意回答書（認可指令書）記載のものを記入すること。
(2) 「公園施設の種類」欄には、〇〇線道路（車道）、〇〇宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
(3) 「公園施設の管理又は経営の方法」欄には、以下の事項を記載すること。ただし、運輸施設にあつては、イ、エ及びカを記載することを要しない。
ア 直営又は委託の別
イ 委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
ウ 通年供用又は季節供用の別
エ 季節供用の場合にあつては、その供用期間
オ 料金徴収の有無
カ 料金を徴収する場合にあつては、標準的な額
(4) 不要の文字は、抹消すること。
(5) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正後)

第六号様式之二 (第八条第一項)

譲渡承継による公園事業承継承認申請書

が執行する 自然公園 事業を承継したいので、千葉県立自然公園条例第11条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

譲渡人の氏名及び住所

法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名

譲受人の氏名及び住所

法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名

執行の認可を受けた年月日及び番号	年 月 日	第 号
公園施設の種類		
譲受人が行う公園施設の管理又は経営の方法	経営方法	直営 委託(受託者))
	料金徴収	有 (標準的な額)) 無
	供用期間	通年 季節(供用期間))
	分譲型 ホテル等	有 (種類・仕組み)) 無
譲渡しようとする年 月 日	年 月 日	
譲渡しようとする理由		
備考		

(改正前)

(新設)

(改正後)

(改正前)

(新設)

(注)

1 添付書類

- (1) 譲受人が個人の場合にあつては、譲受人の住民票の写し
- (2) 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
- (3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺1：25,000程度の地形図
- (4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1：5,000程度の概況図及び天然色写真
- (5) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
- (6) 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設等を適切に管理又は経営することができることを証する書類
 - ア 法人にあつては、申請の日の属する事業年度前の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類
(設立後3年を経過していない法人にあつては、設立後の各事業年度に係るもの)
 - イ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収入及び支出の総額及び内訳を明らかにした収支予算書
- (7) 分譲型ホテル等の場合にあつては、以下の書類（オ、カについてはそのいずれか）
 - ア 特定の者が優先的に宿泊する仕組みを明らかにした書類
 - イ 一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みを明らかにした書類
 - ウ 年間延べ宿泊可能客室数のうち一般の利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合を明らかにした書類
 - エ 分譲販売又は会員販売等の対象となる客室を明らかにした縮尺1：1,000程度の各階平面図等の書類
 - オ 公園施設が所在する地域の再活性化又は上質化に向けた取組内容を明らかにした書類
 - カ 改築、増築又は建替え行う廃屋又は老朽化施設の敷地内の配置を明らかにした縮尺1：1,000程度の配置図、天然色写真（カラー写真）及び登記事項証明書
- (8) 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類

2 その他

- (1) 「執行の認可を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の執行の認可指令書（認定を受けた利用拠点整備改善計画の利用拠点整備改善事業に係るものにあつては、みなし認可の認可書）記載のものを記入すること。
- (2) 「公園施設の種類」欄には、○○線道路（車道）、○○宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
- (3) 「譲受人が行う公園施設の管理又は経営方法」欄には、以下の事項を記載すること。ただし、運輸施設にあつては、イ、エ、カ、キ及びクを記載することを要しない。
 - ア 直営又は委託の別
 - イ 委託する場合にあつては受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名。
 - ウ 通年供用又は季節供用の別
 - エ 季節供用の場合にあつてはその供用期間
 - オ 料金徴収の有無
 - カ 料金を徴収する場合にあつては標準的な額
 - キ 分譲型ホテル等の該当の有無
 - ク 分譲型ホテル等にあつては、その種類（コンドホテル、会員制ホテル、企業保養所の別）並びに特定の者が優先的に宿泊する仕組みの概要、一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みの概要及び年間延べ宿泊可能客室数のうち一般利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合
- (4) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。
 - ア 公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
 - イ 他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものである場合は、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
 - ウ 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は通称
 - エ 公園事業の執行に係る関連行為の概要（引き継ぐ事項）
- (5) 不要の文字は、抹消すること。
- (6) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正後)

第七号様式 (第八条第三項)

法人合併(分割)による公園事業承継協議(承認申請)書

_____が執行する_____自然公園_____事業を承継したいので、
千葉県立自然公園条例第11条第2項の規定により、次のとおり協議(申請)します。

年 月 日

千葉県知事 様

承継者の名称、住所及び
代表者の氏名

執行の協議をした (認可を受けた) 年月日及び番号	年 月 日	第 号
公園施設の種類		
合併(分割)法人 の名称、所在地及 び代表者の氏名		
合併(分割)以前 の法人の名称、所 在地及び代表者の 氏 名		
合併(分割)した日 年 月 日	年 月 日	
合併(分割)した 理 由		
備 考		

(改正前)

第七号様式 (第八条第一項)

法人合併(分割)による公園事業承継協議(承認申請)書

_____が執行する_____自然公園_____事業を承継したいので、
千葉県立自然公園条例第11条第1項の規定により、次のとおり協議(申請)します。

年 月 日

千葉県知事 様

承継者の名称、住所及び
代表者の氏名 (押印又は署名)

執行の協議をした (認可を受けた) 年月日及び番号	年 月 日	第 号
公園施設の種類		
合併(分割)法人 の名称、所在地及 び代表者の氏名		
合併(分割)以前 の法人の名称、所 在地及び代表者の 氏 名		
合併(分割)した日 年 月 日	年 月 日	
合併(分割)した 理 由		
備 考		

(改正後)

(注)

1 添付書類（ただし、協議にあつては、(1)、(4)及び(6)を除く。）

- (1) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
- (2) 公園施設の位置を明らかにした縮尺1：25,000程度の地形図
- (3) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1：5,000程度の概況図及び天然色写真
- (4) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
- (5) 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書
- (6) 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及びその内訳を記載した書類
- (7) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

2 その他

- (1) 「執行の協議をした（認可を受けた）年月日及び番号」欄には、当該事業の執行の協議回答書又は同意回答書（認可指令書）（認定を受けた利用拠点整備改善計画の利用拠点整備改善事業に係るものにあつては、みなし認可の同意書又は認可書）記載のものを記入すること。
- (2) 「公園施設の種類」欄には、○○線道路（車道）、○○宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
- (3) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。
 - ア 他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものである場合は、その法令名、適用条項及びその手続状況
 - イ 公園施設の通称がある場合又は付す予定がある場合は通称
 - ウ 公園事業の執行に係る関連行為の概要（引き継ぐ事項）
- (4) 不要の文字は、抹消すること。
- (5) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正前)

(注)

1 添付書類（ただし、協議にあつては、(1)、(4)及び(6)を除く。）

- (1) 合併法人等の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
- (2) 公園施設の位置を明らかにした縮尺1：25,000以上の地形図
- (3) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1：5,000以上の概況図及び天然色写真
- (4) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
- (5) 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書
- (6) 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類
- (7) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

2 その他

- (1) 「執行の協議をした（認可を受けた）年月日及び番号」欄には、当該事業の執行の協議回答書又は同意回答書（認可指令書）記載のものを記入すること。
- (2) 「公園施設の種類」欄には、○○線道路（車道）、○○宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
- (3) 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものについて、その法令名、適用条項及びその手続状況を記載すること。
- (4) 不要の文字は、抹消すること。
- (5) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正後)

第八号様式（第八条第五項）

相続による公園事業承継申請書

が執行していた 自然公園 事業を承継したいので、千葉県立自然公園条例第11条第3項の規定により、次のとおり申請します。

千葉県知事 様 年 月 日

相続人の氏名及び住所

執行の認可を受けた年月日及び番号	年 月 日 千葉県 指令 第 号
公園施設の種類	
被相続人の氏名及び住所	
被相続人が死亡した年月日	年 月 日
相続人の被相続人との続柄	
備考	

(注)

1 添付書類

- (1) 相続人の住民票の写し
- (2) 公園施設の位置を明らかにした縮尺1：25,000程度の地形図
- (3) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1：5,000程度の概況図及び天然色写真
- (4) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
- (5) 被相続人との続柄を証する書類
- (6) 相続人が2人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

2 その他

- (1) 「執行の認可を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の認可指令書記載のものを記入すること。
- (2) 「公園施設の種類」欄には、○○線道路（車道）、○○宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
- (3) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。
 - ア 他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものである場合は、その法令名、適用条項及びその手続状況
 - イ 公園施設の通称がある場合又は付す予定がある場合は通称
 - ウ 公園事業の執行に係る関連行為の概要（引き継ぐ事項）
- (4) 不要の文字は、抹消すること。
- (5) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正前)

第八号様式（第八条第三項）

相続による公園事業承継申請書

が執行していた 自然公園 事業を承継したいので、千葉県立自然公園条例第11条第2項の規定により、次のとおり申請します。

千葉県知事 様 年 月 日

相続人の氏名（押印又は署名）及び住所

執行の認可を受けた年月日及び番号	年 月 日 千葉県 指令 第 号
公園施設の種類	
被相続人の氏名及び住所	
被相続人が死亡した年月日	年 月 日
相続人の被相続人との続柄	
備考	

(注)

1 添付書類

- (1) 相続人の住民票の写し
- (2) 公園施設の位置を明らかにした縮尺1：25,000以上の地形図
- (3) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1：5,000以上の概況図及び天然色写真
- (4) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
- (5) 被相続人との続柄を証する書類
- (6) 相続人が2人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

2 その他

- (1) 「執行の認可を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の認可指令書記載のものを記入すること。
- (2) 「公園施設の種類」欄には、○○線道路（車道）、○○宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
- (3) 公園事業者を個人から、同人が代表を務める法人に変更する場合は、公園事業者の人格の変更を伴うため、現公園事業者（個人）は廃止届出をした上で、千葉県立自然公園条例第9条第3項の規定により法人から公園事業の執行認可申請をすること。
- (4) 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものについて、その法令名、適用条項及びその手続状況を記載すること。
- (5) 不要の文字は、抹消すること。
- (6) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正後)

第九号様式 (第九条第一項)

公園事業休止(廃止)届

_____自然公園_____事業を休止(廃止)したいので、千葉県立自然公園条例第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

千葉県知事 様

届出者の氏名及び住所

(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)

執行の協議をした (認可を受けた) 年月日及び番号	年 月 日	第 号
公園施設の種類		
休止しようとする 公園施設の範囲		
休止の予定期間 (廃止の予定年月日)	年 月 日から	年 月 日まで (年 月 日)
休止中(廃止後) の公園施設の管理 方法(取扱い)		
休止(廃止)を 必要とする理由		
備 考		

(改正前)

第九号様式 (第九条第一項)

公園事業休止(廃止)届

_____自然公園_____事業を休止(廃止)したいので、千葉県立自然公園条例第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

千葉県知事 様

届出者の氏名(押印又は署名)及び住所

(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名(押印又は署名))

執行の協議をした (認可を受けた) 年月日及び番号	年 月 日	第 号
公園施設の種類		
休止しようとする 公園施設の範囲		
休止の予定期間 (廃止の予定年月日)	年 月 日から	年 月 日まで (年 月 日)
休止中(廃止後) の公園施設の管理 方法(取扱い)		
休止(廃止)を 必要とする理由		
備 考		

(改正後)

(注)

1 添付書類

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺1：25,000程度の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1：5,000程度の概況図及び天然色写真

2 その他

- (1) 「執行の協議をした（認可を得た）年月日及び番号」欄には、当該事業の執行の協議回答書又は同意回答書（認可指令書）（認定を受けた利用拠点整備改善計画の利用拠点整備改善事業に係るものにあつては、みなし認可の同意書又は認可書）記載のものを記入すること。
- (2) 「公園施設の種類」欄には、○○線道路（車道）、○○宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
- (3) 「休止しようとする公園施設の範囲」欄には、全部又は一部の別及び一部の場合はその範囲を記載すること。廃止の場合は空欄とすること。
- (4) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。
 - ア 他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合には、関係法令名及び適用条項並びにその手続状況
 - イ 休止期間中の公園施設の管理又は廃止後の公園施設の取扱いに関する責任者の氏名及び連絡先
- (5) 不要の文字は、抹消すること。
- (6) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正前)

(注)

1 添付書類

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺1：25,000以上の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1：5,000以上の概況図及び天然色写真

2 その他

- (1) 「執行の協議をした（認可を得た）年月日及び番号」欄には、当該事業の執行の協議回答書又は同意回答書（認可指令書）記載のものを記入すること。
- (2) 「公園施設の種類」欄には、○○線道路（車道）、○○宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
- (3) 「休止しようとする公園施設の範囲」欄には、全部又は一部の別及び一部の場合はその範囲を記載すること。廃止の場合は空欄とすること。
- (4) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。
 - ア 他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合には、関係法令名及び適用条項並びにその手続状況
 - イ 休止期間中の公園施設の管理又は廃止後の公園施設の取扱いに関する責任者の氏名及び連絡先
- (5) 不要の文字は、抹消すること。
- (6) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正後)

第九号様式の二 (第十条第一項)

公園事業執行認可失効届

_____自然公園_____事業執行の認可を失効したため、千葉県立自然公園条例第13条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

千葉県知事 様

届出者の氏名及び住所
(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)

執行の認可を受けた年月日及び番号	年 月 日 千葉県 指令 第 号
公園施設の種類	
失効した年月日	年 月 日
失効した理由	
備考	

(注)

- 添付書類
 - 公園施設の位置を明らかにした縮尺1：25,000程度の地形図
 - 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1：5,000程度の概況図及び天然色写真
 - 他法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたことその他その効力が失われたことを証する書類
- その他
 - 「執行の認可を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の執行の認可指令書(認定を受けた利用拠点整備改善計画の利用拠点整備改善事業にあつては、みなし認可の認可書)記載のものを記入すること。
 - 「公園施設の種類」欄には、○○線道路(車道)、○○宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。

(改正前)

第九号様式の二 (第十条第一項)

公園事業執行認可失効届

_____自然公園_____事業執行の認可を失効したため、千葉県立自然公園条例第13条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

千葉県知事 様

届出者の氏名 (押印又は署名) 及び住所
(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名 (押印又は署名))

執行の認可を受けた年月日及び番号	年 月 日 千葉県 指令 第 号
公園施設の種類	
失効した年月日	年 月 日
失効した理由	
備考	

(注)

- 添付書類
 - 公園施設の位置を明らかにした縮尺1：25,000以上の地形図
 - 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1：5,000以上の概況図及び天然色写真
 - 他法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたことその他その効力が失われたことを証する書類
- その他
 - 「執行の認可を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の執行の認可指令書記載のものを記入すること。
 - 「公園施設の種類」欄には、○○線道路(車道)、○○宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。

(改正後)

- (3) 「備考」欄には、失効後の公園施設の取扱いに関する責任者の氏名及び連絡先を記載すること。
- (4) 不要の文字は、抹消すること。
- (5) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正前)

- (3) 「備考」欄には、失効後の公園施設の取扱いに関する責任者の氏名及び連絡先を記載すること。
- (4) 不要の文字は、抹消すること。
- (5) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正後)

第十号様式 (第十二条第一項)

(その一)

特別地域内工作物の新築 (改築・増築) 許可申請書

千葉県立自然公園条例第19条第1項の規定により、 自然公園の特別地域内における工作物の新築 (改築・増築) の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名及び住所

〔法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名〕

目 的		
行 為 地	千葉県 市郡 町村 大字 字 地番 (地先)	地 目
行為地及びその付近の状況		
工作物の種類		
施 行 方 法	敷 地 面 積	
	規 模	
	構 造	
	主 要 材 料	
	外部の仕上げ及び色	
	関連行為の概要	
施行後の周辺の取扱い		
予 定 期 日	着 手	
	完 了	
備 考		

(改正前)

第十号様式 (第十二条第一項)

(その一)

特別地域内工作物の新築 (改築・増築) 許可申請書

千葉県立自然公園条例第19条第1項の規定により、 自然公園の特別地域内における工作物の新築 (改築・増築) の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名 (押印又は署名) 及び住所

〔法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名 (押印又は署名)〕

目 的		
行 為 地	千葉県 市郡 町村 大字 字 地番 (地先)	地 目
行為地及びその付近の状況		
工作物の種類		
施 行 方 法	敷 地 面 積	
	規 模	
	構 造	
	主 要 材 料	
	外部の仕上げ及び色	
	関連行為の概要	
施行後の周辺の取扱い		
予 定 期 日	着 手	
	完 了	
備 考		

(改正後)

(注)

1 添付図面

地形図（2万5千分の1程度）、案内図、配置図、平面図（1,000分の1程度）、立面図、断面図、意匠配色図（立面図に彩色したもので可）、行為地及びその付近の状況を示す写真等行為の施行方法の表示に必要な図面。

なお、既に許可を受けたものの変更で、前回の許可申請と同じ内容のものについては、適宜省略して差し支えない。

2 その他

(1) 申請文の「自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。

(2) 「目的」欄には、当該工作物を設ける目的及びその必要性を具体的に記入すること。

(3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すに必要な事項を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(4) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採(樹種、本数、面積等)、支障となる動植物の除去、敷地造成(面積、切土盛土量等)、残土量とその処理方法、工事用仮工作物の設置等、当該行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(5) 「施行後の周辺の取扱い」欄には、跡地の整理、修景のための植栽等風致の保護又は景観の維持のために行う措置を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(6) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。

ア 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ 以前千葉県立自然公園条例に基づく許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付及び番号、付された条件、変更する理由等

(7) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正前)

(注)

1 添付図面

地形図（2万5千分の1）、案内図、配置図、平面図（100分の1以上）、立面図、断面図、構造図、意匠配色図（立面図に彩色したもので可）、行為地及びその付近の状況を示す写真等行為の施行方法の表示に必要な図面。

なお、既に許可を受けたものの変更で、前回の許可申請と同じ内容のものについては、適宜省略して差し支えない。

2 その他

(1) 申請文の「自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。

(2) 「目的」欄には、当該工作物を設ける目的及びその必要性を具体的に記入すること。

(3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すに必要な事項を記入すること。

なお、詳細については、添付図面に表示すること。

(4) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、支障となる動植物の除去、敷地造成、残土処理、工事用仮工作物等当該行為に伴う行為の種類及びその施行方法を記入すること。

なお、詳細については、添付図面に表示すること。

(5) 「施行後の周辺の取扱い」欄には、跡地の整理、修景のための植栽等風致の保護又は景観の維持のために行う措置を記入すること。

なお、詳細については、添付図面に表示すること。

(6) 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

なお、土地所有関係についても記入すること。

また、以前千葉県立自然公園条例に基づく許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付及び番号、付された条件、変更する理由等を記入すること。

(7) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正後)

(その二)

特別地域内木竹の伐採許可申請書

千葉県立自然公園条例第19条第1項の規定により、自然公園の特別地域内における木竹の伐採の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名及び住所

法人にあつては、名称、所在地
及び代表者の氏名

目 的		
行 為 地	千葉県 市郡 町村 大字 字 地番	地 目
林 況	林 種	
	樹 種	
	林 齢	
	森 林 全 面 積	
	総 蓄 積 (a)	
施 行 方 法	伐 採 種 別	
	伐 採 樹 種	
	伐 採 面 積	
	平 均 樹 齢	
	平 均 胸 高 直 径	
	伐 採 材 積 (b)	
	伐 採 材 積 歩 合 (b/a)	
	関 連 行 為 の 概 要	
	伐 採 跡 地 の 取 扱 い	
予 定 期 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

(改正前)

(その二)

特別地域内木竹の伐採許可申請書

千葉県立自然公園条例第19条第1項の規定により、自然公園の特別地域内における木竹の伐採の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名 (押印又は署名) 及び住所

法人にあつては、名称、所在地及び
代表者の氏名 (押印又は署名)

目 的		
行 為 地	千葉県 市郡 町村 大字 字 地番	地 目
林 況	林 種	
	樹 種	
	林 齢	
	森 林 全 面 積	
	総 蓄 積	
施 行 方 法	伐 採 種 別	
	伐 採 樹 種	
	伐 採 面 積	
	平 均 樹 齢	
	平 均 胸 高 直 径	
	伐 採 材 積 (b)	
	伐 採 材 積 歩 合 (b/a)	
	伐 採 設 備	
	伐 採 跡 地 の 取 扱 い	
予 定 期 日	着 手	
	完 了	
備 考		

(改正後)

(注)

1 添付図面

地形図（2万5千分の1程度）、平面図、行為地及びその付近の状況を示す写真等行為の施行方法の表示に必要な図面。

なお、既に許可を受けたものの変更で、前回の許可申請と同一の内容のものについては、適宜省略して差し支えない。

2 その他

(1) 申請文の「自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。

(2) 「林種」欄には、針葉樹林、広葉樹林、天然林、人工林等を記入すること。

「伐採種別」欄には、主伐（皆伐、単木択伐、塊状択伐）、間伐の別を記入すること。

(4) 「関連行為の概要」欄には、索道、林道、貯木場の設置（面積、切土盛土量等）、残土量とその処理方法等、申請に伴う行為の概要を具体的に記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(5) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。

ア 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の承諾又はその見込み

ウ 以前千葉県立自然公園条例に基づく許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付及び番号、付された条件、変更する理由等

(6) 学術研究その他公益上必要なもの、地域住民の日常生活の維持のために必要なもの、病害虫の防除、防災若しくは風致維持その他森林の管理として行われるもの若しくは測量のために行われるもの又は第3種特別地域において行われるものであつて森林施業以外の目的で申請する場合には、「林況」の代わりに「行為地及びその付近の状況」を記載する。

また、「施行方法」については「伐採樹種」、「伐採面積」、「関連行為の概要」及び「伐採跡地の取扱い」を記載することで足りるものとする。

(7) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正前)

(注)

1 添付図面

地形図（2万5千分の1）、平面図、行為地及びその付近の状況を示す写真等行為の施行方法の表示に必要な図面。

なお、既に許可を受けたものの変更で、前回の許可申請と同一の内容のものについては、適宜省略して差し支えない。

2 その他

(1) 申請文の「自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。

(2) 「林種」欄には、針葉樹林、広葉樹林、天然林、人工林等を記入すること。

(3) 「伐採種別」欄には、主伐（皆伐、単木択伐、塊状択伐）、間伐の別を記入すること。

(4) 「伐採設備」欄には、索道、林道、貯木場等関連行為の概要を具体的に記入すること。

なお、詳細については、添付図面に表示すること。

(5) 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

なお、土地所有関係についても記入すること。

また、以前千葉県立自然公園条例に基づく許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付及び番号、付された条件、変更する理由等を記入すること。

(6) 森林施業以外の目的で申請する場合には、「林況」の代わりに「行為地及びその付近の状況」を記載する。

また、「施行方法」については「伐採樹種」、「伐採面積」、「伐採設備」及び「伐採跡地の取扱い」を記載することで足りるものとする。

(7) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正後)

(その三)

特別地域内高山植物等（木竹）の採取（損傷）許可申請書

千葉県立自然公園条例第19条第1項の規定により、_____自然公園の特別地域内における高山植物等（木竹）の採取（損傷）の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名及び住所

（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）

目 的		
行 為 地	千葉県 市郡 町村 大字 字 地番（地先）	地 目
行為地及びその付近の状況		
採取（損傷）物の種類		
施 行 方 法	採 取（損 傷）物 の 数 量	
	採 取（損 傷）方 法	
	関連行為の概要	
予 定 期 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

(改正前)

(その三)

特別地域内高山植物等（木竹）の採取（損傷）許可申請書

千葉県立自然公園条例第19条第1項の規定により、_____自然公園の特別地域内における高山植物等（木竹）の採取（損傷）の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所

（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名（押印又は署名））

目 的		
行 為 地	千葉県 市郡 町村 大字 字 地番（地先）	地 目
行為地及びその付近の状況		
採取（損傷）物の種類		
施 行 方 法	採 取（損 傷）物 の 数 量	
	採 取（損 傷）方 法	
	関連行為の概要	
予 定 期 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

(改正後)

(注)

1 添付図面

地形図（2万5千分の1 程度）、行為地及びその付近の状況を示す写真等行為の施行方法の表示に必要な図面

2 その他

- (1) 申請文の「自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。
(2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すに必要な事項を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

- (3) 「採取（損傷）方法」欄には、使用器具の名称、採取（損傷）部分の別等を記入すること。
(4) 「関連行為の概要」欄には、特別地域内で採取した植物を再度植栽・播種する予定となっている場合、時期及び場所等の詳細を記入すること。

(5) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。

ア 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ 以前千葉県立自然公園条例に基づく許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付及び番号、付された条件、変更する理由等

エ 申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その名前

- (6) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正前)

(注)

1 添付図面

地形図（2万5千分の1）、行為地及びその付近の状況を示す写真等行為の施行方法の表示に必要な図面

2 その他

- (1) 申請文の「自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。
(2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すに必要な事項を記入すること。

なお、詳細については、添付図面に表示すること。

- (3) 「採取（損傷）方法」欄には、使用器具の名称、採取（損傷）部分の別等を記入すること。
(4) 「関連行為の概要」欄には、特別地域内で採取した植物を再度植栽・播種する予定となっている場合、時期及び場所等の詳細を記入すること。

(5) 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

なお、土地所有関係についても記入すること。

以前千葉県立自然公園条例に基づく許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付及び番号、付された条件、変更する理由等を記入すること。

また、申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その名前を記入すること。

- (6) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正後)

(その四)

特別地域内鉱物の掘採（土石の採取）許可申請書

千葉県立自然公園条例第19条第1項の規定により、自然公園の特別地域内における鉱物の掘採（土石の採取）の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名及び住所

（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）

目 的		
行 為 地	千葉県 市郡 町村 大字 字 地番（地先）	地 目
行為地及びその付近の状況		
鉱物（土石）の種類		
施 行 方 法	掘採（採取）方法種別	
	掘採（採取）量	
	掘採（採取）設備	
	土地の形状を変更する箇所の面積	
	掘採（採取）後の土地の形状	
	関連行為の概要	
	掘採（採取）跡地の取扱い	
予 定 期 日	着 手	
	完 了	
備 考		

(改正前)

(その四)

特別地域内鉱物の掘採（土石の採取）許可申請書

千葉県立自然公園条例第19条第1項の規定により、自然公園の特別地域内における鉱物の掘採（土石の採取）の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所

（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名（押印又は署名））

目 的		
行 為 地	千葉県 市郡 町村 大字 字 地番（地先）	地 目
行為地及びその付近の状況		
鉱物（土石）の種類		
施 行 方 法	掘採（採取）方法種別	
	掘採（採取）量	
	掘採（採取）設備	
	土地の形状を変更する箇所の面積	
	掘採（採取）後の土地の形状	
	関連行為の概要	
	掘採（採取）跡地の取扱い	
予 定 期 日	着 手	
	完 了	
備 考		

(改正後)

(注)

1 添付図面

地形図（2万5千分の1程度）、平面図、断面図、行為地及びその付近の状況を示す写真等行為の施行方法の表示に必要な図面。

なお、既に許可を受けたものの変更で、前回の許可申請と同一の内容のものについては適宜省略して差し支えない。

2 その他

(1) 申請文の「自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。

(2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すに必要な事項を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(3) 「掘採（採取）方法種別」欄には、露天掘、坑道掘（横坑、たて坑、斜坑）等の種別を記入すること。

(4) 「掘採（採取）後の土地の形状」欄には、切羽跡階段状等掘採（採取）後の土地の形状について、具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(5) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、支障となる動植物の除去、ズリ処理等当該行為に伴う行為の種類及びその施行方法を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(6) 「掘採（採取）跡地の取扱い」欄には、跡地の整理緑化方法等風致の保護又は景観の維持のために行う措置を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(7) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。

ア 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

イ 当該工事が鉱業法第63条に規定する施業案を必要とするものであるときは、当該施業案の概要

ウ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

エ 以前千葉県立自然公園条例に基づく許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付及び番号、付された条件、変更する理由等

(8) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正前)

(注)

1 添付図面

地形図（2万5千分の1）、平面図、断面図、行為地及びその付近の状況を示す写真等行為の施行方法の表示に必要な図面。

なお、既に許可を受けたものの変更で、前回の許可申請と同一の内容のものについては適宜省略して差し支えない。

2 その他

(1) 申請文の「自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。

(2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すに必要な事項を記入すること。

なお、詳細については、添付図面に表示すること。

(3) 「掘採（採取）方法種別」欄には、露天掘、坑道掘（横坑、たて坑、斜坑）等の種別を記入すること。

(4) 「掘採（採取）後の土地の形状」欄には、切羽跡階段状等掘採（採取）後の土地の形状について、具体的に記入すること。

(5) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、支障となる動植物の除去、ズリ処理等当該行為に伴う行為の種類及びその施行方法を記入すること。

なお、詳細については、添付図面に表示すること。

(6) 「掘採（採取）跡地の取扱い」欄には、跡地の整理緑化方法等風致の保護又は景観の維持のために行う措置を記入すること。

なお、詳細については、添付図面に表示すること。

(7) 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を、当該工事が鉱業法第63条に規定する施業案を必要とするものであるときは、当該施業案の概要を記入すること。

なお、土地所有関係についても記入すること。

また、以前千葉県立自然公園条例に基づく許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付及び番号、付された条件、変更する理由等を記入すること。

(8) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正後)

(その五)

特別地域内水位（水量）に増減を及ぼさせる行為許可申請書

千葉県立自然公園条例第19条第1項の規定により、自然公園の特別地域内における水位（水量）に増減をきたす行為の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名及び住所

（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）

目 的		
行 為 地	千葉県 市郡 町村 大字 字 地番（地先）	地 目
水位（水量）の増減の原因となる行為		
行為地及びその付近の状況	地 況	
	現在の水位（水量）	
	水 の 利 用 状 況	
施 行 方 法	水位（水量）の増減の及ぶ範囲	
	水位（水量）の増減を及ぼす時期及び量	
	設 備	
予 定 期 日	着 手	
	完 了	
備 考		

(改正前)

(その五)

特別地域内水位（水量）に増減を及ぼさせる行為許可申請書

千葉県立自然公園条例第19条第1項の規定により、自然公園の特別地域内における水位（水量）に増減をきたす行為の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名 （押印又は署名） 及び住所

（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名 （押印又は署名））

目 的		
行 為 地	千葉県 市郡 町村 大字 字 地番（地先）	地 目
水位（水量）の増減の原因となる行為		
行為地及びその付近の状況	地 況	
	現在の水位（水量）	
	水 の 利 用 状 況	
施 行 方 法	水位（水量）の増減の及ぶ範囲	
	水位（水量）の増減を及ぼす時期及び量	
	設 備	
予 定 期 日	着 手	
	完 了	
備 考		

(改正後)

(注)

1 添付図面

地形図（2万5千分の1 程度）、平面図、行為地及びその付近の状況を示す写真等行為の施行方法の表示に必要な図面。

なお、既に許可を受けたものの変更で、前回の許可申請と同一の内容のものについては適宜省略して差し支えない。

2 その他

(1) 申請文の「自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。

(2) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。

ア 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ 以前千葉県立自然公園条例に基づく許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付及び番号、付された条件、変更する理由等

(3) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正前)

(注)

1 添付図面

地形図（2万5千分の1）、平面図、行為地及びその付近の状況を示す写真等行為の施行方法の表示に必要な図面。

なお、既に許可を受けたものの変更で、前回の許可申請と同一の内容のものについては適宜省略して差し支えない。

2 その他

(1) 申請文の「自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。

(2) 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

なお、土地所有関係についても記入すること。

また、以前千葉県立自然公園条例に基づく許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付及び番号、付された条件、変更する理由等を記入すること。

(3) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正後)

(その六)

特別地域内広告物の設置等許可申請書

千葉県立自然公園条例第19条第1項の規定により、自然公園の特別地域内における許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名及び住所

法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名

目 的		
行 為 地	千葉県 市郡 町村 大字 字 地番 (地先)	地 目
行為地及びその付近の状況 広告物等の種類		
施 行 方 法	独立して設置する場合の敷地面積	
	広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所	
	規模及び構造	
	主 要 材 料	
	色 色 彩	
	表 示 の 内 容	
予 定 期 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

(改正前)

(その六)

特別地域内広告物の設置等許可申請書

千葉県立自然公園条例第19条第1項の規定により、自然公園の特別地域内における許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名 (押印又は署名) 及び住所

法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名 (押印又は署名)

目 的		
行 為 地	千葉県 市郡 町村 大字 字 地番 (地先)	地 目
行為地及びその付近の状況 広告物等の種類		
施 行 方 法	独立して設置する場合の敷地面積	
	広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所	
	規模及び構造	
	主 要 材 料	
	色 色 彩	
予 定 期 日	着 手	
	完 了	
備 考		

(改正後)

(注)

1 添付図面

地形図（2万5千分の1程度）、平面図、立面図、意匠配色図（立面図に彩色したもので可）、行為地及びその付近の状況を示す写真等行為の施行方法の表示に必要な図面。

なお、既に許可を受けたものの変更で、前回の許可申請と同一の内容のものについては適宜省略して差し支えない。

2 その他

(1) 申請文の「自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を、「許可」の箇所には、「広告物の設置の許可」「広告の工作物への表示の許可」等許可を受けようとする行為の種別を記入すること。

(2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すに必要な事項を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(3) 「広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所」欄には、当該広告物を掲出又は表示しようとする工作物の種類と掲出又は表示しようとする箇所を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(4) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採（樹種、本数、面積等）、支障となる動植物の除去、敷地造成（面積、切土盛土量等）、残土量とその処理方法、工事用仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(5) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。

ア 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ 以前千葉県立自然公園条例に基づく許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付及び番号、付された条件、変更する理由等

(6) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正前)

(注)

1 添付図面

地形図（2万5千分の1）、平面図、立面図、意匠配色図（立面図に彩色したもので可）、行為地及びその付近の状況を示す写真等行為の施行方法の表示に必要な図面。

なお、既に許可を受けたものの変更で、前回の許可申請と同一の内容のものについては適宜省略して差し支えない。

2 その他

(1) 申請文の「自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を、「許可」の箇所には、「広告物の設置の許可」「広告の工作物への表示の許可」等許可を受けようとする行為の種別を記入すること。

(2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すに必要な事項を記入すること。

なお、詳細については、添付図面に表示すること。

(3) 「広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所」欄には、当該広告物を掲出又は表示しようとする工作物の種類と掲出又は表示しようとする箇所を記入すること。

(4) 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

なお、土地所有関係についても記入すること。

また、以前千葉県立自然公園条例に基づく許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付及び番号、付された条件、変更する理由等を記入すること。

(5) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正後)

(その七)

特別地域内物の集積（貯蔵）許可申請書

千葉県立自然公園条例第19条第1項の規定により、自然公園の特別地域内における土石その他の知事が指定する物の集積（貯蔵）の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名及び住所

（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）

目 的		
行 為 地	千葉県 市郡 町村 大字 字 地番（地先）	地 目
行為地及びその付近の状況		
集積（貯蔵）物の種類		
施 行 方 法	集積（貯蔵）方法	
	土地使用面積及び集積（貯蔵）する高さ	
	関連行為の概要	
	集積（貯蔵）設備	
予 定 期 日	着 手	
	完 了	
備 考		

(改正前)

(その七)

特別地域内物の集積（貯蔵）許可申請書

千葉県立自然公園条例第19条第1項の規定により、自然公園の特別地域内における土石その他の知事が指定する物の集積（貯蔵）の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所

（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名（押印又は署名））

目 的		
行 為 地	千葉県 市郡 町村 大字 字 地番（地先）	地 目
行為地及びその付近の状況		
集積（貯蔵）物の種類		
施 行 方 法	集積（貯蔵）方法	
	土地使用面積及び集積（貯蔵）する高さ	
	関連行為の概要	
	集積（貯蔵）設備	
予 定 期 日	着 手	
	完 了	
備 考		

(改正後)

(注)

1 添付図面

地形図（2万5千分の1程度）、案内図、配置図、平面図（1,000分の1程度）、立面図、行為地及びその付近の状況を示す写真等行為の施行方法の表示に必要な図面。

なお、既に許可を受けたものの変更で、前回の許可申請と同じ内容のものについては、適宜省略して差し支えない。

2 その他

(1) 申請文の「自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。

(2) 「目的」欄には、当該物の集積（貯蔵）の目的及びその必要性を具体的に記入すること。

(3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すに必要な事項を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(4) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、支障となる動植物の除去、転石の除去、遮へい物の設置等当該行為に伴う行為の種類及びその施行方法を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(5) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。

ア 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ 以前千葉県立自然公園条例に基づく許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付及び番号、付された条件、変更する理由等

(6) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正前)

(注)

1 添付図面

地形図（2万5千分の1）、案内図、配置図、平面図（1,000分の1以上）、立面図、行為地及びその付近の状況を示す写真等行為の施行方法の表示に必要な図面。

なお、既に許可を受けたものの変更で、前回の許可申請と同じ内容のものについては、適宜省略して差し支えない。

2 その他

(1) 申請文の「自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。

(2) 「目的」欄には、当該物の集積（貯蔵）の目的及びその必要性を具体的に記入すること。

(3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すに必要な事項を記入すること。

なお、詳細については、添付図面に表示すること。

(4) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、支障となる動植物の除去、転石の除去、遮へい物の設置等当該行為に伴う行為の種類及びその施行方法を記入すること。

なお、詳細については、添付図面に表示すること。

(5) 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

なお、土地所有関係についても記入すること。

また、以前千葉県立自然公園条例に基づく許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付及び番号、付された条件、変更する理由等を記入すること。

(6) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正後)

(その八)

特別地域内水面埋立（干拓）許可申請書

千葉県立自然公園条例第19条第1項の規定により、自然公園の特別地域内における水面の埋立（干拓）の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名及び住所

〔法人にあつては、名称、所在地
及び代表者の氏名〕

目 的		
行 為 地	千葉県 市郡 町村 大字 字 地番（地先）	地 目
行為地及びその付近の状況		
施 行 方 法	埋立（干拓）面積	
	工 事 の 方 法	
	関連行為の概要	
	埋立（干拓）後の取扱い	
予 定 期 日	着 手	
	完 了	
備 考		

(改正前)

(その八)

特別地域内水面埋立（干拓）許可申請書

千葉県立自然公園条例第19条第1項の規定により、自然公園の特別地域内における水面の埋立（干拓）の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名 （押印又は署名） 及び住所

〔法人にあつては、名称、所在地及び
代表者の氏名 （押印又は署名）〕

目 的		
行 為 地	千葉県 市郡 町村 大字 字 地番（地先）	地 目
行為地及びその付近の状況		
施 行 方 法	埋立（干拓）面積	
	工 事 の 方 法	
	関連行為の概要	
	埋立（干拓）後の取扱い	
予 定 期 日	着 手	
	完 了	
備 考		

(改正後)

(注)

1 添付図面

地形図（2万5千分の1程度）、平面図、断面図、行為地及びその付近の状況を示す写真等行為の施行方法の表示に必要な図面。

なお、既に許可を受けたものの変更で、前回の許可申請と同一の内容のものについては適宜省略して差し支えない。

2 その他

(1) 申請文の「自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。

(2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すに必要な事項を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(3) 「工事の方法」欄には、工事計画（時期、工種等）を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(4) 「関連行為の概要」欄には、捨石等埋立（干拓）用土石の採取、支障となる動植物の除去等当該行為に伴う行為の種類及びその施行方法を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(5) 「埋立（干拓）後の取扱い」欄には、埋立後の用途、風致の保護又は景観の維持のために行う措置を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(6) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。

ア 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ 以前千葉県立自然公園条例に基づく許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付及び番号、付された条件、変更する理由等

(7) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正前)

(注)

1 添付図面

地形図（2万5千分の1）、平面図、断面図、行為地及びその付近の状況を示す写真等行為の施行方法の表示に必要な図面。

なお、既に許可を受けたものの変更で、前回の許可申請と同一の内容のものについては適宜省略して差し支えない。

2 その他

(1) 申請文の「自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。

(2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すに必要な事項を記入すること。

なお、詳細については、添付図面に表示すること。

(3) 「工事の方法」欄には、工事計画（時期、工種等）を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(4) 「関連行為の概要」欄には、捨石等埋立（干拓）用土石の採取、支障となる動植物の除去等当該行為に伴う行為の種類及びその施行方法を記入すること。

なお、詳細については、添付図面に表示すること。

(5) 「埋立（干拓）後の取扱い」欄には、埋立後の用途、風致の保護又は景観の維持のために行う措置を記入すること。

なお、詳細については、添付図面に表示すること。

(6) 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

なお、土地所有関係についても記入すること。

また、以前千葉県立自然公園条例に基づく許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付及び番号、付された条件、変更する理由等を記入すること。

(7) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正後)

(その九)

特別地域内土地の形状変更許可申請書

千葉県立自然公園条例第19条第1項の規定により、自然公園の特別地域内における土地（海底）の形状変更の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名及び住所

〔法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名〕

目 的		
行 為 地	千葉県 市郡 町村 大字 字 地番（地先）	地 目
行為地及びその付近の状況		
土地の形状変更の原因となる行為		
施 行 方 法	土地の形状を変更する面積	
	工事の方法	
	変更後の土地の形状	
	関連行為の概要	
	変更後の取扱い	
予 定 期 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

(改正前)

(その九)

特別地域内土地の形状変更許可申請書

千葉県立自然公園条例第19条第1項の規定により、自然公園の特別地域内における土地（海底）の形状変更の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所

〔法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名（押印又は署名）〕

目 的		
行 為 地	千葉県 市郡 町村 大字 字 地番（地先）	地 目
行為地及びその付近の状況		
土地の形状変更の原因となる行為		
施 行 方 法	施 行 面 積	
	工 事 の 方 法	
	変更後の土地の形状	
	関連行為の概要	
	変更後の取扱い	
予 定 期 日	着 手	
	完 了	
備 考		

(改正後)

(注)

1 添付図面

地形図（2万5千分の1程度）、平面図、断面図、行為地及びその付近の状況を示す写真等行為の施行方法の表示に必要な図面。

なお、既に許可を受けたものの変更で、前回の許可申請と同一の内容のものについては適宜省略して差し支えない。

2 その他

(1) 申請文の「自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。

(2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すに必要な事項を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(3) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、支障となる動植物の除去等当該行為に伴う行為の種類及びその施行方法を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(4) 「変更後の取扱い」欄には、土地の形状変更後の用途、風致景観の保護のために行う措置を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(5) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。

ア 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ 以前千葉県立自然公園条例に基づく許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付及び番号、付された条件、変更する理由等

(6) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正前)

(注)

1 添付図面

地形図（2万5千分の1）、平面図、断面図、行為地及びその付近の状況を示す写真等行為の施行方法の表示に必要な図面。

なお、既に許可を受けたものの変更で、前回の許可申請と同一の内容のものについては適宜省略して差し支えない。

2 その他

(1) 申請文の「自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。

(2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すに必要な事項を記入すること。

なお、詳細については、添付図面に表示すること。

(3) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、支障となる動植物の除去等当該行為に伴う行為の種類及びその施行方法を記入すること。

なお、詳細については、添付図面に表示すること。

(4) 「変更後の取扱い」欄には、土地の形状変更後の用途、風致景観の保護のために行う措置を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(5) 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

なお、土地所有関係についても記入すること。

また、以前千葉県立自然公園条例に基づく許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付及び番号、付された条件、変更する理由等を記入すること。

(6) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正後)

(その十)

特別地域内指定植物の植栽(播種)許可申請書

千葉県立自然公園条例第19条第1項の規定により、自然公園の特別地域内における指定植物の植栽又は播種の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名及び住所

〔法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名〕

目的		
行為地	千葉県 市郡 町村 大字 字 地番(地先)	地目
行為地及びその付近の状況		
植栽(播種)する植物の種類		
施行方法	植栽(播種)面積	
	植栽(播種)数量	
	植栽(播種)方法	
	管理方法	
予定期日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備考		

(改正前)

(その十)

特別地域内指定植物の植栽(播種)許可申請書

千葉県立自然公園条例第19条第1項の規定により、自然公園の特別地域内における指定植物の植栽又は播種の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名(押印又は署名)及び住所

〔法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名(押印又は署名)〕

目的		
行為地	千葉県 市郡 町村 大字 字 地番(地先)	地目
行為地及びその付近の状況		
植栽(播種)する植物の種類		
施行方法	植栽(播種)面積	
	植栽(播種)数量	
	植栽(播種)方法	
	管理方法	
予定期日	着手	
	完了	
備考		

(改正後)

(注)

1 添付図面

地形図（2万5千分の1程度）、行為地及びその付近の状況を示す写真等行為の施行方法の表示に必要な図面

2 その他

(1) 申請文の「自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。

(2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すに必要な事項を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(3) 「植栽（播種）する植物の種類」欄には、植栽又は播種する植物の種類（変種である場合は、変種レベルまで）を記入すること。

(4) 「管理方法」欄には、植栽又は播種する植物種が当該地周辺の景観の維持に支障を及ぼさないための措置等を記入すること。

(5) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採（樹種、本数、面積等）、支障となる動植物の除去等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入するとともに、特別地域内で採取した木竹以外の植物を再度植栽又は播種をする場合、場所等の詳細を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(6) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。

ア 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ 以前千葉県立自然公園条例に基づく許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付及び番号、付された条件、変更する3理由等

(7) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正前)

(注)

1 添付図面

地形図（2万5千分の1以上）、行為地及びその付近の状況を示す写真等行為の施行方法の表示に必要な図面

2 その他

(1) 申請文の「自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。

(2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すに必要な事項を記入すること。

なお、詳細については、添付図面に表示すること。

(3) 「植栽（播種）する植物の種類」欄には、植栽又は播種する植物の種類（変種である場合は、変種レベルまで）を記入すること。

(4) 「管理方法」欄には、植栽又は播種する植物種が当該地周辺の景観の維持に支障を及ぼさないための措置等を記入すること。

(5) 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

なお、土地所有関係についても記入すること。

また、以前千葉県立自然公園条例に基づく許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付及び番号、付された条件、変更する理由等を記入すること。

(6) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正後)

(その十一)

特別地域内指定動物（指定動物の卵）の捕獲（殺傷、採取、損傷）許可申請書

千葉県立自然公園条例第19条第1項の規定により、 自然公園の特別地域内における指定動物（指定動物の卵）の捕獲（殺傷、採取、損傷）の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名及び住所

（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）

目 的		
行 為 地	千葉県 市郡 町村 大字 字 地番（地先）	
行為地及びその付近の状況		
指定動物（指定動物の卵）の種類		
施 行 方 法	捕獲（殺傷、採取、損傷）物の数量	
	捕獲（殺傷、採取、損傷）の方法	
	関連行為の概要	
予 定 期 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

(改正前)

(その十一)

特別地域内指定動物（指定動物の卵）の捕獲（殺傷、採取、損傷）許可申請書

千葉県立自然公園条例第19条第1項の規定により、 自然公園の特別地域内における指定動物（指定動物の卵）の捕獲（殺傷、採取、損傷）の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所

（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名（押印又は署名））

目 的		
行 為 地	千葉県 市郡 町村 大字 字 地番（地先）	
行為地及びその付近の状況		
指定動物（指定動物の卵）の種類		
施 行 方 法	捕獲（殺傷、採取、損傷）物の数量	
	捕獲（殺傷、採取、損傷）の方法	
予 定 期 日	着 手	
	完 了	
備 考		

(改正後)

(注)

1 添付図面

地形図（2万5千分の1程度）等行為の施行方法の表示に必要な図面

2 その他

(1) 申請文の「自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。

(2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すに必要な事項を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(3) 「捕獲（殺傷、採取、損傷）の方法」欄には、捕獲（殺傷、採取、損傷）の方法、使用器具の名称等を記入すること。

(4) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採（樹種、本数、面積等）、支障となる動植物の除去等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入するとともに、特別地域内で捕獲した動物を再度放つ予定となっている場合、時期及び詳細を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(5) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。

ア 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ 以前千葉県立自然公園条例に基づく許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付及び番号、付された条件、変更する3理由等

(6) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正前)

(注)

1 添付図面

地形図（2万5千分の1以上）等行為の施行方法の表示に必要な図面

2 その他

(1) 申請文の「自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。

(2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すに必要な事項を記入すること。

なお、詳細については、添付図面に表示すること。

(3) 「捕獲（殺傷、採取、損傷）の方法」欄には、捕獲（殺傷、採取、損傷）の方法、使用器具の名称等を記入すること。

(4) 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

なお、土地所有関係についても記入すること。

また、以前千葉県立自然公園条例に基づく許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付及び番号、付された条件、変更する理由等を記入すること。

(5) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正後)

(注)

1 添付図面

地形図（2万5千分の1程度）等行為の施行方法の表示に必要な図面

2 その他

(1) 申請文の「自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。

(2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すに必要な事項を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(3) 「動物（家畜）の種類」欄には、放出する動物（家畜）の種類（亜種である場合は、亜種レベルまで）を記入すること。

(4) 「管理方法」欄には、放出する動物（家畜）が当該地周辺の景観の維持に支障を及ぼさないための措置等を記入すること。なお、家畜にあつては、放牧面積、放牧施設、放牧時期を記入すること。

(5) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。

ア 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ 以前千葉県立自然公園条例に基づく許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付及び番号、付された条件、変更する3理由等

(6) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正前)

(注)

1 添付図面

地形図（2万5千分の1以上）等行為の施行方法の表示に必要な図面

2 その他

(1) 申請文の「自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。

(2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すに必要な事項を記入すること。

なお、詳細については、添付図面に表示すること。

(3) 「動物（家畜）の種類」欄には、放出する動物（家畜）の種類（亜種である場合は、亜種レベルまで）を記入すること。

(4) 「管理方法」欄には、放出する動物（家畜）が当該地周辺の景観の維持に支障を及ぼさないための措置等を記入すること。

(5) 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

なお、土地所有関係についても記入すること。

また、以前千葉県立自然公園条例に基づく許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付及び番号、付された条件、変更する理由等を記入すること。

(6) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正後)

(その十三)

特別地域内工作物の色彩変更許可申請書

千葉県立自然公園条例第19条第1項の規定により、自然公園の特別地域内におけるの色彩変更の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名及び住所

法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名

目 的		
行 為 地	千葉県 市郡 町村 大字 字 地番 (地先)	地 目
行為地及びその付近の状況		
施 行 方 法	色彩を変更する工 作 物	
	色彩を変更する箇 所	
	現在の色彩	
	変更後の色彩	
	関連行為の概要	
予 定 期 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

(改正前)

(その十三)

特別地域内工作物の色彩変更許可申請書

千葉県立自然公園条例第19条第1項の規定により、自然公園の特別地域内におけるの色彩変更の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所

法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名（押印又は署名）

目 的		
行 為 地	千葉県 市郡 町村 大字 字 地番 (地先)	地 目
行為地及びその付近の状況		
施 行 方 法	色彩を変更する工 作 物	
	色彩を変更する箇 所	
	現在の色彩	
	変更後の色彩	
予 定 期 日	着 手	
	完 了	
備 考		

(改正後)

(注)

1 添付図面

地形図（2万5千分の1程度）、案内図、立面図、意匠配色図（立面図に彩色したものでも可）、行為地及びその付近の状況を示す写真等行為の施行方法の表示に必要な図面。

なお、既に許可を受けたものの変更で、前回の許可申請と同一の内容のものについては適宜省略して差し支えない。

2 その他

(1) 申請文の「自然公園」の箇所には当該自然公園の名称を、「の色彩変更」の箇所には「屋根の色の変更」、「壁面の色彩変更」等色彩を変更する工作物の箇所を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すに必要な事項を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(3) 「関連行為の概要」欄には、工事用仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(4) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。

ア 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ 以前千葉県立自然公園条例に基づく許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付及び番号、付された条件、変更する理由等

(5) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正前)

(注)

1 添付図面

地形図（2万5千分の1）、案内図、立面図、意匠配色図（立面図に彩色したものでも可）、行為地及びその付近の状況を示す写真等行為の施行方法の表示に必要な図面。

なお、既に許可を受けたものの変更で、前回の許可申請と同一の内容のものについては適宜省略して差し支えない。

2 その他

(1) 申請文の「自然公園」の箇所には当該自然公園の名称を、「の色彩変更」の箇所には「屋根の色の変更」、「壁面の色彩変更」等色彩を変更する工作物の箇所を記入すること。

(2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すに必要な事項を記入すること。

なお、詳細については、添付図面に表示すること。

(3) 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

なお、土地所有関係についても記入すること。

また、以前千葉県立自然公園条例に基づく許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付及び番号、付された条件、変更する理由等を記入すること。

(改正後)

(その十四)

特別地域内車馬（動力船、航空機）の使用
（着陸）許可申請書

千葉県立自然公園条例第19条第1項の規定により、自然公園の特別地域内における車馬（動力船、航空機）の使用（着陸）の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名及び住所

（法人にあつては、名称、所在地
及び代表者の氏名）

目 的		
行 為 地	千葉県 市郡 町村 大字 字 地番（地先）	地 目
行為地及びその付近の状況		
車馬（動力船、航空機）の種類及び数		
使用（着陸）範囲及び面積		
使用（着陸）方法		
予 定 期 日	着 手	
	完 了	
備 考		

(改正前)

(その十四)

特別地域内車馬（動力船、航空機）の使用
（着陸）許可申請書

千葉県立自然公園条例第19条第1項の規定により、自然公園の特別地域内における車馬（動力船、航空機）の使用（着陸）の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名 (押印又は署名) 及び住所

（法人にあつては、名称、所在地及び
代表者の氏名 (押印又は署名)）

目 的		
行 為 地	千葉県 市郡 町村 大字 字 地番（地先）	地 目
行為地及びその付近の状況		
車馬（動力船、航空機）の種類及び数		
使用（着陸）範囲及び面積		
使用（着陸）方法		
予 定 期 日	着 手	
	完 了	
備 考		

(改正後)

(注)

1 添付図面

地形図（2万5千分の1程度）、案内図、行為地及びその付近の状況を示す写真等行為の施行方法の表示に必要な図面。

なお、既に許可を受けたものの変更で、前回の許可申請と同一の内容のものについては適宜省略して差し支えない。

2 その他

(1) 申請文の「 自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。

(2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すに必要な事項を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(3) 「使用（着陸）方法」欄には、例えば「自動車を時速50キロメートルで1日2回1周させる」等、行為地内での活動状況、頻度等を記入すること。

(4) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。

ア 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ 以前千葉県立自然公園条例に基づく許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付及び番号、付された条件、変更する理由等

(5) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正前)

(注)

1 添付図面

地形図（2万5千分の1）、案内図、行為地及びその付近の状況を示す写真等行為の施行方法の表示に必要な図面。

なお、既に許可を受けたものの変更で、前回の許可申請と同一の内容のものについては適宜省略して差し支えない。

2 その他

(1) 申請文の「 自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。

(2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すに必要な事項を記入すること。

なお、詳細については、添付図面に表示すること。

(3) 「使用（着陸）方法」欄には、例えば「自動車を時速50キロメートルで1日2回1周させる」とか、行為地内での活動状況、頻度等を記入すること。

(4) 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

なお、土地所有関係についても記入すること。

また、以前千葉県立自然公園条例に基づく許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付及び番号、付された条件、変更する理由等を記入すること。

(5) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正後)

第十一号様式 (第十五条第一号)

特別地域内行為着手済届

千葉県立自然公園条例第19条第3項の規定により、自然公園特別地域において行為が規制されることとなつたとき 行為に着手していたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

千葉県知事 様

届出者の氏名及び住所

〔法人にあつては、名称、所在地
及び代表者の氏名〕

(注) 記載事項及び添付書類は、それぞれの行為につき、千葉県立自然公園条例施行規則別記第10号様式の例に準じて記載して添付すること。

ただし、「行為地及びその付近の状況」及び「予定期日」のうち「着手」欄は記載を必要としない。

(改正前)

第十一号様式 (第十五条第一号)

特別地域内行為着手済届

千葉県立自然公園条例第19条第3項の規定により、自然公園特別地域において行為が規制されることとなつたとき 行為に着手していたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

千葉県知事 様

届出者の氏名 (押印又は署名) 及び住所

〔法人にあつては、名称、所在地及び
代表者の氏名 (押印又は署名)〕

(注) 記載事項及び添付書類は、それぞれの行為につき、千葉県立自然公園条例施行規則別記第10号様式の例に準じて記載して添付すること。

ただし、「行為地及びその付近の状況」及び「予定期日」のうち「着手」欄は記載を必要としない。

(改正後)

第十二号様式 (第十五条第二号)

特別地域内非常災害応急措置届

千葉県立自然公園条例第19条第4項の規定により、自然公園特別地域内において非常災害のために必要な応急措置をしたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

千葉県知事 様

届出者の氏名及び住所

〔法人にあつては、名称、所在地
及び代表者の氏名〕

(注) 記載事項及び添付書類は、それぞれの行為につき、千葉県立自然公園条例施行規則別記第10号様式の例に準じて記載して添付すること。

ただし、「行為地及びその付近の状況」及び「予定期日」のうち「着手」欄は記載を必要としない。

(改正前)

第十二号様式 (第十五条第二号)

特別地域内非常災害応急措置届

千葉県立自然公園条例第19条第4項の規定により、自然公園特別地域内において非常災害のために必要な応急措置をしたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

千葉県知事 様

届出者の氏名 (押印又は署名) 及び住所

〔法人にあつては、名称、所在地及び
代表者の氏名 (押印又は署名)〕

(注) 記載事項及び添付書類は、それぞれの行為につき、千葉県立自然公園条例施行規則別記第10号様式の例に準じて記載して添付すること。

ただし、「行為地及びその付近の状況」及び「予定期日」のうち「着手」欄は記載を必要としない。

(改正後)

第十二号様式之二 (第十五条第三号)

特別地域内行為届

千葉県立自然公園条例第19条第5項の規定により、_____自然公園特別地域内において_____行為をいたしたく、次のとおり届け出ます。

年 月 日

千葉県知事 様

届出者の氏名及び住所

〔法人にあつては、名称、所在地
及び代表者の氏名〕

(注)

- 1 記載事項及び添付書類は、それぞれの行為につき、千葉県立自然公園条例施行規則別記第10号様式の例に準じて記載して添付すること。
- 2 申請文の「_____行為」の箇所には、木竹の植栽、家畜の放牧等行為の種類を記入すること。

(改正前)

第十二号様式之二 (第十五条第三号)

特別地域内行為届

千葉県立自然公園条例第19条第5項の規定により、_____自然公園特別地域内において_____行為をいたしたく、次のとおり届け出ます。

年 月 日

千葉県知事 様

届出者の氏名 (押印又は署名) 及び住所

〔法人にあつては、名称、所在地及び
代表者の氏名 (押印又は署名)〕

(注)

- 1 記載事項及び添付書類は、それぞれの行為につき、千葉県立自然公園条例施行規則別記第10号様式の例に準じて記載して添付すること。
- 2 申請文の「_____行為」の箇所には、木竹の植栽、家畜の放牧等行為の種類を記入すること。

(改正後)

第十三号様式 (第十五条第四号)

普通地域内行為届

千葉県立自然公園条例第20条第1項の規定により、自然公園普通地域内において
_____行為をいたしたく、次のとおり届け出ます。

年 月 日

千葉県知事 様

届出者の氏名及び住所
(法人にあつては、名称、所在地
及び代表者の氏名)

- (注) 1 記載事項及び添付書類は、それぞれの行為につき、千葉県立自然公園条例施行規則別記第10号様式の例に準じて記載及び添付すること。
2 申請文の「_____行為」の箇所には、工作物の新築、土石の採取等行為の種類を記入すること。

(改正前)

第十三号様式 (第十五条第四号)

普通地域内行為届

千葉県立自然公園条例第20条第1項の規定により、自然公園普通地域内において
_____行為をいたしたく、次のとおり届け出ます。

年 月 日

千葉県知事 様

届出者の氏名 (押印又は署名) 及び住所
(法人にあつては、名称、所在地及び
代表者の氏名 (押印又は署名))

- (注) 1 記載事項及び添付書類は、それぞれの行為につき、千葉県立自然公園条例施行規則別記第10号様式の例に準じて記載及び添付すること。
2 申請文の「_____行為」の箇所には、工作物の新築、土石の採取等行為の種類を記入すること。

(改正後)

第十三号様式之二 (第十五条第五号)

特別地域 (普通地域) 内で行う自然を活用した催しの
計画書

千葉県立自然公園条例施行規則第14条第33号 (第19条第16号) の規定により、
_____自然公園特別地域 (普通地域) 内における自然を活用した催しの計画書を提出し
ます。

年 月 日

千葉県知事 様

提出者 (地方公共団体) の代表者氏名及び住所

催 し 内 容	名 称				
	主催者名				
	目 的				
開 催 場 所	開催場所	千葉県 市郡 町村 大字 字 地番 (地先)	地 目		
	開催期間	年 月 日から 年 月 日まで			
行為地及びその付近の状況					
行為の概要					
風致の維持のために行われる措置の内容					
原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限					
備 考					

(改正前)

第十三号様式之二 (第十五条第五号)

特別地域 (普通地域) 内で行う自然を活用した催しの
計画書

千葉県立自然公園条例施行規則第14条第33号 (第19条第16号) の規定により、
_____自然公園特別地域 (普通地域) 内における自然を活用した催しの計画書を提出し
ます。

年 月 日

千葉県知事 様

提出者の氏名 (押印又は署名) 及び住所

催 し 内 容	名 称				
	主催者名				
	目 的				
開 催 場 所	開催場所	千葉県 市郡 町村 大字 字 地番 (地先)	地 目		
	開催期間	年 月 日から 年 月 日まで			
行為地及びその付近の状況					
行為の概要					
風致の維持のために行われる措置の内容					
原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限					
備 考					

(改正後)

(注)

1 添付図面

地形図（2万5千分の1 程度）、行為地及びその付近の状況を示す写真等行為の施行方法の表示に必要な図面

2 その他

(1) 計画書の「_____自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。

なお、不要の文字は抹消すること。

(2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項のほか、行為地が原状回復が可能な場所であることを示す上で必要な事項を記入すること。

(3) 「行為の概要」欄には、工作物の設置、広告物の掲出その他の自然を活用した催しを実施するのに必要な行為の概要を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

また、「行為の概要」が未確定の場合は、当該工作物の新築等に着手する15日前までに知事に、その概要を通知すること。

(4) 「風致の維持のために行われる措置の内容」欄には、仮設の植生保護柵の設置、広告物の規模や色彩その他の当該地の風致の維持のために執られる配慮事項を記入すること

(5) 「原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限」欄には、ゴミ収集、砂浜の地ならしその他の跡地の整理のために行う措置及びその実施体制並びにその実施期限を記入すること。

(6) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。

ア 他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

(7) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正前)

(注)

1 添付図面

地形図（2万5千分の1）、行為地及びその付近の状況を示す写真等行為の施行方法の表示に必要な図面

2 その他

(1) 計画書の「_____自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。

なお、不要の文字は抹消すること。

(2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項のほか、行為地が原状回復が可能な場所であることを示す上で必要な事項を記入すること。

(3) 「行為の概要」欄には、工作物の設置、広告物の掲出その他の自然を活用した催しを実施するのに必要な行為の概要を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

また、「行為の概要」が未確定の場合は、当該工作物の新築等に着手する15日前までに知事に、その概要を通知すること。

(4) 「風致の維持のために行われる措置の内容」欄には、仮設の植生保護柵の設置、広告物の規模や色彩その他の当該地の風致の維持のために執られる配慮事項を記入すること

(5) 「原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限」欄には、ゴミ収集、砂浜の地ならしその他の跡地の整理のために行う措置及びその実施体制並びにその実施期限を記入すること。

(6) 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

なお、土地所有関係についても記入すること。

(7) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正後)

第十三号様式の三 (第十九条の四第一項)

生態系維持回復事業確認 (認定) 申請書

_____自然公園における_____生態系維持回復事業の実施に係る確認
(認定)を受けたいので、千葉県立自然公園条例第26条第2項 (第3項)の規定により、
次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名又は名称、住所及び電話番号

〔法人にあつては、名称、所在地、
電話番号及び代表者の氏名〕

生態系維持回復 事業を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで
生態系維持回復 事業を行う区域	
生態系維持回復 事業の内容	
備 考	

(改正前)

第十三号様式の三 (第十九条の四第一項)

生態系維持回復事業確認 (認定) 申請書

_____自然公園における_____生態系維持回復事業の実施に係る確認
(認定)を受けたいので、千葉県立自然公園条例第26条第2項 (第3項)の規定により、
次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名 (押印又は署名) 又は名称、住所及び電話番号

〔法人にあつては、名称、所在地、電話番号
及び代表者の氏名 (押印又は署名)〕

生態系維持回復 事業を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで
生態系維持回復 事業を行う区域	
生態系維持回復 事業の内容	
備 考	

(改正後)

(注)

- 1 申請文の「_____自然公園」の箇所には当該自然公園の名称を、「_____生態系維持回復事業」の箇所には生態系維持回復事業計画の名称を記載すること。
- 2 「生態系維持回復事業を行う期間」欄には、当該生態系維持回復事業を行う期間を記載すること。
なお、生態系維持回復事業の内容が複数となる場合であつて、それぞれの事業内容によつて生態系維持回復事業を行う期間が異なる場合には、生態系維持回復事業の内容ごとに記載すること。
- 3 「生態系維持回復事業を行う区域」欄には、生態系維持回復事業を行う区域を具体的に記載すること。
また、当該区域を明らかにした縮尺1：25,000~~程度~~の地形図を添付すること。
- 4 「生態系維持回復事業の内容」欄には、生態系維持回復事業の内容、方法、使用し、又は設置する機材等について概要を記載すること。
また、生態系維持回復事業の内容が複数となる場合は、それぞれの概要を記載すること。
- 5 「備考」欄には、次の事項を記載すること。
 - (1) 土地所有者等関係者の諾否又はその見込み
 - (2) 他の法令の規定により、当該事業が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - (3) 関連する計画の有無（ある場合には、その名称）
 - (4) 事業の実施結果に関する情報提供及び生態系維持回復事業実施計画書を見直した際の情報提供の方法
- 6 申請に当たっては、生態系維持回復事業実施計画書（別紙様式）を添付すること。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正前)

(注)

- 1 申請文の「_____自然公園」の箇所には当該自然公園の名称を、「_____生態系維持回復事業」の箇所には生態系維持回復事業計画の名称を記載すること。
- 2 「生態系維持回復事業を行う期間」欄には、当該生態系維持回復事業を行う期間を記載すること。
なお、生態系維持回復事業の内容が複数となる場合であつて、それぞれの事業内容によつて生態系維持回復事業を行う期間が異なる場合には、生態系維持回復事業の内容ごとに記載すること。
- 3 「生態系維持回復事業を行う区域」欄には、生態系維持回復事業を行う区域を具体的に記載すること。
また、当該区域を明らかにした縮尺1：25,000~~以上~~の地形図を添付すること。
- 4 「生態系維持回復事業の内容」欄には、生態系維持回復事業の内容、方法、使用し、又は設置する機材等について概要を記載すること。
また、生態系維持回復事業の内容が複数となる場合は、それぞれの概要を記載すること。
- 5 「備考」欄には、次の事項を記載すること。
 - (1) 土地所有者等関係者の諾否又はその見込み
 - (2) 他の法令の規定により、当該事業が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - (3) 関連する計画の有無（ある場合には、その名称）
 - (4) 事業の実施結果に関する情報提供及び生態系維持回復事業実施計画書を見直した際の情報提供の方法
- 6 申請に当たっては、生態系維持回復事業実施計画書（別紙様式）を添付すること。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正後)

(別紙様式)

生態系維持回復事業実施計画書

申請者の氏名又は名称、住所及び電話番号

〔法人にあつては、名称、所在地、
電話番号及び代表者の氏名〕

- 1 自然公園名
- 2 生態系維持回復事業の名称
- 3 生態系維持回復事業を行う期間
- 4 生態系維持回復事業の目標
- 5 生態系維持回復事業を行う区域
- 6 生態系維持回復事業の内容
 - (1) 生態系の状況の把握及び監視
 - (2) 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
 - (3) 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
 - (4) 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
 - (5) 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
 - (6) (1)から(5)までに掲げる事業に必要な調査等
- 7 備考

(改正前)

(別紙様式)

生態系維持回復事業実施計画書

申請者の氏名(押印又は署名)又は名称、住所及び電話番号

〔法人にあつては、名称、所在地、電話番号
及び代表者の氏名(押印又は署名)〕

- 1 自然公園名
- 2 生態系維持回復事業の名称
- 3 生態系維持回復事業を行う期間
- 4 生態系維持回復事業の目標
- 5 生態系維持回復事業を行う区域
- 6 生態系維持回復事業の内容
 - (1) 生態系の状況の把握及び監視
 - (2) 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
 - (3) 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
 - (4) 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
 - (5) 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
 - (6) (1)から(5)までに掲げる事業に必要な調査等
- 7 備考

(改正後)

(注)

- 1 「生態系維持回復事業の名称」は、生態系維持回復事業計画の名称を記載すること。
- 2 「生態系維持回復事業の目標」は、維持又は回復すべき対象を明確にした上で、生態系維持回復事業の目標を具体的に記載すること。
- 3 「生態系維持回復事業を行う期間」は、生態系維持回復事業を行う期間を具体的に記載すること。
- 4 「生態系維持回復事業を行う区域」は、生態系維持回復事業を行う区域を具体的に記載すること。
- 5 「生態系維持回復事業の内容」は、次の事項を記載すること。
また、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
ただし、実施しない事業については、記載を要しない。
 - (1) 「生態系の状況の把握及び監視」は、調査・監視の対象とする動植物等の種類、項目、内容、実施方法（調査・監視の方法、使用し、又は設置する機材、実施箇所、実施時期、実施期間等）、目標、関連行為の概要（調査・監視のための動物の捕獲等）等について記載すること。
 - (2) 「生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除」は、防除の対象とする動植物の種類名、防除の実施方法（捕獲等する個体数や個体数調整の目標、捕獲等の方法、使用し、又は設置する機材、実施箇所、実施時期、実施期間等）、捕獲等をした動植物の取扱い、在来生物の錯誤捕獲を避けるための措置、目標、関連行為の概要（仮工作物の設置等）等について具体的に記載すること。
 - (3) 「動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善」は、生態系を構成する動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善を図るための事業の内容、実施方法（実施箇所、実施面積、実施時期、実施期間、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩等）、目標、関連行為の概要（土地の形状変更、残土処理、仮工作物の設置等）等について具体的に記載すること。
 - (4) 「生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖」は、保護増殖する動植物の種類名、保護増殖の実施方法（保護増殖する動植物の数量、入手等の方法、使用し、又は設置する機材、実施箇所、実施面積、実施時期、実施期間等）、目標、管理方法等について具体的に記載すること。
 - (5) 「生態系の維持又は回復に資する普及啓発」は、普及啓発の内容、実施方法、目標、実施時期、実施期間等について具体的に記載すること。
 - (6) 「(1)から(5)までに掲げる事業に必要な調査等」は、生態系維持回復事業を実施する上で必要な調査・試験研究、動植物の生息・生育環境等の生態系の管理手法に関する調査・試験研究等の内容、実施方法、目標、実施時期、実施期間等について具体的に記載すること。
- 6 「備考」は、次の事項を記載すること。
 - (1) 関連する計画がある場合には、その名称を記載するとともに、当該計画との整合を図る上で留意すべき事項等について具体的に記載すること。
 - (2) 使用し、又は設置した機材等がある場合の事業実施後の取扱い、事業を実施する際の留意事項（従事者台帳の作成及び管理、事業実施に関する周知方法等）等について記載すること。

(改正前)

(注)

- 1 「生態系維持回復事業の名称」は、生態系維持回復事業計画の名称を記載すること。
- 2 「生態系維持回復事業の目標」は、維持又は回復すべき対象を明確にした上で、生態系維持回復事業の目標を具体的に記載すること。
- 3 「生態系維持回復事業を行う期間」は、生態系維持回復事業を行う期間を具体的に記載すること。
- 4 「生態系維持回復事業を行う区域」は、生態系維持回復事業を行う区域を具体的に記載すること。
- 5 「生態系維持回復事業の内容」は、次の事項を記載すること。
また、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
ただし、実施しない事業については、記載を要しない。
 - (1) 「生態系の状況の把握及び監視」は、調査・監視の対象とする動植物等の種類、項目、内容、実施方法（調査・監視の方法、使用し、又は設置する機材、実施箇所、実施時期、実施期間等）、目標、関連行為の概要（調査・監視のための動物の捕獲等）等について記載すること。
 - (2) 「生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除」は、防除の対象とする動植物の種類名、防除の実施方法（捕獲等する個体数や個体数調整の目標、捕獲等の方法、使用し、又は設置する機材、実施箇所、実施時期、実施期間等）、捕獲等をした動植物の取扱い、在来生物の錯誤捕獲を避けるための措置、目標、関連行為の概要（仮工作物の設置等）等について具体的に記載すること。
 - (3) 「動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善」は、生態系を構成する動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善を図るための事業の内容、実施方法（実施箇所、実施面積、実施時期、実施期間、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩等）、目標、関連行為の概要（土地の形状変更、残土処理、仮工作物の設置等）等について具体的に記載すること。
 - (4) 「生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖」は、保護増殖する動植物の種類名、保護増殖の実施方法（保護増殖する動植物の数量、入手等の方法、使用し、又は設置する機材、実施箇所、実施面積、実施時期、実施期間等）、目標、管理方法等について具体的に記載すること。
 - (5) 「生態系の維持又は回復に資する普及啓発」は、普及啓発の内容、実施方法、目標、実施時期、実施期間等について具体的に記載すること。
 - (6) 「(1)から(5)までに掲げる事業に必要な調査等」は、生態系維持回復事業を実施する上で必要な調査・試験研究、動植物の生息・生育環境等の生態系の管理手法に関する調査・試験研究等の内容、実施方法、目標、実施時期、実施期間等について具体的に記載すること。
- 6 「備考」は、次の事項を記載すること。
 - (1) 関連する計画がある場合には、その名称を記載するとともに、当該計画との整合を図る上で留意すべき事項等について具体的に記載すること。
 - (2) 使用し、又は設置した機材等がある場合の事業実施後の取扱い、事業を実施する際の留意事項（従事者台帳の作成及び管理、事業実施に関する周知方法等）等について記載すること。

(改正後)

第十三号様式の四 (第十九条の六)

生態系維持回復事業変更確認 (認定) 申請書

_____自然公園における_____生態系維持回復事業の確認 (認定) を受けた事項を変更したいので、千葉県立自然公園条例第26条第6項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名又は名称、住所及び電話番号

法人にあつては、名称、所在地、電話番号及び代表者の氏名

確認 (認定) を受けた年月日及び番号	年 月 日 第 号		
変更の 内容	事項	変更前	変更後
	生態系維持回復事業を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
変更を必要とする理由	生態系維持回復事業を行う区域		
	生態系維持回復事業の内容		
備考			

(改正前)

第十三号様式の四 (第十九条の六)

生態系維持回復事業変更確認 (認定) 申請書

_____自然公園における_____生態系維持回復事業の確認 (認定) を受けた事項を変更したいので、千葉県立自然公園条例第26条第6項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名 (押印又は署名) 又は名称、住所及び電話番号

法人にあつては、名称、所在地、電話番号及び代表者の氏名 (押印又は署名)

確認 (認定) を受けた年月日及び番号	年 月 日 第 号		
変更の 内容	事項	変更前	変更後
	生態系維持回復事業を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
変更を必要とする理由	生態系維持回復事業を行う区域		
	生態系維持回復事業の内容		
備考			

(改正後)

(注)

- 1 「確認（認定）を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の実施に係る確認通知書（認定通知書）記載のものを記載すること。
- 2 「変更の内容」欄には、確認（認定）を受けた事項と今回変更する事項とを対比して明示すること。
- 3 「生態系維持回復事業を行う区域」を変更する場合には、当該区域を明らかにした縮尺1：25,000程度^{程度}の地形図を添付すること。
- 4 「備考」欄には、次の事項を記載すること。
 - (1) 土地所有者等関係者の諾否又はその見込み
 - (2) 他の法令の規定により、当該事業が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
- 5 申請に当たっては、変更後の生態系維持回復事業実施計画書（別記第13号様式の3の（別紙様式））を添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正前)

(注)

- 1 「確認（認定）を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の実施に係る確認通知書（認定通知書）記載のものを記載すること。
- 2 「変更の内容」欄には、確認（認定）を受けた事項と今回変更する事項とを対比して明示すること。
- 3 「生態系維持回復事業を行う区域」を変更する場合には、当該区域を明らかにした縮尺1：25,000以上^{以上}の地形図を添付すること。
- 4 「備考」欄には、次の事項を記載すること。
 - (1) 土地所有者等関係者の諾否又はその見込み
 - (2) 他の法令の規定により、当該事業が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
- 5 申請に当たっては、変更後の生態系維持回復事業実施計画書（別記第13号様式の3の（別紙様式））を添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正後)

第十三号様式の五 (第十九条の七)

生態系維持回復事業軽微変更届

_____自然公園における_____生態系維持回復事業の_____を
変更したので、千葉県立自然公園条例第26条第9項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

千葉県知事 様

届出者の氏名又は名称、住所及び電話番号

(法人にあつては、名称、所在地、
電話番号及び代表者の氏名)

確認を受けた(認定を受けた)年月日及び番号		
変更の内容	変更前	変更後
変更した年月日	年 月 日	
備考		

(注)

- 「確認を受けた(認定を受けた)年月日及び番号」欄には、当該事業の実施に係る確認通知書(認定通知書)記載のものを記載すること。
- 「変更の内容」欄には、変更した事項を記載するとともに、確認を受けた(認定を受けた)内容と今回変更した内容とを対比して明示すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正前)

第十三号様式の五 (第十九条の七)

生態系維持回復事業軽微変更届

_____自然公園における_____生態系維持回復事業の_____を
変更したので、千葉県立自然公園条例第26条第9項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

千葉県知事 様

申請者の氏名(押印又は署名)又は名称、住所及び電話番号

(法人にあつては、名称、所在地、電話番号
及び代表者の氏名(押印又は署名))

確認を受けた(認定を受けた)年月日及び番号		
変更の内容	変更前	変更後
変更した年月日	年 月 日	
備考		

(注)

- 「確認を受けた(認定を受けた)年月日及び番号」欄には、当該事業の実施に係る確認通知書(認定通知書)記載のものを記載すること。
- 「変更の内容」欄には、変更した事項を記載するとともに、確認を受けた(認定を受けた)内容と今回変更した内容とを対比して明示すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(改正後)

第十三号様式の六 (第二十条)

(表)

第 号	身 分 証 明 書	この証明書を携帯する者は、千葉県立自然公園条例第15条に規定する立入検査等を行う職員である。
写 真	所 属 職 名	
氏 名	氏 名	
年 月 日	年 月 日	
年 月 日	年 月 日	
千 葉 県 知 事	印	

(注) この用紙は、A列6番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。

(裏)

千葉県立自然公園条例 (抄)

第十五条 (報告徴収及び立入検査)
知事は、第九条第三項の認可を受けた者に対し、第八条から前条までの規定の施行に必要な限度において、相当の期限を定めてその公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事は、第八条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第十四条の三第四項の認定を受けた者に対し、相当の期限を定めて認定利用拠点整備改善計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十八条の六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

二 〇七 (略)

(改正前)

第十三号様式の六 (第二十条)

(表)

第 号	身 分 証 明 書	この証明書を携帯する者は、千葉県立自然公園条例第15条に規定する立入検査等を行う職員である。
写 真	所 属 職 名	
氏 名	氏 名	
年 月 日	年 月 日	
年 月 日	年 月 日	
千 葉 県 知 事	印	

(注) この用紙は、A列6番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。

(裏)

千葉県立自然公園条例 (抄)

第十五条 (報告徴収及び立入検査)
知事は、第九条第三項の認可を受けた者に対し、第八条から前条までの規定の施行に必要な限度において、相当の期限を定めてその公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

二 〇七 (略)

(改正後)

第十四号様式 (第二十条)

(表)

第 身 分 証 明 書 号	
写 所属 真 職名 氏 名 年 月 日生 年 月 日交付	この証明書を携帯する者は、千葉県立自然公園条例第22条に規定する立入検査を行う職員である。
千葉県知事 団	

(注) この用紙は、A列6番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。

(裏)

千葉県立自然公園条例 (抄)
(報告徴収及び立入検査)

第二十二條 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第十九条第一項の規定による許可を受けた者又は第二十条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、相当の期限を定めて、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第十九条第一項、第二十条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第十九条第一項各号若しくは第二十条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十五條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

四 第二十二條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第二十二條第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

六 七 (略)

(改正前)

第十四号様式 (第二十条)

(表)

第 身 分 証 明 書 号	
写 所属 真 職名 氏 名 年 月 日生 年 月 日交付	この証明書を携帯する者は、千葉県立自然公園条例第22条に規定する立入検査を行う職員である。
千葉県知事 団	

(注) この用紙は、A列6番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。

(裏)

千葉県立自然公園条例 (抄)
(報告徴収及び立入検査)

第二十二條 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第十九条第一項の規定による許可を受けた者又は第二十条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、相当の期限を定めて、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第十九条第一項、第二十条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第十九条第一項各号若しくは第二十条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

四 第二十二條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第二十二條第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六 七 (略)

(改正後)

第十五号様式之二 (第二十条)

(表)

第 _____ 号	
身 分 証 明 書	
写 真	所属 職名 氏 _____ 名 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 年 _____ 月 _____ 日交付 千葉県知事 _____ 印

この証明書を携帯する者は、千葉県立自然公園条例第28条の6に規定する立入検査等を行う職員である。

(注) この用紙は、A列6番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。

(裏)

千葉県立自然公園条例 (抄)

(報告徴収及び立入検査)

第二十八条の六 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第二十八条の第三項の認定を受けた者に対し、相当の期限を定めて認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2| 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3| 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十五条 次各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一| 第十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十八条の六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

二| 八 (略)

(改正前)

(新設)

(改正後)

第十六号様式 (第二十条)

(表)

第 身 分 証 明 書 号	第 身 分 証 明 書 号
写 真 所属 職名 氏 名 年 月 日 生 年 月 日 交付	この証明書を携帯する者は、千葉県立自然公園条例第29条に規定する実地調査のための立入り、標識の設置等を行う職員である。
千葉県知事 印	千葉県知事 印

(注) この用紙は、A列6番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。

(裏)

千葉県立自然公園条例 (抄)
(実地調査)

第二十九条 知事は、自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、当該職員をして、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 知事は、当該職員をして前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。この条において以下同じ。)及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

4 第一項の職員については、第二十二条第三項の規定を準用する。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一(七) (略)

八 第二十九条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げたとき。

(改正前)

第十六号様式 (第二十条)

(表)

第 身 分 証 明 書 号	第 身 分 証 明 書 号
写 真 所属 職名 氏 名 年 月 日 生 年 月 日 交付	この証明書を携帯する者は、千葉県立自然公園条例第29条に規定する実地調査のための立入り、標識の設置等を行う職員である。
千葉県知事 印	千葉県知事 印

(注) この用紙は、A列6番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。

(裏)

千葉県立自然公園条例 (抄)
(実地調査)

第二十九条 知事は、自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、当該職員をして、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 知事は、当該職員をして前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。この条において以下同じ。)及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

4 第一項の職員については、第二十二条第三項の規定を準用する。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一(六) (略)

七 第二十九条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げたとき。

(改正後)

第十八号様式 (第二十一条)

補償請求書

千葉県立自然公園条例第30条の規定により、次のとおり損失の補償を請求します。

年 月 日

千葉県知事 様

請求者の氏名及び住所

〔法人にあつては、名称、所在地
及び代表者の氏名〕

補償請求の理由	
損失を受けた額	
請求する補償額	
請求額の内訳	
備 考	

(注) 証拠書類を添付すること。

(改正前)

第十八号様式 (第二十一条)

補償請求書

千葉県立自然公園条例第30条の規定により、次のとおり損失の補償を請求します。

年 月 日

千葉県知事 様

請求者の氏名 (押印又は署名) 及び住所

〔法人にあつては、名称、所在地及び
代表者の氏名 (押印又は署名)〕

補償請求の理由	
損失を受けた額	
請求する補償額	
請求額の内訳	
備 考	

(注) 証拠書類を添付すること。